

第1章 宇土市の現状

1.1 宇土市の現況

1.1.1 宇土市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海（不知火海）を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めています。

市域は東西 20.4 km、南北 7.9 km と東西方向に細長く、総面積は 74.3 km² です。北に熊本市、南に宇城市とそれぞれ隣接しています。

九州を南北に縦貫する国道3号及び、ほぼそれに沿って走る JR 鹿児島本線、宇土半島を東西にのびる国道57号及び JR 三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっています。



(2) 歴史

本市は、中世より交通の要衝地であることから、近世には小西行長公の城下町となり、以降明治にかけて県内の商工業の拠点として栄えてきました。

昭和29(1954)年4月1日、宇土郡内の宇土町、花園村、轟村、緑川村、網津村の5町村が合併して新宇土町が発足しました。同年10月1日には飽託郡走潟村と宇土郡不知火村伊無田を編入合併、昭和31(1956)年4月1日には下益城郡富合村三拾町地区の編入合併があり、昭和33(1958)年10月1日に網田村を編入合併し市制を施行し、現在に至っています。

1.1.2 人口

(1) 人口・世帯数の推移（人口、世帯数、年齢別、DID）

① 人口・世帯数の推移

- 人口は平成 17(2005)年まで増加傾向、以降はゆるやかに減少傾向
- 世帯数は増加傾向にあるが、平均世帯人員は減少傾向

本市の人口は平成 17(2005)年まで増加傾向でしたが、それ以降はゆるやかに減少し、令和 2(2020)年時点の人口は 36,122 人となっています。

また、世帯数は、増加傾向にあり、令和 2(2020)年時点では、13,499 世帯となっています。

一方で、1 世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向にあり、核家族化や少人数世帯の増加がうかがえます。

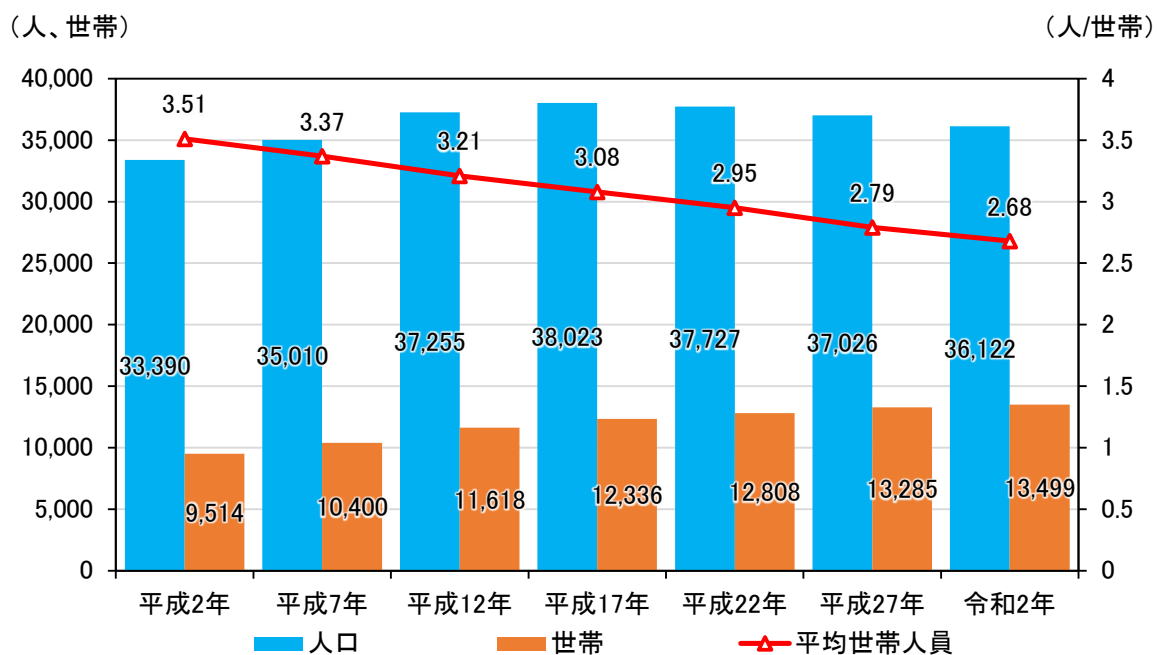


図 人口、世帯数、平均世帯人員の推移

資料：各年国勢調査

② 年齢別人口

■ 老年人口の割合は30年間で14.7ポイント増加

令和2(2020)年時点の年齢別人口をみると、年少人口(0～14歳)は4,863人、生産年齢人口(15～64歳)は20,084人、老年人口(65歳以上)は10,885人となっています。

全体に占める老年人口の割合は30.1%を占めており、平成2(1990)年から令和2(2020)年までの30年間で14.7ポイント増加していることから、少子高齢化の進行がうかがえます。

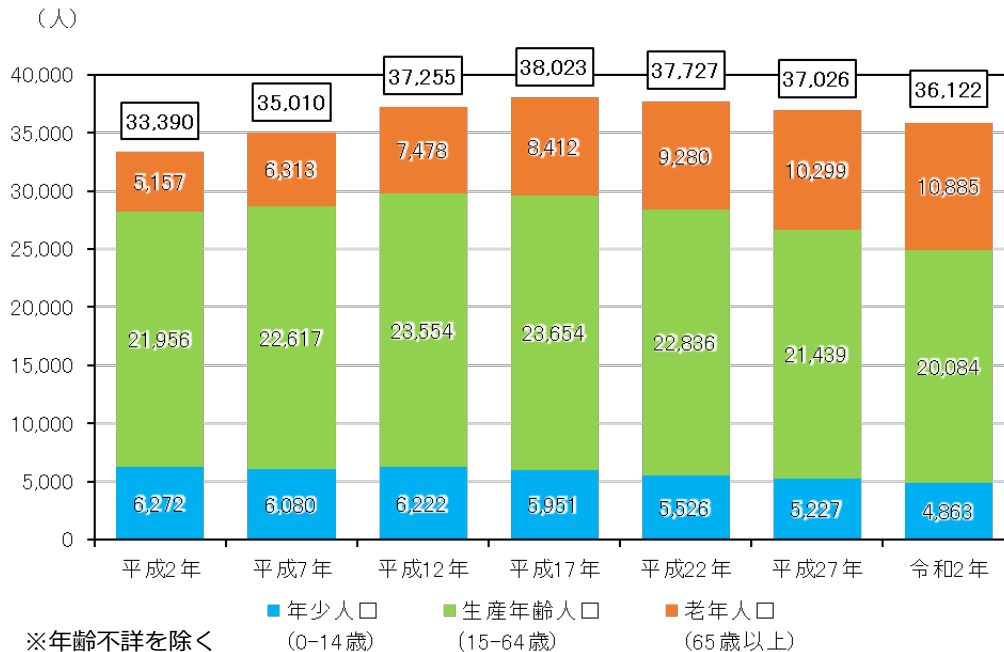


図 年齢別人口の推移

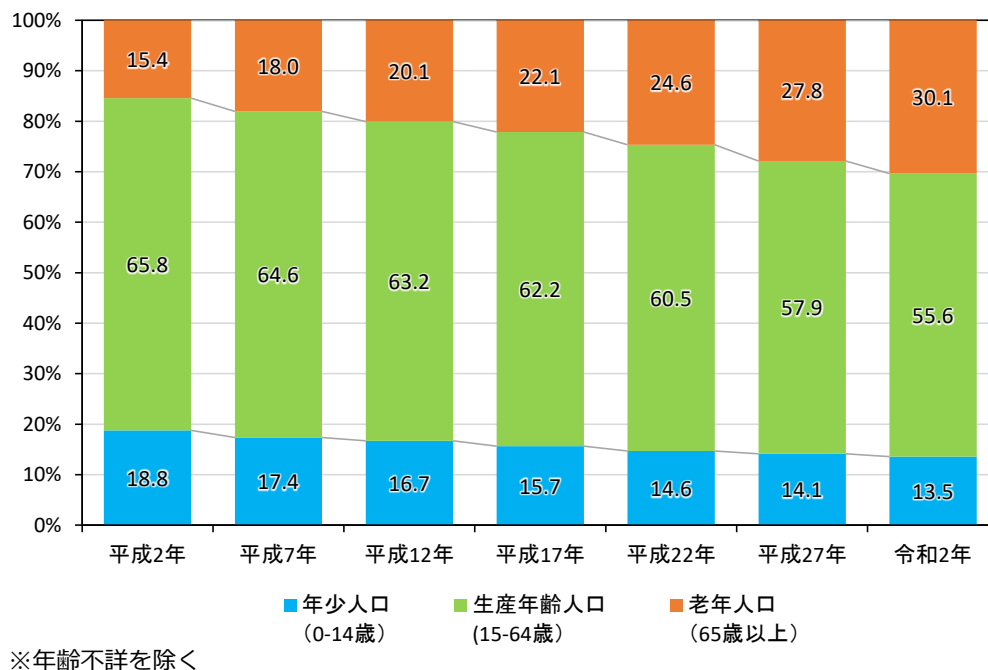


図 年齢別人口の割合

資料：各年国勢調査

③ 人口集中地区の推移

- 人口集中地区の人口、面積は共に増加傾向
- 人口密度は大幅な減少傾向にあり、令和 2(2020)年時点で 31.8 人/ha

人口集中地区の人口・面積は、それぞれ増加傾向にあり、令和 2(2020)年時点では10,167人、3.2 km²となっています。

一方で、人口集中地区の人口密度は、減少傾向にあり、昭和 45(1970)年から令和 2(2020)年までに 67.2 人/ha から 31.8 人/ha と大幅に減少しています。

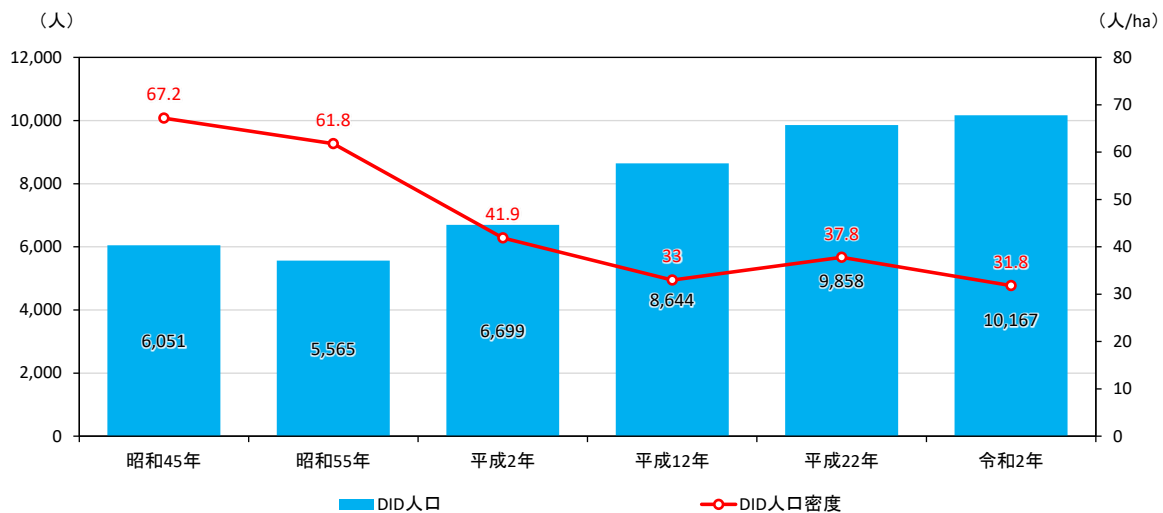


図 人口集中地区の推移 (人口、人口密度)

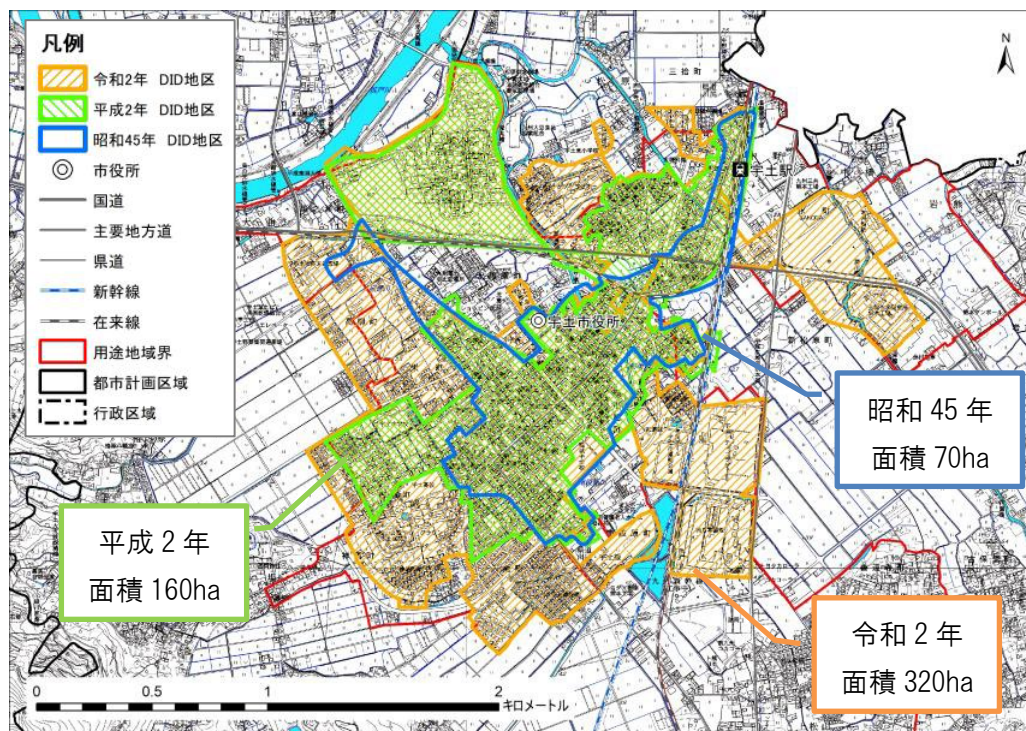


図 人口集中地区の変遷

資料：国土数値情報ダウンロードサービス

(2) 地域別の人口動向

- 人口密度は用途地域内が高く、中心市街地に人口の集積がみられる
- 高齢化率は市西側の地域が高く、都市計画区域内は低い

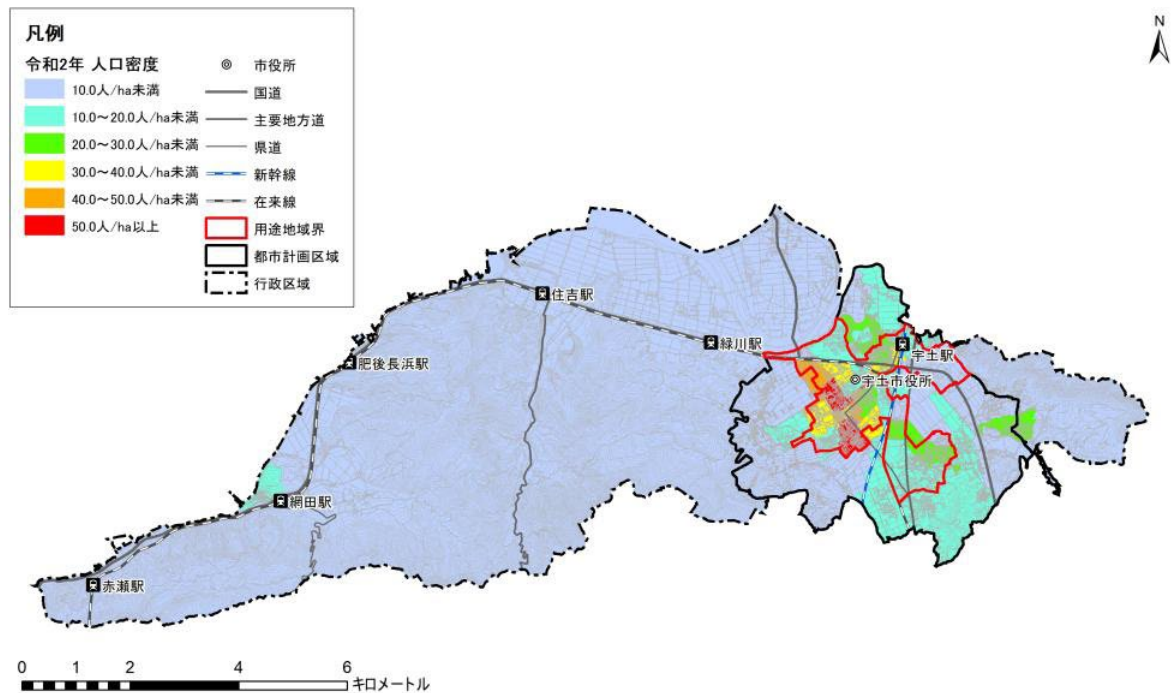


図 人口密度の分布

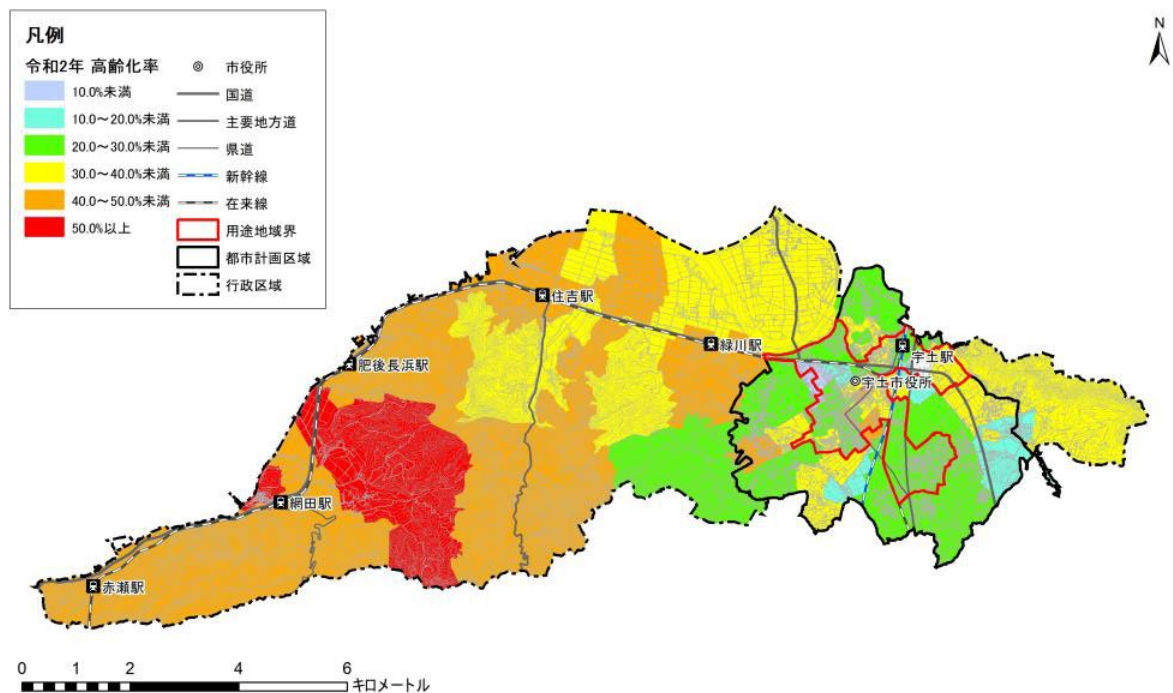


図 高齢化率の分布

資料：令和2年国勢調査

(3) 将来人口動向

- 将来人口は減少傾向にあり、令和 27(2045)年までに約 2 割減少する見込み
- 年少人口・生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向
- 少子高齢化の進行が予想される

国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来の人口推計での本市の人口は、令和 2(2020)年(36,122 人)から令和 27(2045)年(29,463 人)まで減少傾向で推移し、約 2 割減少する見込みとなっています。

また、各年齢の人口割合は年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移し、老年人口が増加傾向で推移することから、少子高齢化の更なる進行が予想されます。

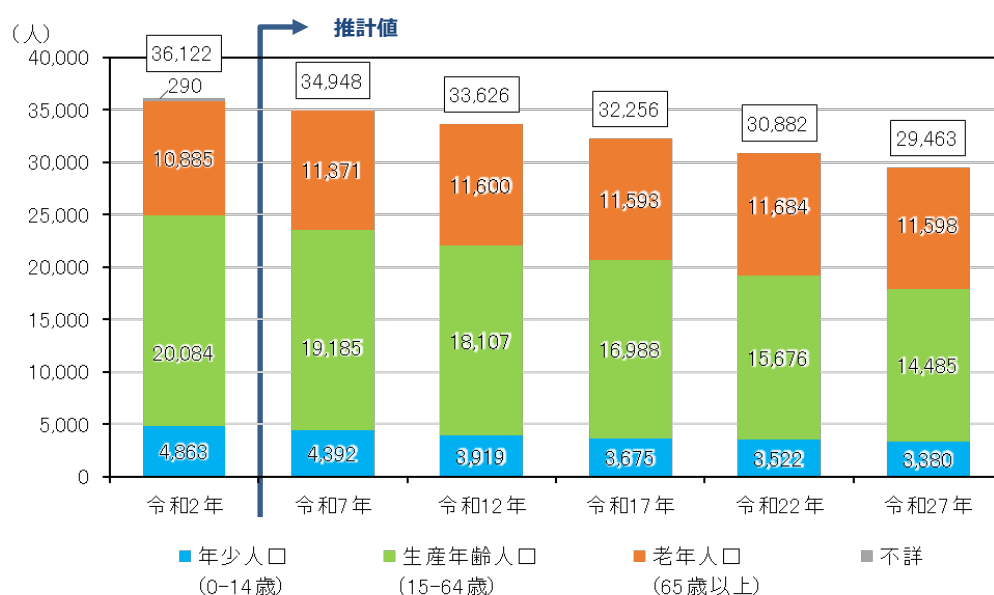


図 将来人口の推移

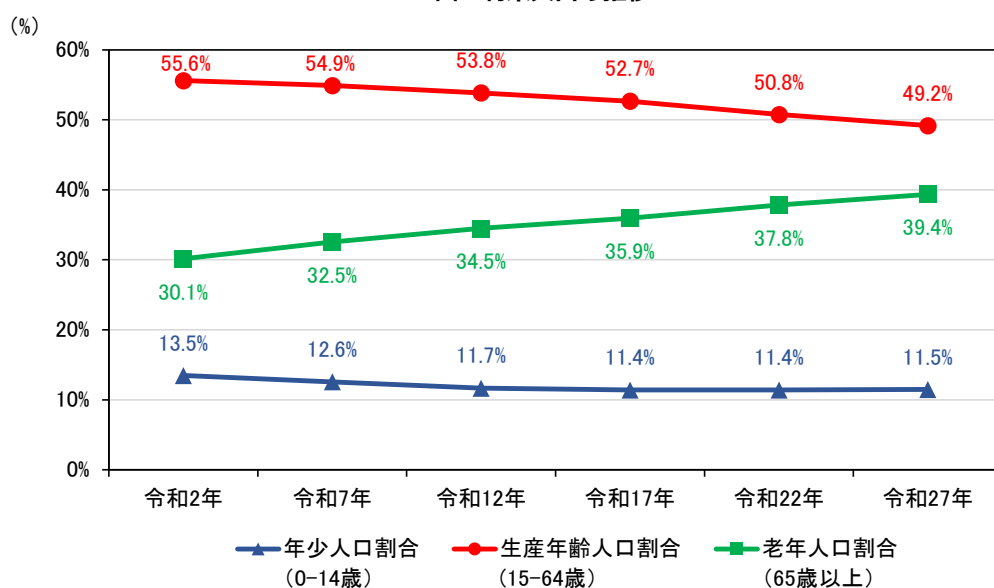


図 年齢別人口割合の推移

資料：令和 2 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

1.1.3 通勤・通学状況から見た都市の性格

(1) 通勤・通学状況

- 流出率は平成 27(2015)年まで増加傾向、令和 2(2020)年から減少傾向
- 流入率は増加傾向
- 流出先・流入元の市町村は、どちらも熊本市が最多

通勤・通学による市外への流出数は、令和 2(2020)年時点で 9,139 人であることに對し、市外からの流入数は 6,287 人であるため、流出超過の状況になっています。

通勤・通学による流出率は平成 27(2015)年までは増加傾向ですが、令和 2(2020)年時点では 52.0%と減少傾向に転じています。一方、流入率は令和 2(2020)年時点では 42.7%と増加傾向を維持しています。

流入先・流入元の市町村をみると、どちらも隣接している熊本市が最も多い状況です。

表 流出・流入人口の推移

単位 (人)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
					総数	就業者	通学者
本市に居住して 就業・通学する人		20,172	19,290	19,303	17,577	16,077	1,500
流出	就業者・通学者数	9,856	9,986	10,283	9,139	8,148	991
	流出率	48.9%	51.8%	53.3%	52.0%	50.7%	66.1%
本市で 就業・通学する人		15,821	15,004	14,975	14,725	13,795	930
流入	就業者・通学者数	5,505	5,700	5,955	6,287	5,866	421
	流入率	34.8%	38.0%	39.8%	42.7%	42.5%	45.3%

資料：各年国勢調査

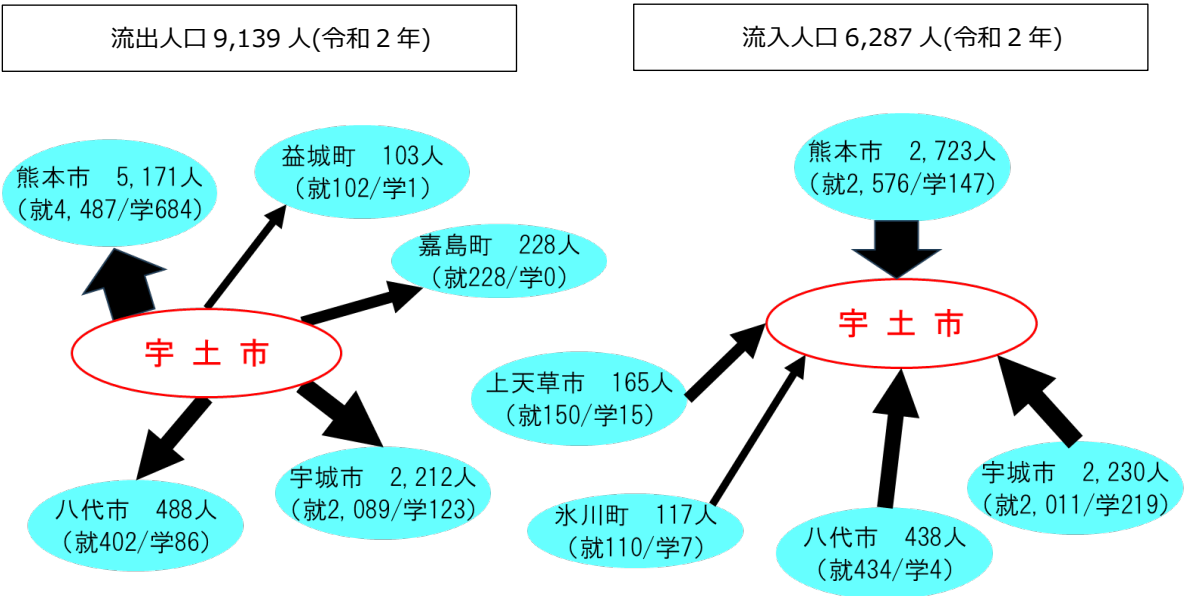


図 通勤・通学の状況(流出・流入人口の上位 5 市町村)

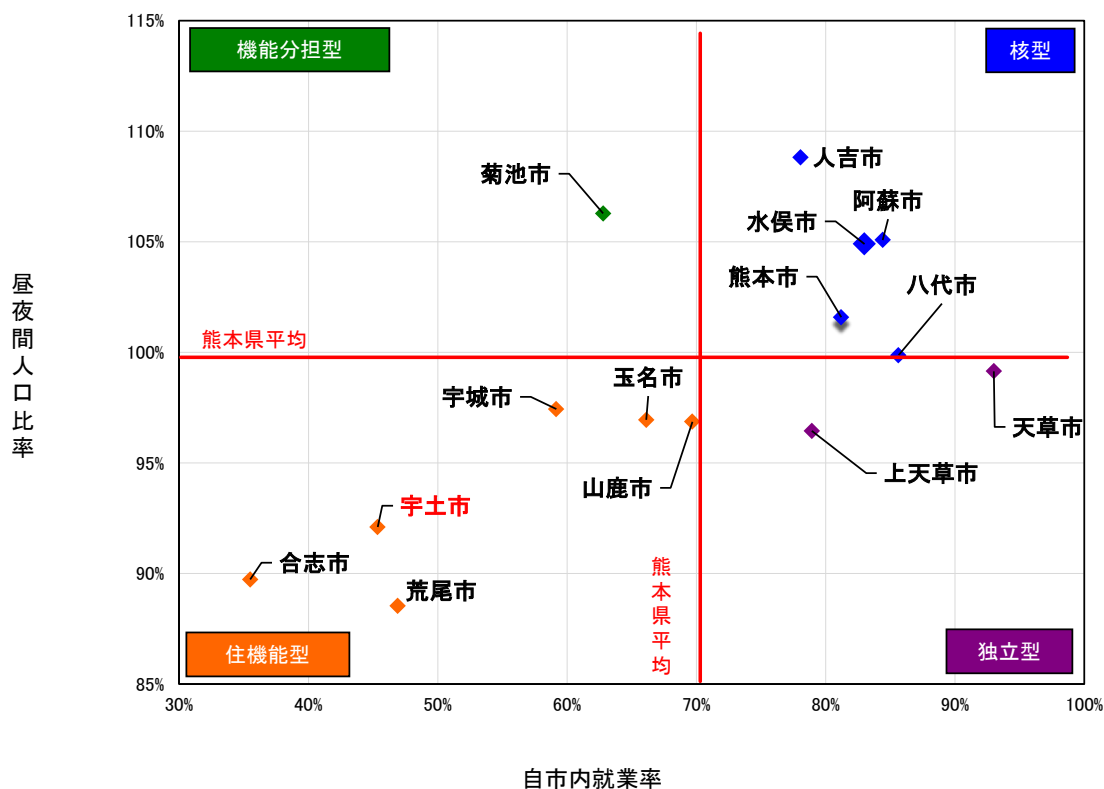
資料：令和 2 年国勢調査

(2) 都市性格分類

■ 周辺都市等のベッドタウンとして機能する「住機能型」の都市

本市の昼夜間人口比率、自市町内就業率を熊本県内の他市と比較すると、昼夜間人口比率、自市町内就業率ともに県平均値以下となっています。

自市内での就業・通学者が少なく、夜間の人口が多いことから、周辺都市等のベッドタウンとして機能する「住機能型」の都市であるといえます。



核型：自市内で働く人が多く、就業・通学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能

独立型：自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、自市内である程度独立した生活圏を形成

住機能型：自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能

機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職・教育等の機能に特化

図 県内主要都市の自市内就業率・昼夜間人口比率

資料：令和2年国勢調査

1.1.4 産業

(1) 産業別就業者数

- 就業者数は平成 17(2005)年をピークに減少傾向
- 令和 2(2020)年の就業者の比率は県平均並み

15 歳以上就業者数は、平成 17(2005)年をピークに減少傾向にあり、令和 2(2020)年時点では、16,077 人となっています。

産業別内訳は、第 1 次産業が 1,265 人 (7.9%)、第 2 次産業が 3,573 人 (22.2%)、第 3 次産業が 10,693 人 (66.5%) となっています。

県平均と比べると就業者の比率は、ほぼ同等となっています。

平成 2(1990)年以降の産業別就業者の割合は、第 1 次産業、第 2 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業は増加傾向となっています。

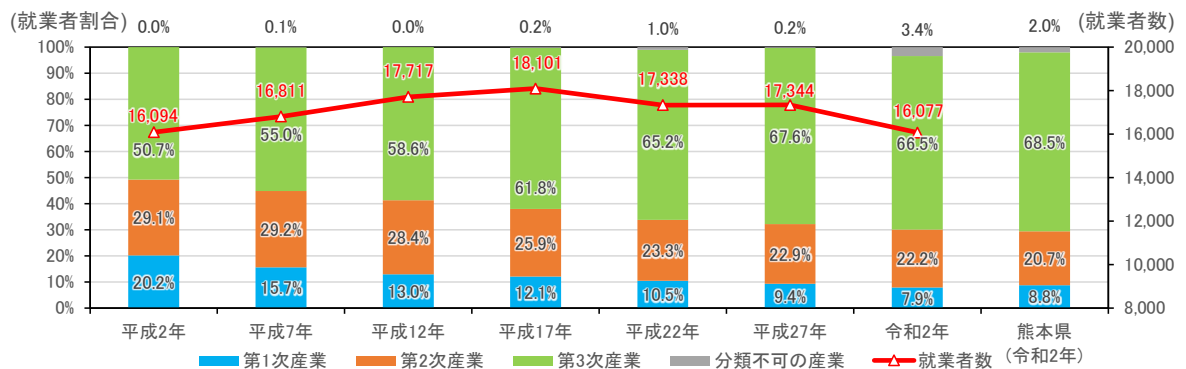


図 産業分類別人口の推移

資料：各年国勢調査

(2) 商工業

① 商業

- 年間商品販売額は平成 24(2012)年までは減少傾向、平成 26(2014)年から増加傾向
- 売場面積・事業所数・従業者数は増減を繰り返しながら推移

年間商品販売額は、平成 24(2012)年までは減少傾向でしたが、平成 26(2014)年から増加傾向へと転じ、令和 2(2020)年時点で 838 億円となっています。また、売場面積・事業所数・従業者数は増減を繰り返しながら推移しています。

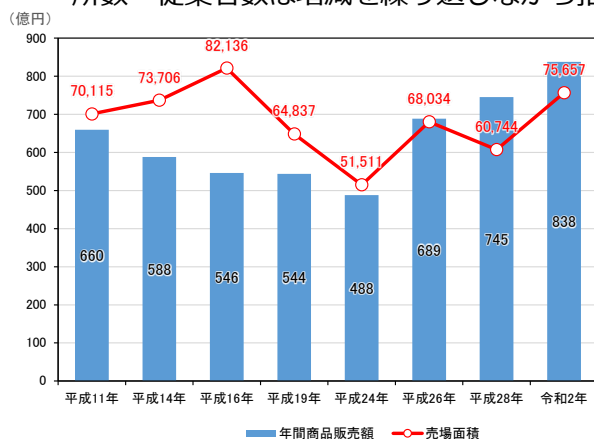


図 年間商品販売額・売場面積の推移

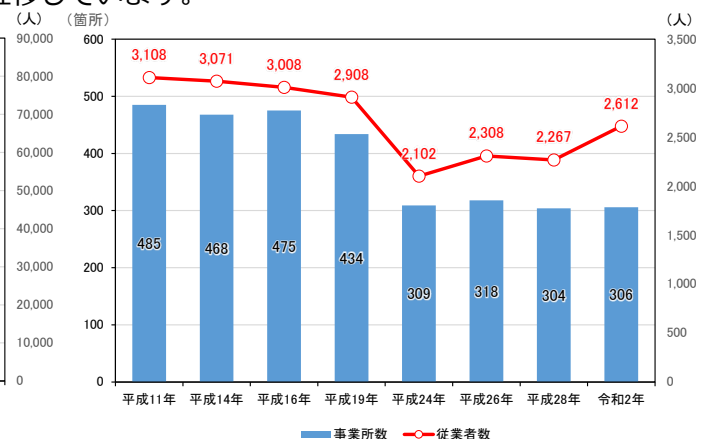


図 事業所数・従業者数の推移

資料：各年商業統計調査、平成 24 年・平成 28 年・令和 2 年経済センサス活動調査

② 工業

- 製造品出荷額等は令和 2(2020)年時点で 1,122.9 億円と過去最大
- 事業所数はやや減少傾向、従業者数は近年増加傾向

製造品出荷額等は、令和 2(2020)年時点で 1,122.9 億円となっており、過去最大となっています。

事業所数は、増減を繰り返しながらやや減少傾向にあり、令和 2(2020)年時点の事業所数は 47 箇所となっています。

一方、従業者数も増減を繰り返していますが、近年では増加傾向にあり、令和 2(2020)年時点での従業者数は 2,400 人となっています。

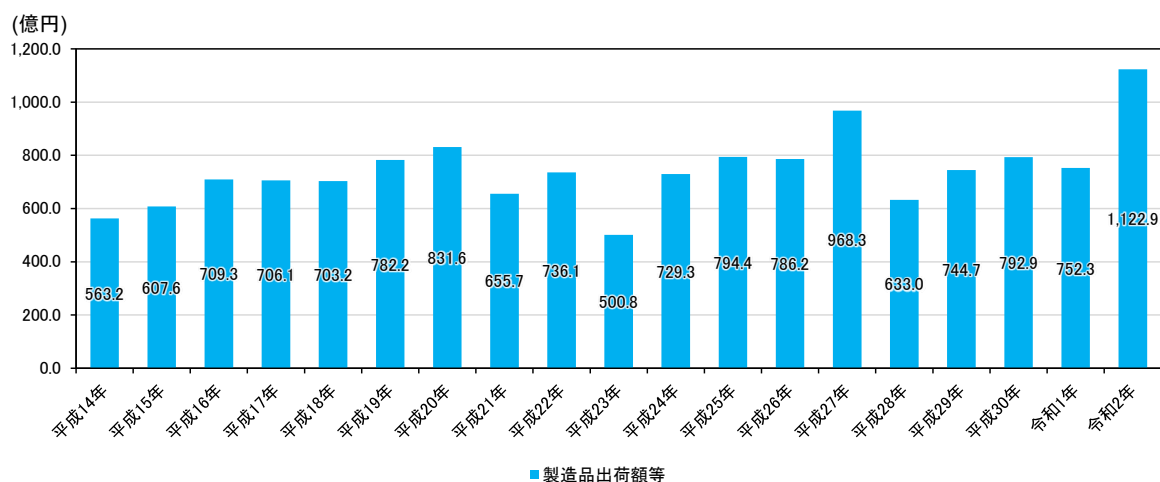


図 製造品出荷額等

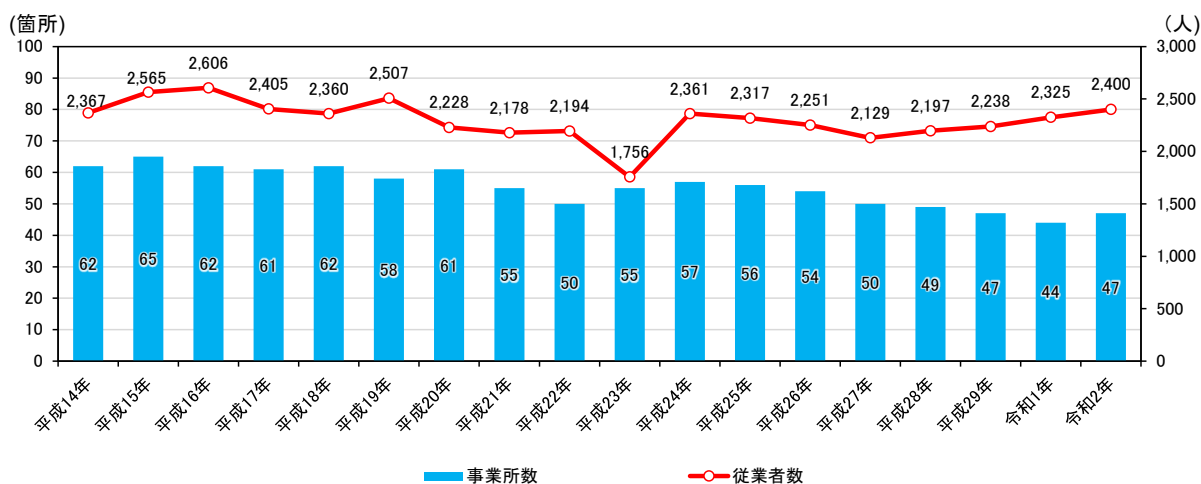


図 事業所数・従業者数

資料：各年工業統計調査、平成 23 年・平成 27 年経済センサス活動調査

③ 農業

■ 令和 2(2020)年時の本市の農家数は 923 戸、農業就業人口は 1,421 人
■ 農業総生産額は令和 2(2020)年で約 1,685 百万円、平成 2(1990)年と比較して約 2,830 百万円減少

令和 2(2020)年における農林業センサスによると、本市の農家数は 923 戸、農業就業人口は 1,421 人と、平成 12(2000)年以降、減少傾向にあります。

また、本市全体の農業総生産額は令和 2(2020)年で約 1,685 百万円と、平成 2(1990)年と比較して、約 2,830 百万円減少しています。

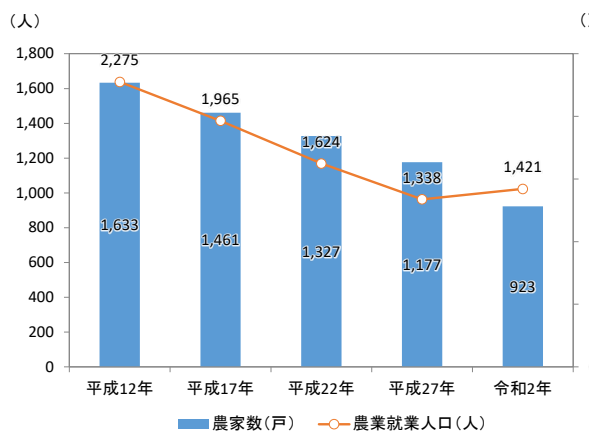


図 農家数及び農業就業人口

資料：各年農林業センサス

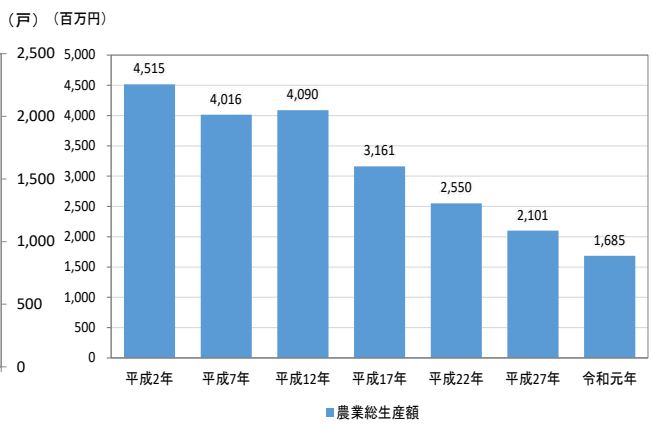


図 農業総生産額の推移

資料：各年市町村民所得推計報告書

1.1.1.5 土地利用

(1) 地形

■ 山間部は標高が高く、東側の平野部で市街地が形成

本市の南・東側の山間部は標高が高く、東側の平野部で市街地が形成されています。

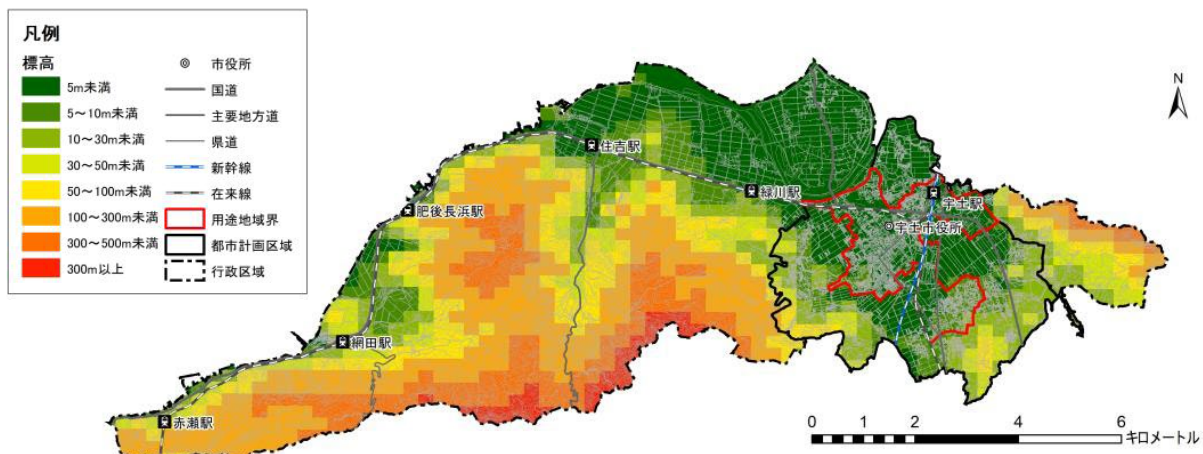


図 地形

資料：国土数値情報ダウンロードサービス

(2) 法規制の状況

① 都市計画法に基づく法規制

■ 行政区の約 2 割になる、1,832ha が都市計画区域に指定

■ 用途地域は 505.0ha で、住居系が約 5 割、工業系が約 3 割を占める

本市は行政区の約 2 割にあたる、1,832ha が都市計画区域に指定されています。また、市東側に広がる平野部には 505ha の用途地域が指定されており、内訳は住居系が 257ha (50.9%)、商業系が 71ha (14.1%)、工業系が 177ha (35.0%) となっています。

表 用途地域の指定状況

用途地域		面積 (ha)	割合
住居系	第一種低層住居専用地域	36.0	7.1%
	第一種中高層住居専用地域	135.0	26.7%
	第一種住居地域	65.0	12.9%
	第二種住居地域	16.0	3.2%
	準住居地域	5.0	1.0%
	住居系計	257.0	50.9%
商業系	近隣商業地域	47.0	9.3%
	商業地域	24.0	4.8%
	商業系計	71.0	14.1%
工業系	準工業地域	62.0	12.3%
	工業地域	77.0	15.2%
	工業専用地域	38.0	7.5%
	工業系計	177.0	35.0%
合計		505.0	100.0%

資料：令和 3 年都市計画現況調査



図 用途地域の指定状況

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

② その他の法規制

■ 農業振興地域や森林地域など様々な規制がされている

その他の法規制として、本市には農業振興地域や森林地域など様々な規制がされています。

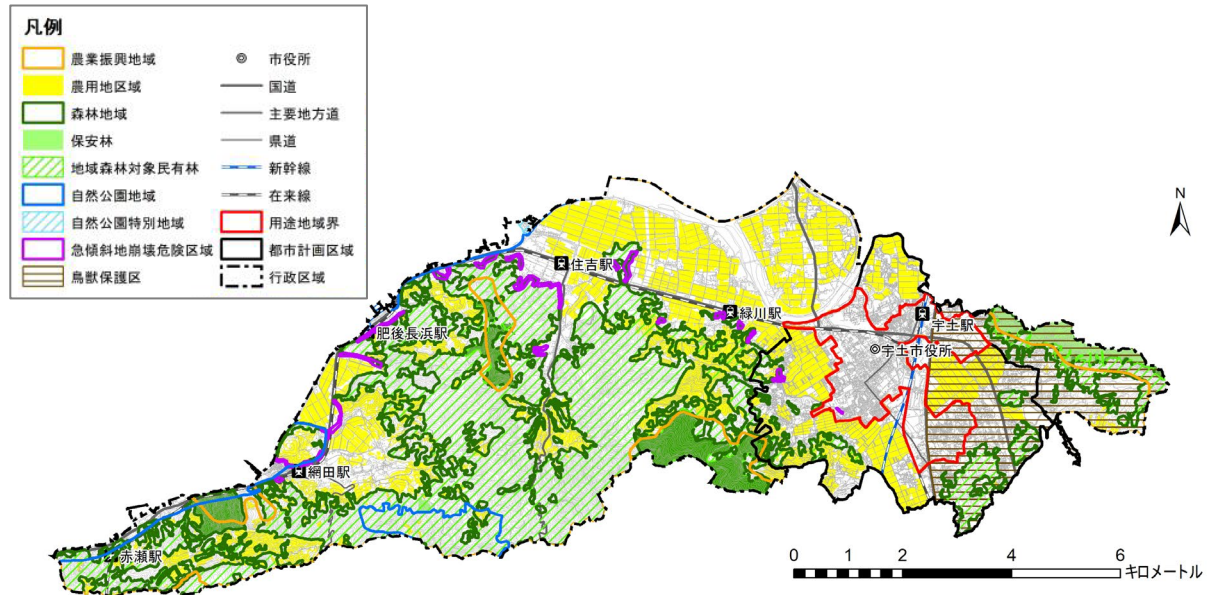


図 各種法規制の指定状況

資料：国土数値情報ダウンロードサービス

(3) 土地利用の状況

- 都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用は 54.3%、都市的土地利用は 45.7%
- 都市的土地利用は用途地域で 81.5%、用途白地地域の自然的土地利用は 67.9%
- 用途地域内の約 3 割は住宅用地が占めており、大規模な工業施設も立地

本市の都市計画区域内の土地利用比率は、自然的土地利用が 54.3%、都市的土地利用が 45.7%となっています。用途別にみると、農地が 36.5%と最も多く、次いで宅地の 27.1%、山林の 10.5%となります。

区域別にみると、用途地域では宅地が 52.6%、道路用地が 11.0%と都市的土地利用が 81.5%を占めています。一方、用途白地地域は、農地が 45.3%、山林が 14.4%と自然的土地利用が 67.9%を占めています。

用途地域内の約 3 割は住宅用地が占めており、大規模な工業施設も用途地域内に立地しています。

表 土地利用別面積集計表

土地利用区分	都市計画区域		用途地域		用途白地地域	
	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
農地(水田、畑)	669.5	36.5	68.8	13.6	600.7	45.3
山林	192.5	10.5	1.9	0.4	190.6	14.4
水面	64.2	3.5	11.4	2.3	52.8	4.0
その他の自然地	68.8	3.8	11.3	2.2	57.5	4.3
自然的土地利用	995.0	54.3	93.4	18.5	901.6	67.9
住宅用地	313.0	17.1	143.2	28.4	169.8	12.8
商業用地	104.5	5.7	58.1	11.5	46.4	3.5
工業用地	78.2	4.3	64.4	12.8	13.8	1.0
宅地	495.7	27.1	265.7	52.6	230.0	17.3
公益施設用地	78.2	4.3	46.1	9.1	32.1	2.4
道路用地	143.5	7.8	55.5	11.0	88.0	6.6
交通施設用地	14.6	0.8	9.0	1.8	5.6	0.4
公共空地	31.4	1.7	9.3	1.8	22.1	1.7
農林漁業施設用地	5.6	0.3	1.0	0.2	4.6	0.3
その他の空地①(ゴルフ場)	10.2	0.6	0.0	0.0	10.2	0.8
その他の空地②(太陽光)	6.2	0.3	2.2	0.4	4.0	0.3
その他の空地③(駐車場)	6.5	0.4	5.4	1.1	1.1	0.1
その他の空地④(都市的土地利用)	45.1	2.5	17.4	3.4	27.7	2.1
都市的土地利用	837.0	45.7	411.6	81.5	425.4	32.1
総面積	1,832.0	100.0	505.0	100.0	1,327.0	100.0

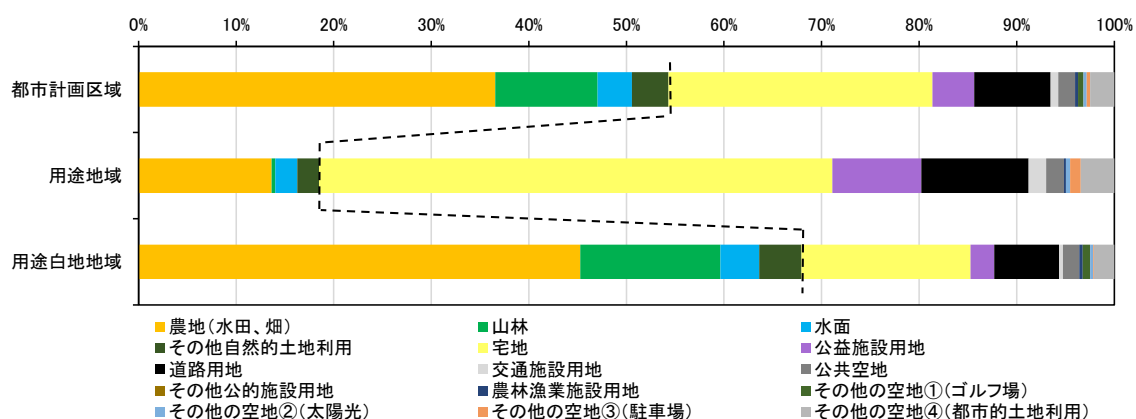


図 土地利用別面積の割合

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

(4) 空き家率

■市内の空き家率は13.0%と県平均並みの水準ではあるが、直近の増加率は高い
(県平均13.8%)

本市の空き家率は平成30(2018)年時点で13.0%となっており、県平均は13.8%となっています。県内の他市町村と比較すると、最も高いのが上天草市23.3%、次いで天草市22.2%、次いで水俣市20.2%となっており、本市は県平均並みの水準となっています。

(%)

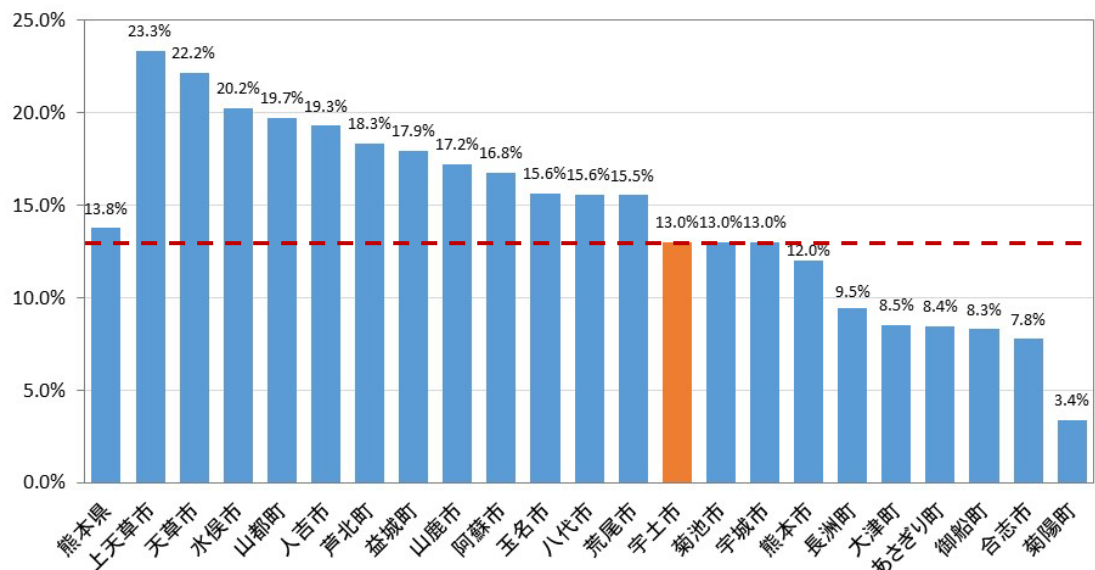


図 空き家率

資料：平成30年住宅・土地統計調査

(%)

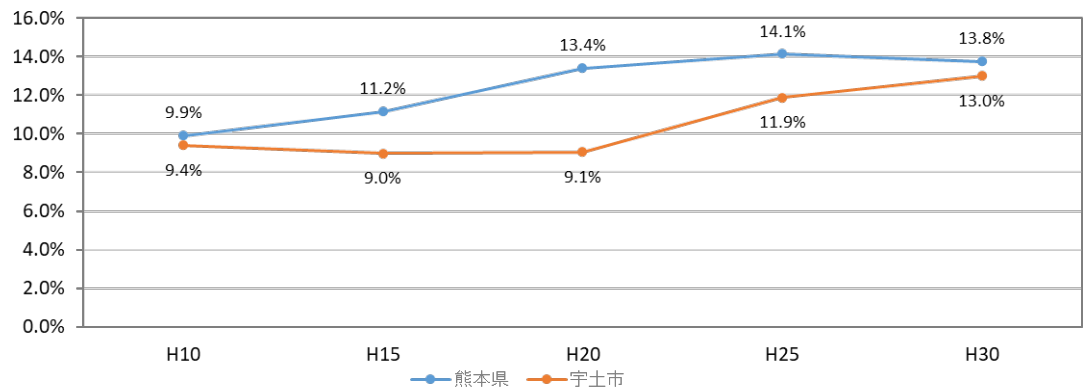


図 空き家率の推移

資料：各年住宅・土地統計調査

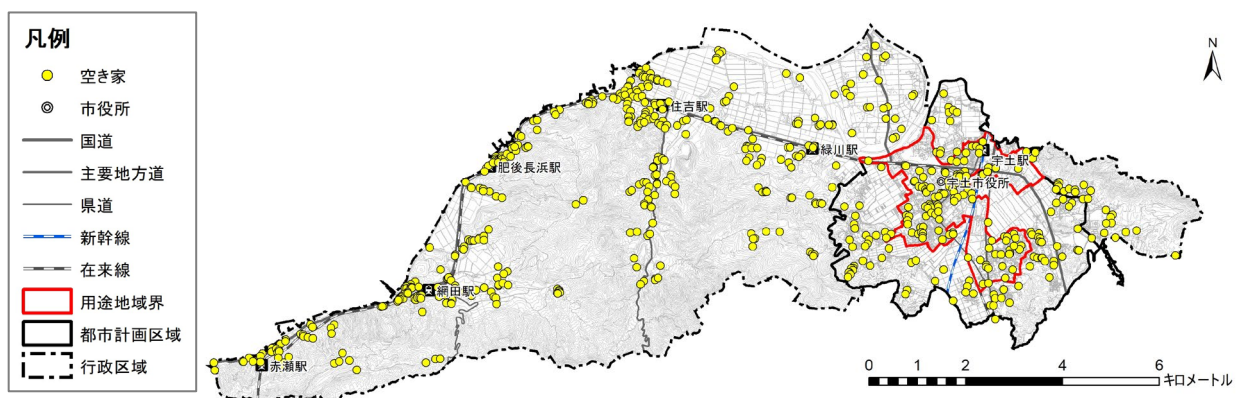


図 空き家状況

資料：庁内資料

1.1.6 開発動向

(1) 新築動向

- 6年間の新築着工件数は1,065件、住宅が約9割を占める
- 用途地域内での新築が若干多い

新築状況をみると平成28(2016)年から令和3(2021)年の6年間で、1,065件行われており、区域別にみると、用途地域が605件、用途白地地域が460件と用途地域内での新築が若干多い状況です。

用途の内訳をみると、用途地域・用途白地地域ともに住宅が約8割を占めています。

表 新築着工状況

		用途地域						用途白地地域						合計
		住宅	商業	工業	公共	その他	合計	住宅	商業	工業	公共	その他	合計	
H28	件数	91	7	4	4	1	107	72	5	0	3	1	81	188
	割合	85.1	6.6	3.7	3.7	0.9	100.0	88.9	6.2	0.0	3.7	1.2	100.0	
H29	件数	141	10	1	6	1	159	105	2	2	4	2	115	274
	割合	88.7	6.3	0.6	3.8	0.6	100.0	91.4	1.7	1.7	3.5	1.7	100.0	
H30	件数	75	7	0	4	0	86	66	2	1	1	1	71	157
	割合	87.2	8.1	0.0	4.7	0.0	100.0	93.0	2.8	1.4	1.4	1.4	100.0	
R1	件数	83	4	0	1	0	88	59	0	0	0	0	59	147
	割合	94.4	4.5	0.0	1.1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
R2	件数	81	5	0	5	0	91	70	1	0	4	1	76	167
	割合	89.0	5.5	0.0	5.5	0.0	100.0	92.1	1.3	0.0	5.3	1.3	100.0	
R3	件数	73	1	0	0	0	74	53	3	0	0	2	58	132
	割合	98.6	1.4	0.0	0.0	0.0	100.0	91.4	5.2	0.0	0.0	3.4	100.0	
合計	件数	544	34	5	20	2	605	425	13	3	12	7	460	1,065
	割合	90.0	5.6	0.8	3.3	0.3	100.0	92.4	2.8	0.7	2.6	1.5	100.0	

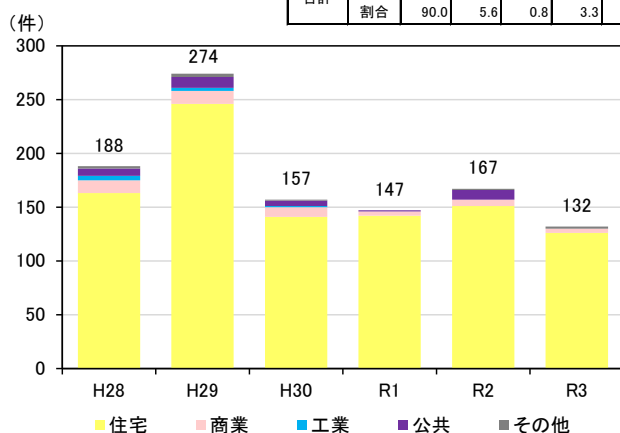


図 新築件数の推移

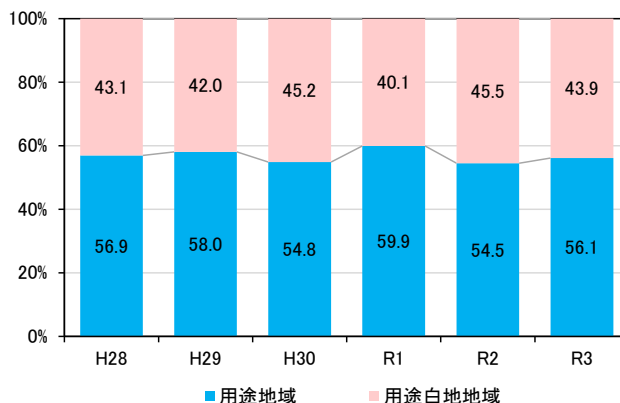


図 区域別新築件数の割合

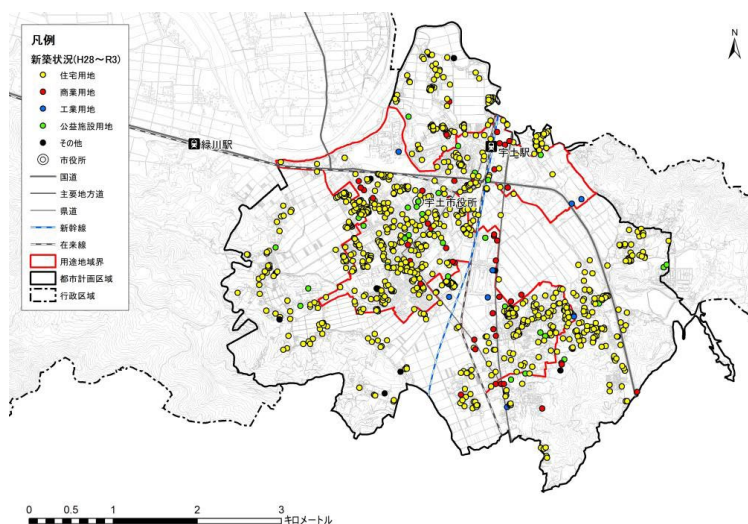


図 新築状況

資料：令和4年都市計画基礎調査

(2) 農地転用状況

■ 6 年間で 394 件、約 33.2ha の農地転用が進行
■ 転用件数は用途白地地域、転用面積は用途地域が多い

農地転用の状況をみると平成 28(2016)年から令和 3(2021)年の 6 年間で 394 件、約 33.2ha の転用が進んでおり、特に住宅用地が多くなっています。区域別にみると、転用件数は用途白地地域での転用が多くなっていますが、転用面積は用途地域の方が多くなっています。

表 農地転用状況

区域	住宅用地		商業用地		工業用地		公共施設用地		その他		不明		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
用途地域	73	80,565	4	7,379	0	0	5	4,370	34	27,711	1	9	117	120,034
用途白地地域	97	74,025	0	0	0	0	5	3,136	42	28,556	5	5,369	149	111,086
都市計画区域外	67	46,463	1	478	1	3,794	9	9,439	49	40,726	1	17	128	100,917
合計	237	201,053	5	7,857	1	3,794	19	16,945	125	96,993	7	5,395	394	332,037

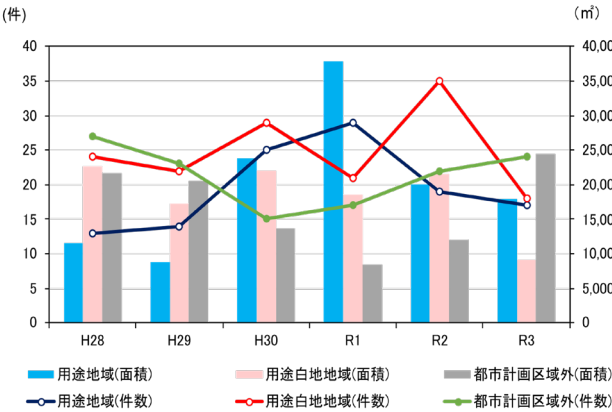


図 農地転用の推移

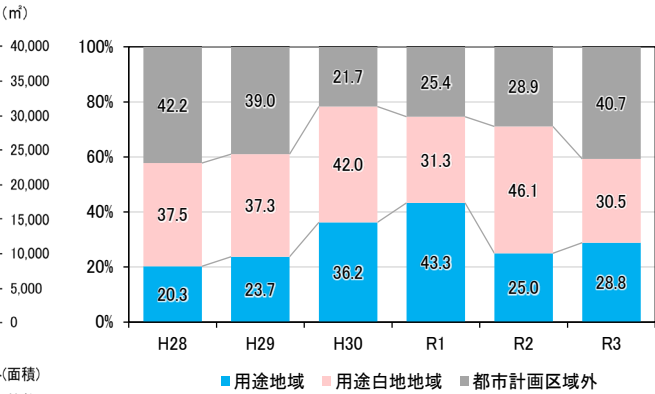


図 区域別農地転用件数の割合

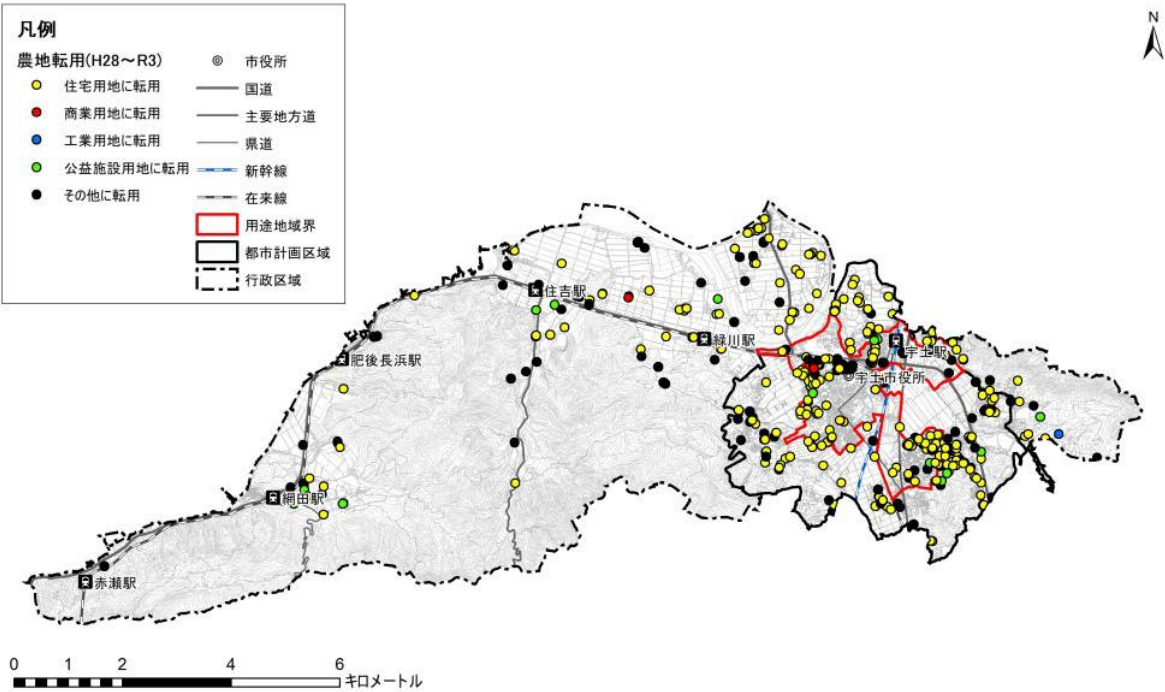


図 農地転用状況

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

1.1.1.7 都市施設

(1) 道路

① 主要道路網の状況

- 国道 3 号、国道 57 号を基軸に道路網を形成
- 中心市街地には主要地方道の八代鏡宇土線、県道川尻宇土線等が通る

道路交通網は、国道 3 号、国道 57 号を基軸に各県道が接続しています。
中心市街地には、主要地方道の八代鏡宇土線、県道川尻宇土線が通っています。
市西側には、宇土半島を縦断するように県道宇土不知火線が通っています。

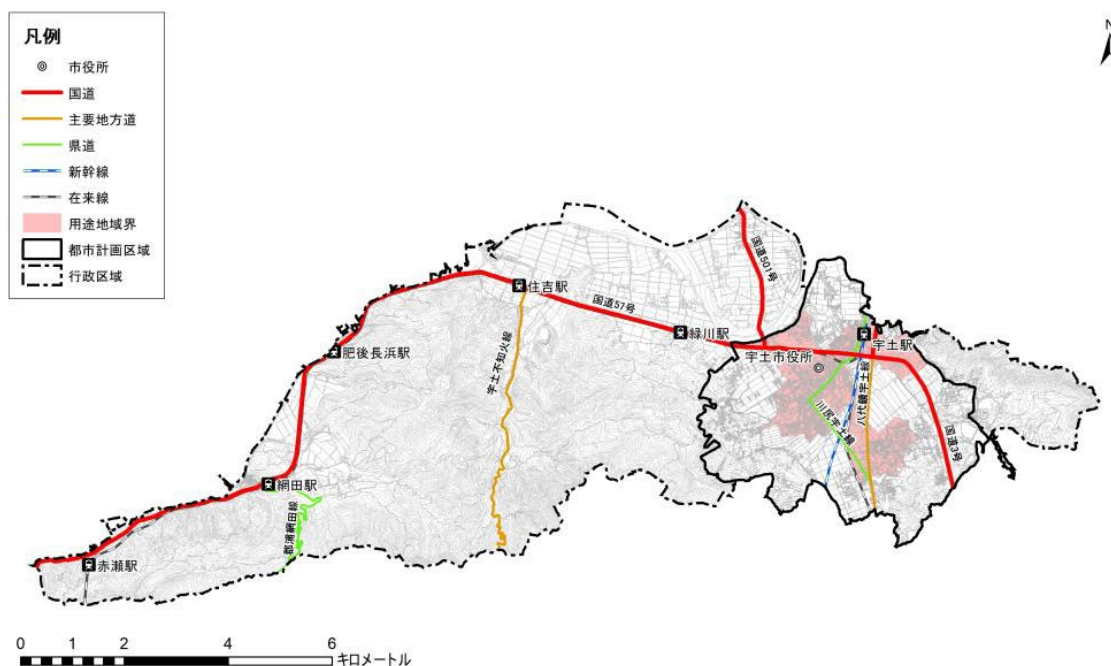


図 主要道路網の状況

資料：令和 3 年交通センサス

② 都市計画道路の整備状況

■ 都市計画道路が 9 路線計画決定されており、うち 5 路線が一部又は全部が未整備

本市の都市計画道路は、9 路線が都市計画決定しており、その内 3 路線は整備完了しています。

また、一部又は全部が未整備となっている路線は、5 路線あります。

3.5.5 北段原線は、整備に着手しています。

表 都市計画道路の整備状況

都市施設名称 (当初決定年月日)	幅員 (m)	計画 (km)	整備済 (km)	未整備 (km)	備考
3.4.1 本町松山線 (S36.2.8)	18	1.76	0.00	1.76	未整備
3.4.2 宇土中央線 (S36.2.8)	16	3.61	2.32	1.29	一部未整備
3.4.3 水町大曲線 (S41.9.20)	16	2.60	0.28	2.32	一部未整備
3.6.4 宇土駅本町線 (S27.3.31)	11	1.78	1.48	0.30	一部未整備
3.5.5 北段原線 (S36.2.8)	12	2.23	1.84	0.39	整備中
3.5.6 南段原線 (S36.2.8)	12	2.42	2.42	0.00	整備済
3.5.7 善道寺松山線 (S57.7.20)	12	1.37	0.00	1.37	未整備
3.3.8 新松原松山線 (S57.7.29)	25	3.85	3.85	0.00	整備済
3.4.10 宇土駅東中央線 (H16.1.5)	20	0.12	0.12	0.00	整備済

資料：庁内資料

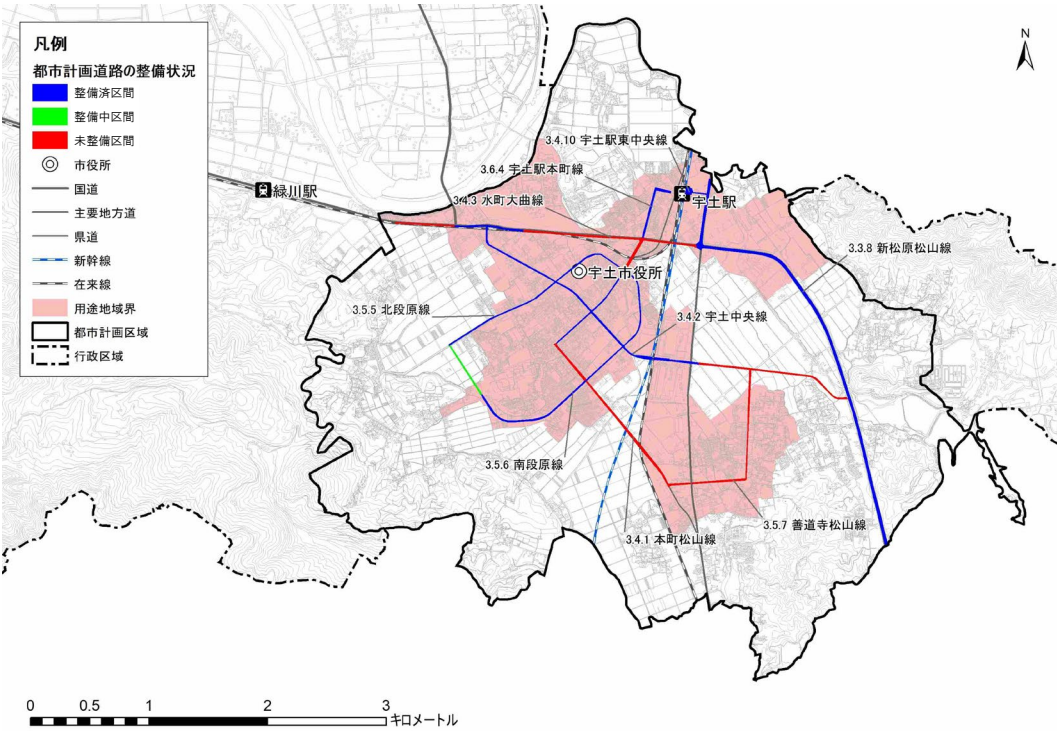


図 都市計画道路の整備状況

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

③ 道路交通状況

- 交通量は国道 3 号で約 4.8 万台/日、国道 57 号で約 2 万台/日
- 混雑度は国道 3 号、国道 57 号、国道 501 号、主要地方道宇土不知火線、主要地方道八代鏡宇土線、一般県道川尻宇土線で 1.0 を上回る

本市で最も多い 24 時間交通量は、国道 3 号で約 4.8 万台/日、次いで、国道 57 号で約 2.0 万台/日となっています。

国道 3 号、国道 57 号、国道 501 号、主要地方道宇土不知火線、主要地方道八代鏡宇土線、一般県道川尻宇土線では混雑度が 1.0 を上回るなど路線の混雑がみられます。

混雑度とは

交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比で、交通量（台/12h）/交通容量（台/12h）で算出します。

（出典：国土交通省 HP）

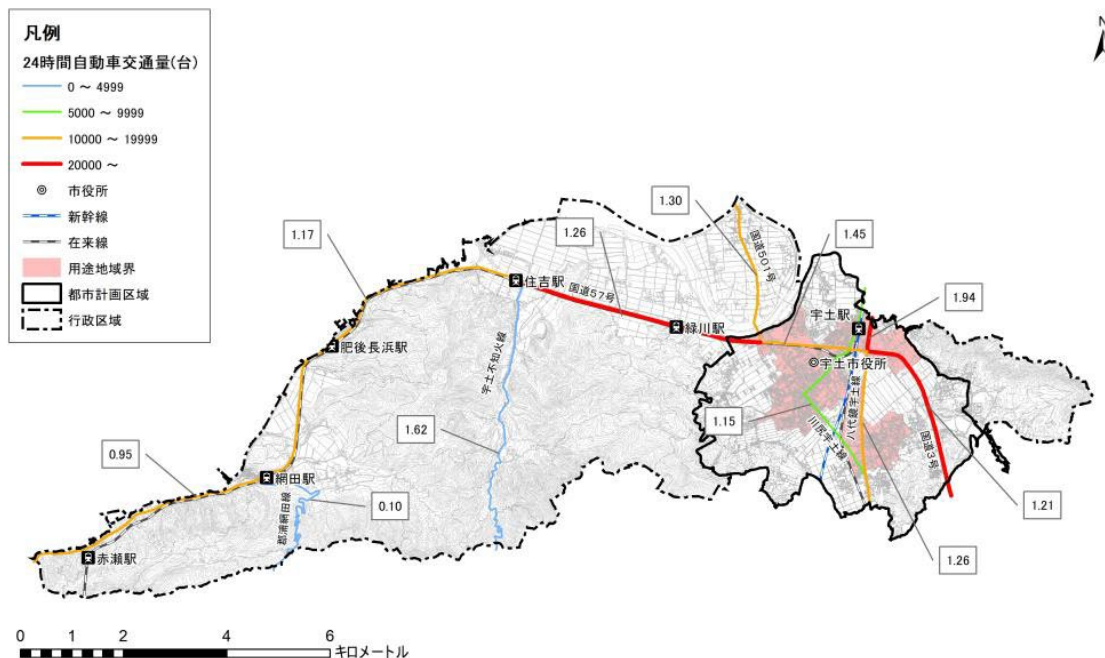


図 平日 24 時間交通量・混雑度

資料：令和 3 年交通センサス

(2) 公共交通

- 利用交通手段の割合は、自家用車が 74.8%と最も高く、乗合バスが 1.3%と低い
- 鉄道と民間の路線バスのほか、市営のコミュニティバス、ミニバス、デマンドバス（予約型乗合タクシー）が運行
- 鉄道は広域的な移動を支えている
- 路線バスは周辺自治体を連絡する都市間幹線としての役割を担っている

本市の市民の交通行動の割合は、自家用車 74.8%、次いで、鉄道・電車 8.5%となっています。一方、乗合バスは 1.3%と最も低く、公共交通（鉄道・電車・乗合バス）は、約 1 割となっています。

本市では、鉄道と民間の路線バスのほか、市営のコミュニティバス、ミニバスが運行されています。

また、令和 3(2021)年からは、市西側の一部地域と中心市街地を結ぶデマンドバス（予約型乗合タクシー）の運行が始まっています。

鉄道は、JR 鹿児島本線と JR 三角線が運行しており、広域的な移動を支えています。

路線バスは、宇土市内の運行に加え、熊本市や宇城市など周辺自治体を連絡する都市間幹線としての役割を担っています。

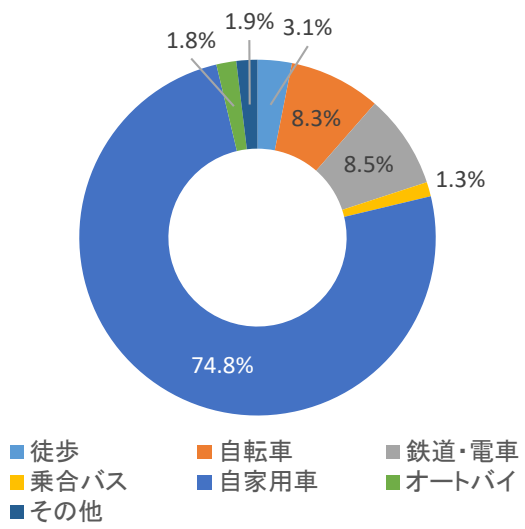


図 利用交通手段の割合

資料：令和 2 年国勢調査

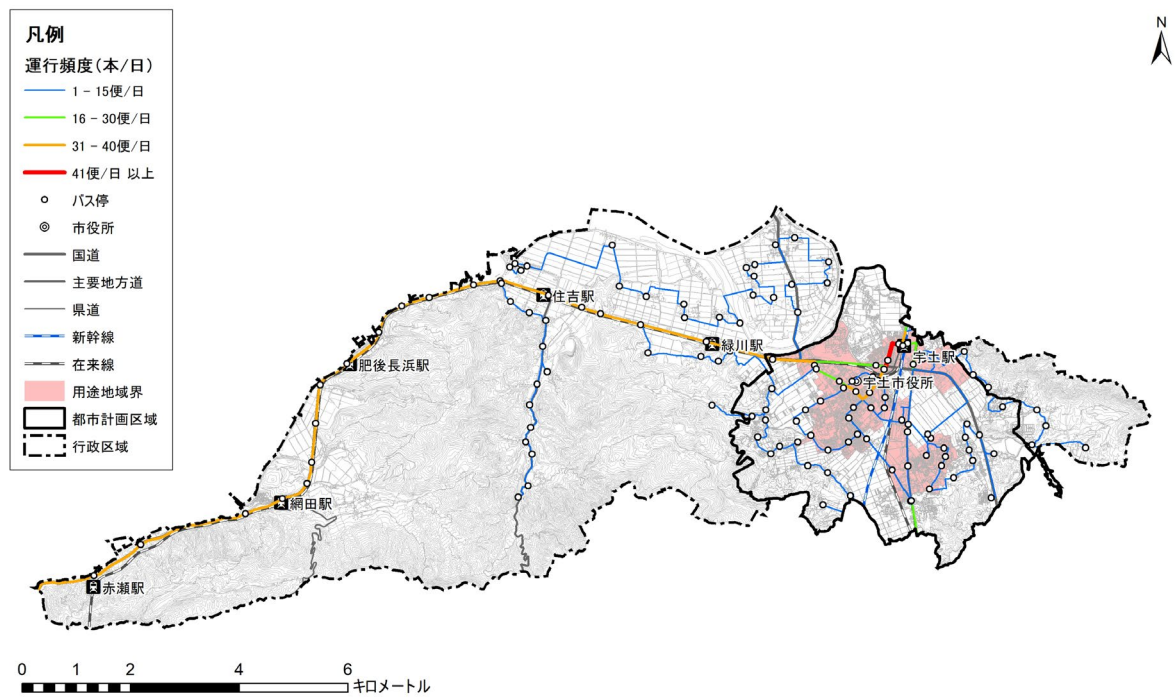


図 公共交通の状況

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

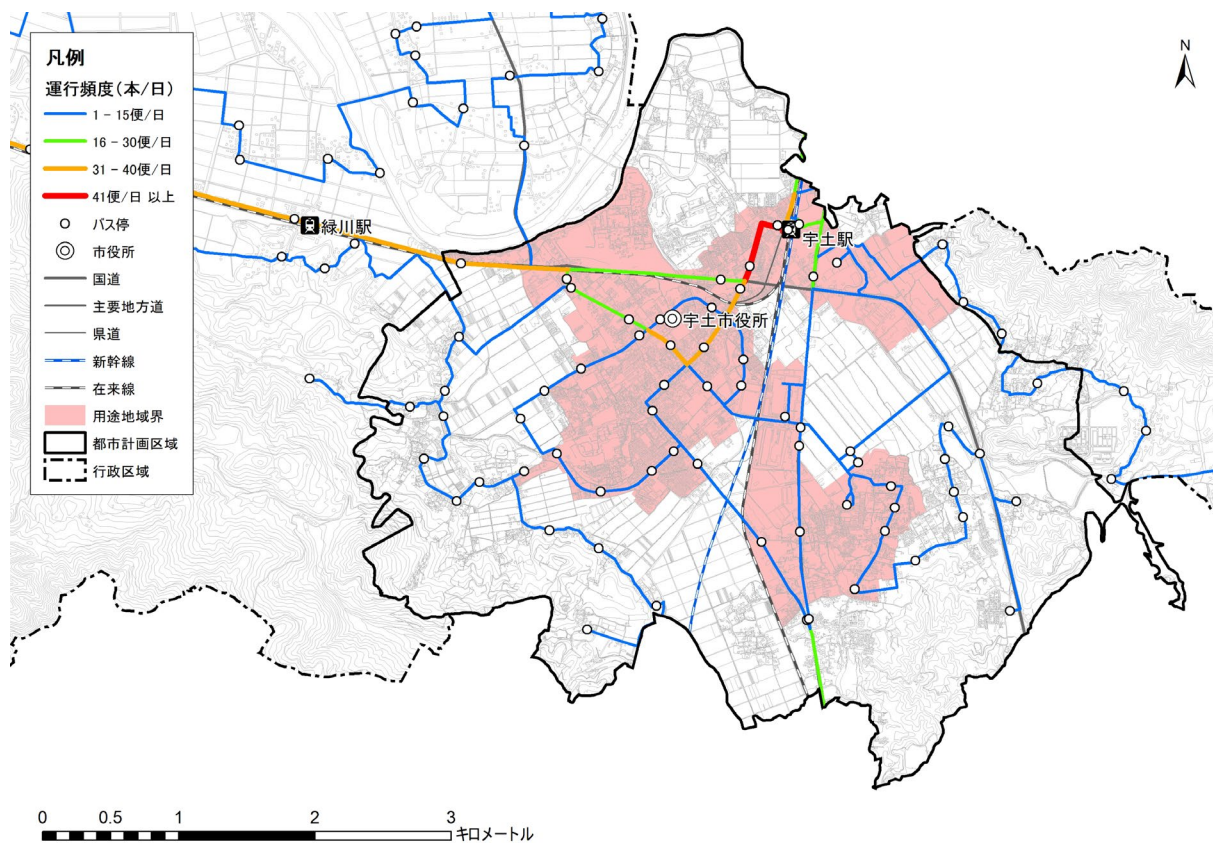


図 公共交通の状況（中心市街地）

資料：令和4年都市計画基礎調査

(3) 公園

■都市公園は8箇所全て整備済

本市には、8箇所の都市公園が整備されており、全て整備済みとなっています。

表 公園の状況

都市施設名称		面積 (ha)	整備率 (%)	備考
2.2.1	中央公園	0.17	100.0%	街区公園
2.2.2	宇土公園	0.73	100.0%	街区公園
5.4.1	宇土運動公園	6.40	100.0%	地区公園
3.3.1	宇土城山公園	2.08	100.0%	近隣公園
2.2.3	宇土駅前公園	0.21	100.0%	街区公園
	入地北公園	0.09	100.0%	街区公園
	入地南公園	0.28	100.0%	街区公園
	宇土城跡西岡台公園	4.49	100.0%	特殊公園
計		14.45	100.0%	

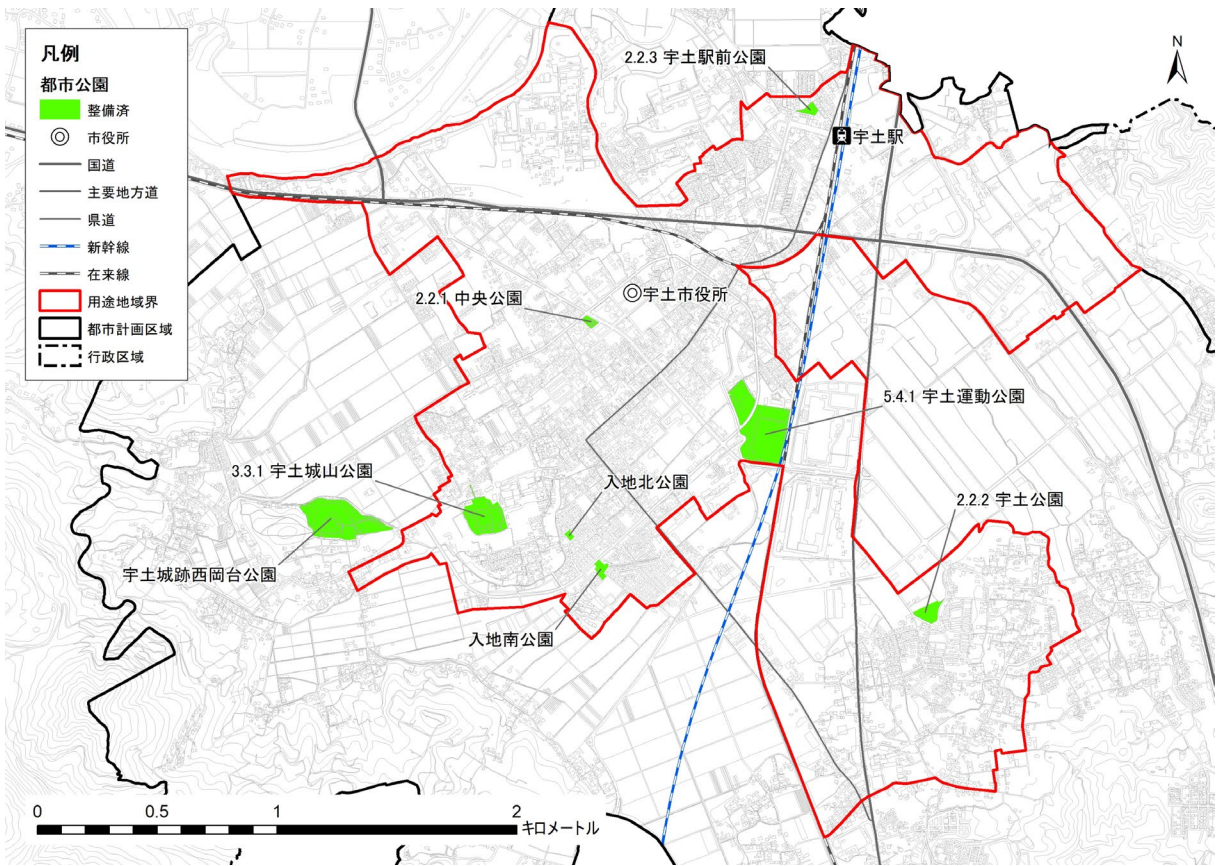


図 公園の分布

資料：庁内資料、令和4年都市計画基礎調査

(4) 下水道

■ 令和 5(2023)年度時点の汚水処理の普及率は 85.3%、下水道整備率は 77.4%

本市の令和 5(2023)年度時点の汚水処理の人口普及率は 85.3%、その内下水道整備率は、77.4%となっています。

表 下水道の整備状況

年度	人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		漁業集落排水施設		合併処理浄化槽等	
				下水道処理人口	下水道整備率	漁排整備人口	漁排整備率	住宅用途合併処理浄化槽設置済人口	浄化槽人口普及率
平成29年度	37,340	30,894	82.7%	27,866	74.6%	505	1.4%	2,523	6.8%
平成30年度	37,294	30,709	82.3%	28,060	75.2%	505	1.4%	2,144	5.7%
令和元年度	36,917	30,701	83.2%	28,009	75.9%	468	1.3%	2,224	6.0%
令和2年度	36,762	30,792	83.8%	28,017	76.2%	455	1.2%	2,320	6.3%
令和3年度	36,506	30,853	84.5%	27,931	76.5%	441	1.2%	2,481	6.8%
令和4年度	36,463	30,844	84.6%	28,060	77.0%	425	1.2%	2,359	6.5%
令和5年度	36,270	30,926	85.3%	28,075	77.4%	398	1.1%	2,453	6.8%

資料：熊本県 HP

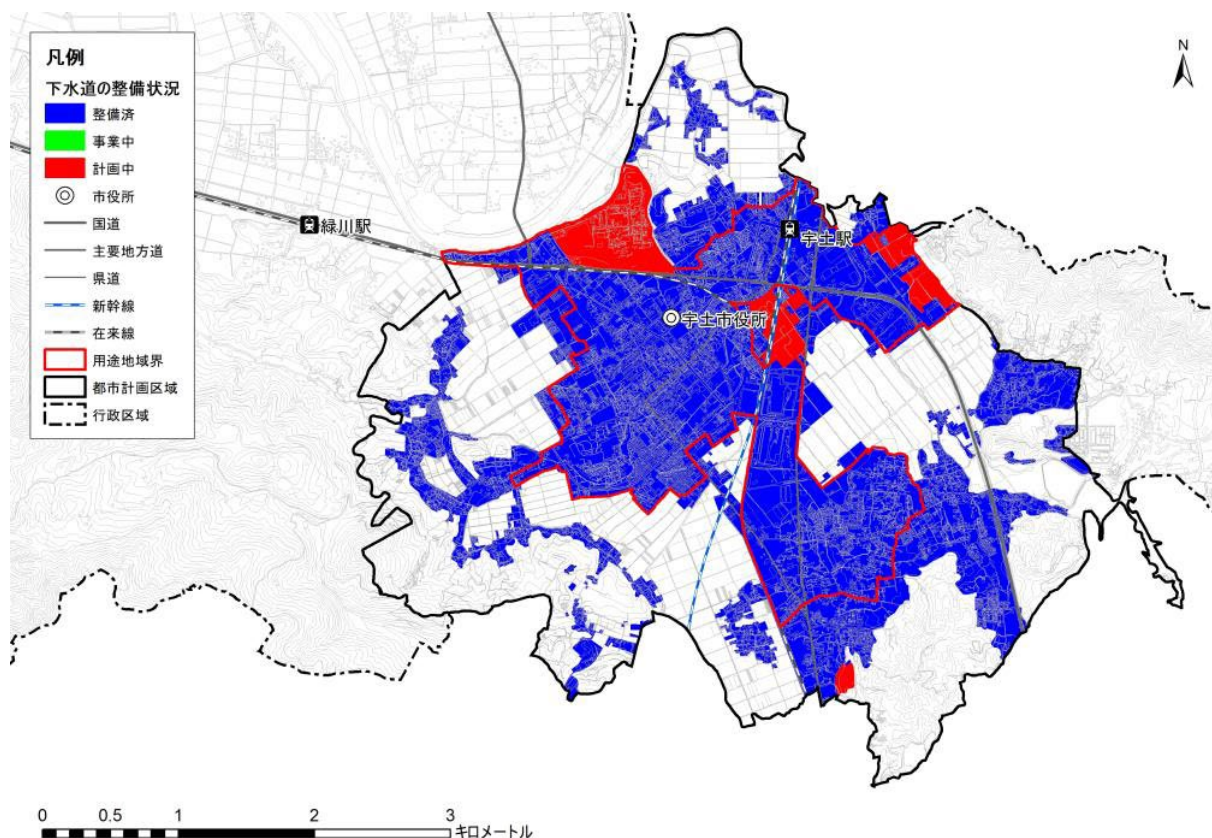


図 下水道の整備状況

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

1.1.1.8 その他

(1) 観光・交流資源の状況

① 観光

■ 自然豊かな観光資源を多く形成

本市には日本の渚百選に選ばれた御輿来海岸や日本名水百選に選ばれた轟水源など自然豊かな観光資源が多く形成されています。

表 観光入込客数・消費額

年次	入込客数		消費額	
	県内居住 宿泊(人)/日帰り(人)	県外居住 宿泊(人)/日帰り(人)	県内居住 宿泊(円)/日帰り(円)	県外居住 宿泊(円)/日帰り(円)
平成28年度	2,125/959,703	30,024/202,950	26,169,375/2,332,078,290	369,745,560/493,168,500
平成29年度	1,768/ —	29,915/ —	— / —	— / —
平成30年度	1,624/ —	31,008/ —	— / —	— / —
令和元年度	1,750/ —	33,534/ —	— / —	— / —

資料：令和4年都市計画基礎調査



図 宇土市観光 MAP

② 文化財の分布

■ 市内各所に景観・歴史資源が分布

景観・歴史資源は、市内各所に分布しています。

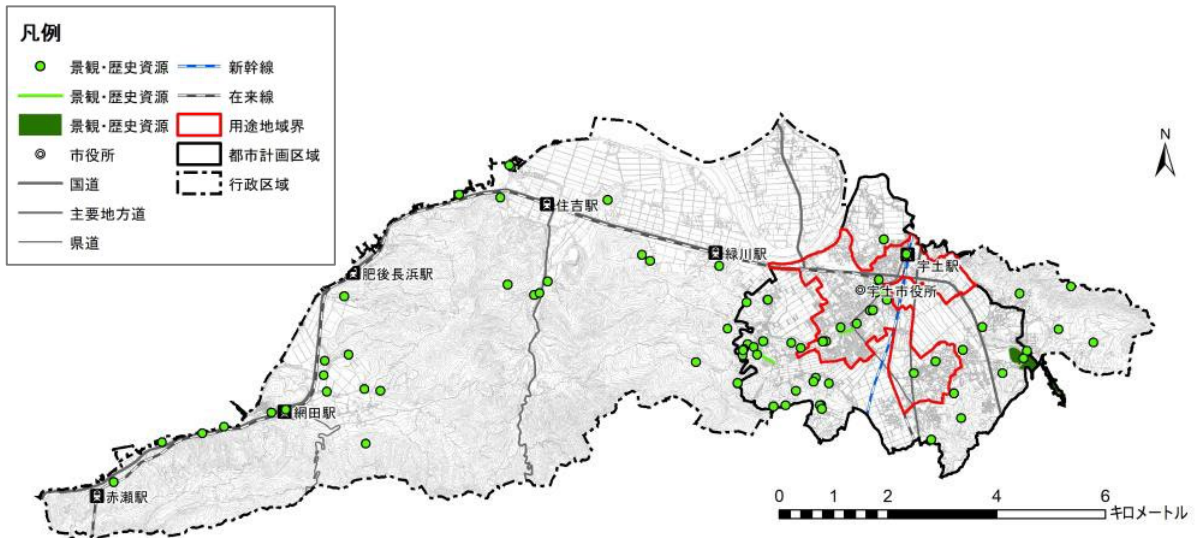


図 自然環境・景観の状況

資料：令和4年都市計画基礎調査、国土数値情報ダウンロードサービス

(2) 災害危険個所の状況

① 土砂災害警戒区域等の状況

- 国道 57 号、主要地方道宇土不知火線沿いに多くの土砂災害警戒区域が存在
- 都市計画区域内の住宅地付近にも土砂災害警戒区域が存在

市全域の各所に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定されています。
特に国道 57 号、主要地方道宇土不知火線沿いに多くの土砂災害警戒区域が存在しています。

また、都市計画区域内の住宅地付近にも土砂災害警戒区域が存在しています。

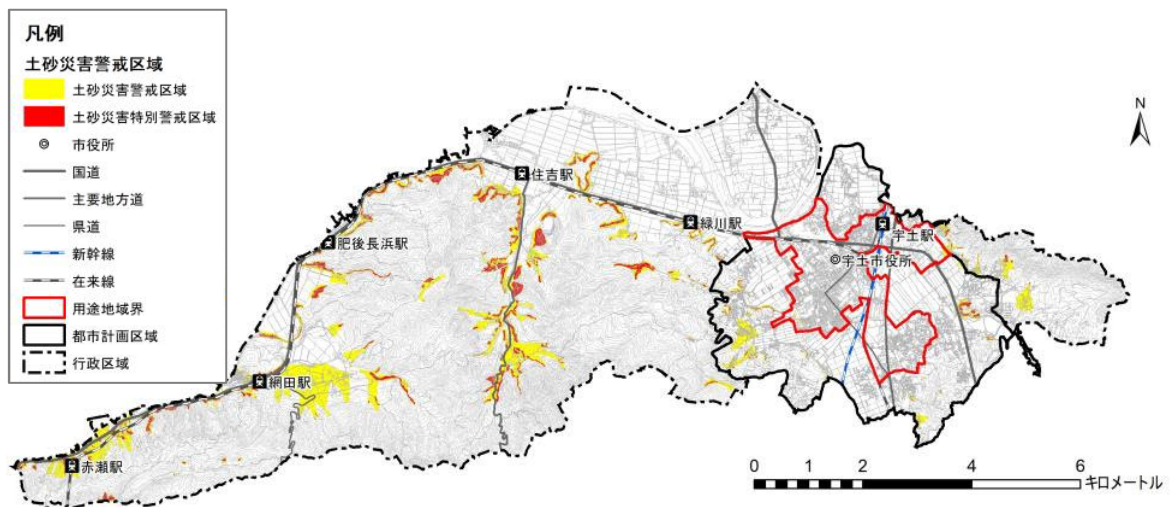


図 土砂災害警戒区域の状況

資料：国土数値情報ダウンロードサービス

② 津波浸水想定区域の状況

- 北部地域で、津波浸水想定区域が設定されている
- 網田地区の一部沿岸部で津波浸水想定区域が設定されている

本市の北部地域で、津波浸水想定区域が設定されています。また、網田地区の一部沿岸部で津波浸水想定区域が設定されています。

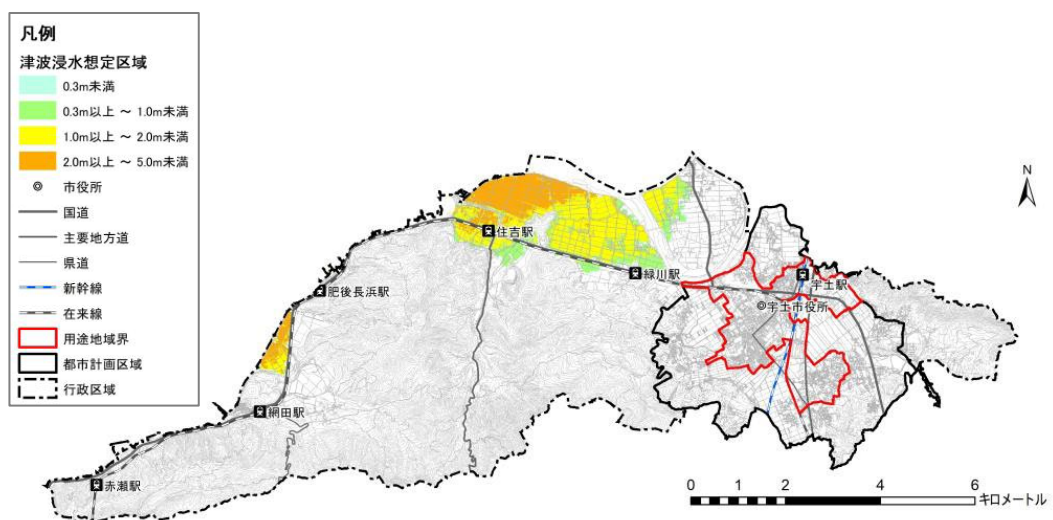


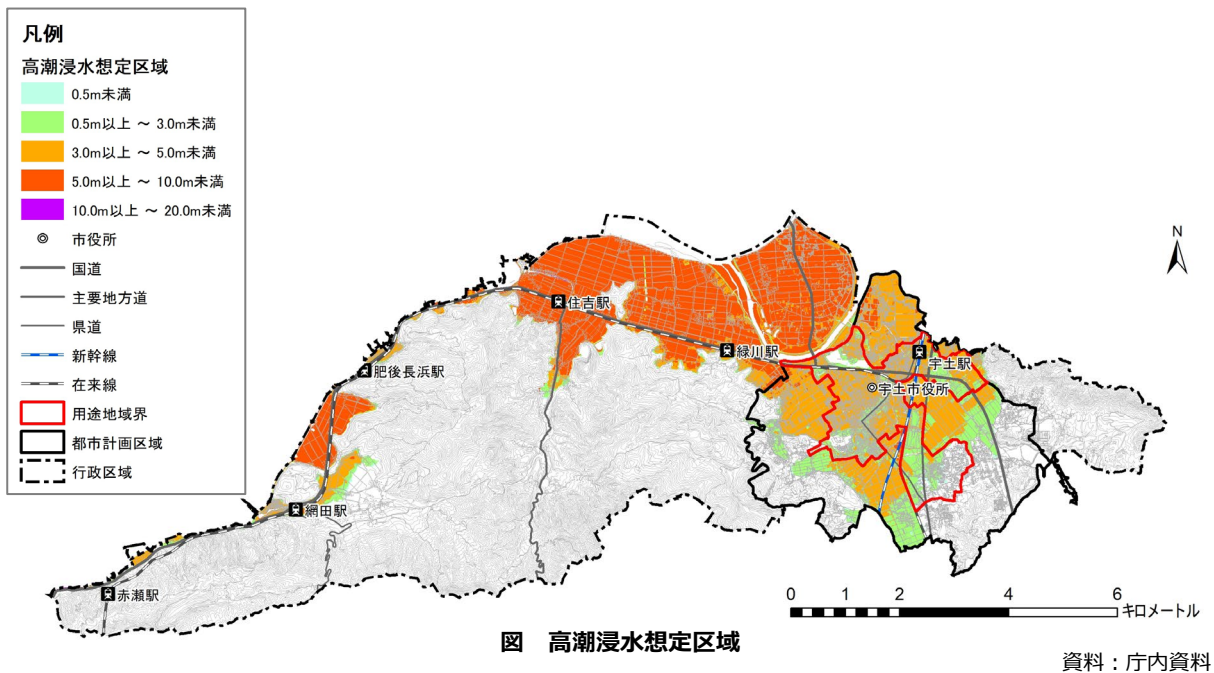
図 津波浸水想定

資料：国土数値情報ダウンロードサービス

③ 高潮浸水想定区域の状況

- 市街地の多くが高潮浸水想定区域に設定されており、大きな被害が予想される
- 網田地区周辺も高潮浸水想定区域が設定されている

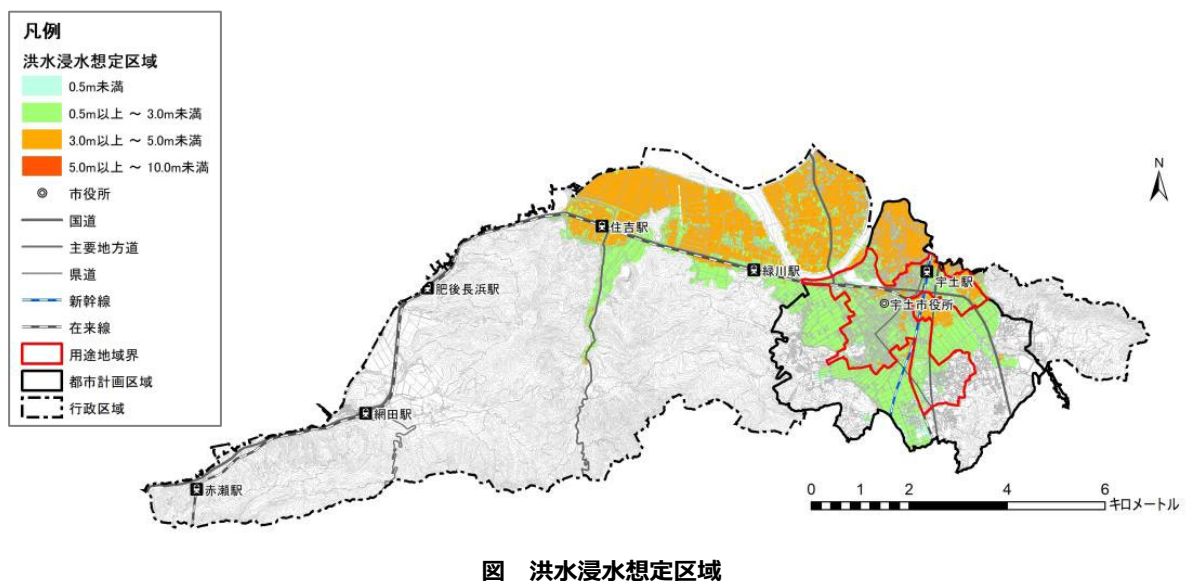
市街地の多くが高潮浸水想定区域に設定されており、大きな被害が予想されます。また、網田地区周辺も高潮浸水想定区域が設定されています。



④ 洪水浸水想定区域の状況

- 北部地域と市街地の多くが洪水浸水想定区域に設定されている

本市の北側には、緑川・網津川水系が流れており、北部地域と市街地の多くが洪水浸水想定区域に設定されています。



⑤ 避難施設の状況

■ 市内全域に避難施設が分布

避難施設は市内全体で 65 箇所配置しています。

用途地域内には 17 箇所の避難施設を配置しています。

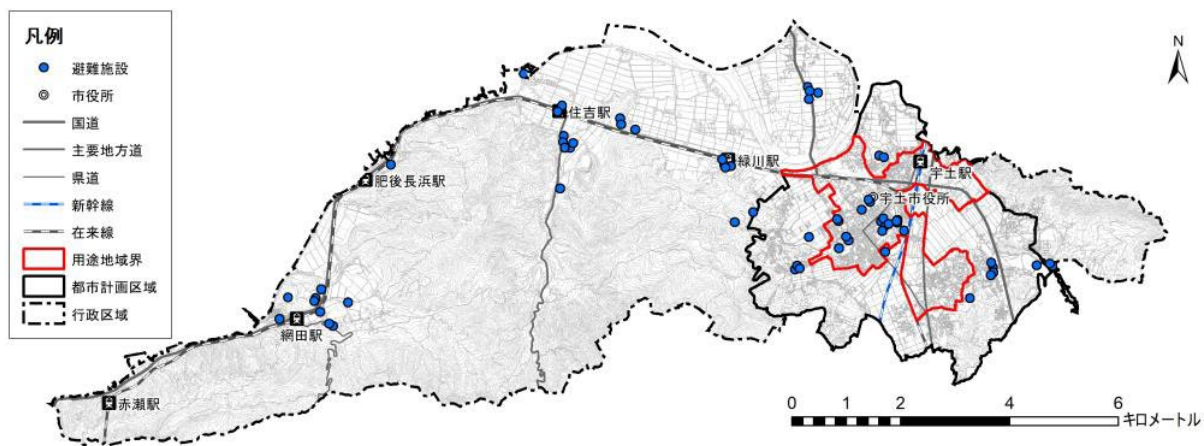


図 避難施設の位置図

資料：令和4年都市計画基礎調査

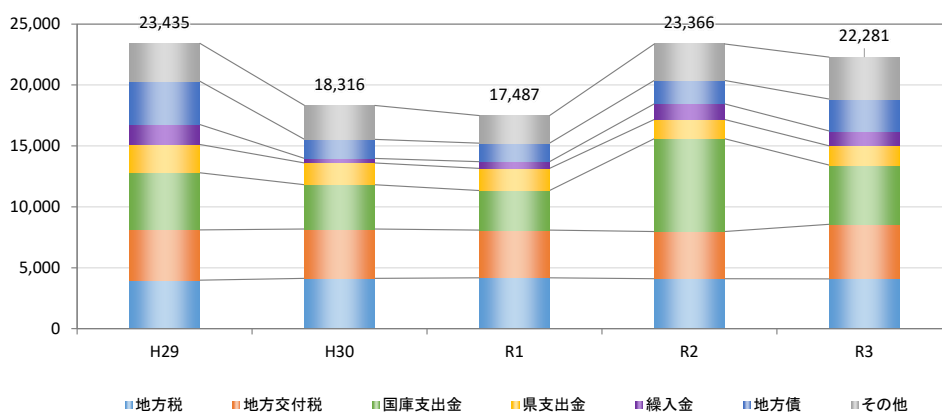
(3) 財政の状況

- 歳入・歳出は新型コロナウイルス感染症への対応により令和 2(2020)年に大幅に増加
- 歳出の補助費等が令和 2(2020)年に大幅に増加

平成 29(2017)年から令和 3(2021)年にかけての歳入・歳出の推移をみると、令和 2(2020)年での歳入・歳出はそれぞれ増額しており、歳入では国庫支出金、歳出では補助費等が増額しています。

令和 2(2020)年の増額の要因は、新型コロナウイルス感染症への対応によるものとなっています。

(百万円)



(百万円)

図 普通会計 歳入の推移

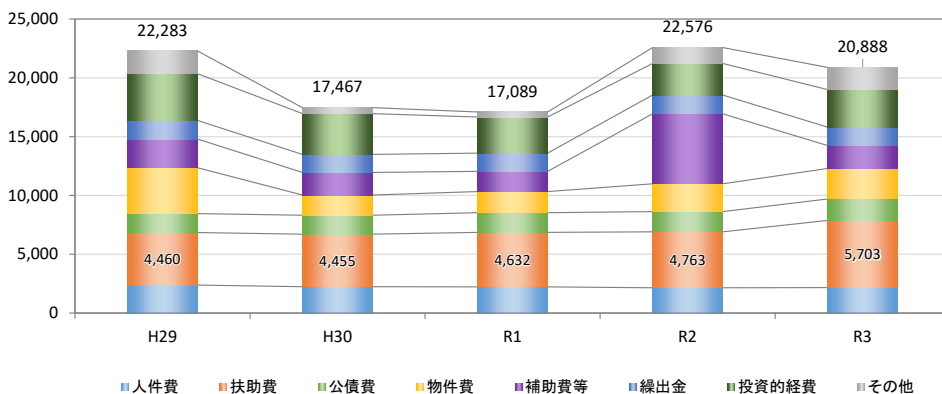
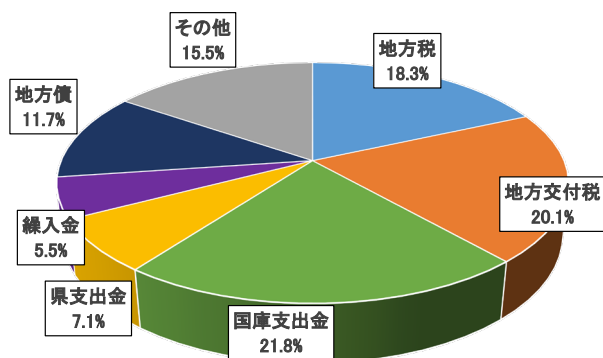


図 普通会計 歳出の推移

【歳入】



【歳出】

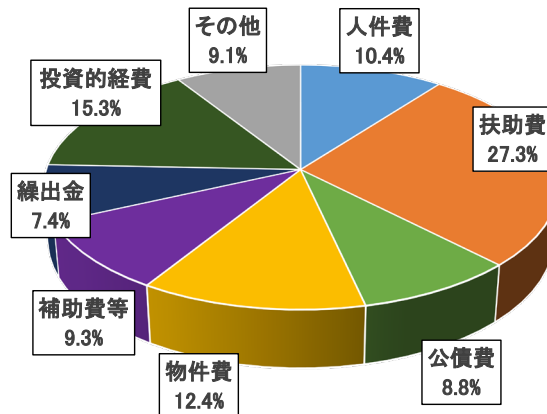


図 普通会計決算額 (R3 年度)

資料：各年熊本県内市町村の財政状況資料集

1.2 上位・関連計画の整理

本市のこれまでのまちづくりの考え方を把握するため、都市計画マスタープランに関連する方策等を主軸に上位関連計画の整理を行います。

第6次宇土市総合計画 後期基本計画（令和5年4月）	
■計画期間	令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）
■目指す将来像	復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土
■重点戦略	～みんなでつくる住み良い“輝くふるさと”「UT0」プロジェクト～ ・美しい自然と農・漁の恵みを生かし、活力とにぎわいを生むふるさとづくり ・都市と自然が共生する、住みたい、住み続けたいふるさとづくり ・思いやりあふれる子育て安心ふるさとづくり
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
工業の振興/企業誘致の推進 <u>施策目標</u> 市内の雇用を支える企業の経営支援、企業の誘致を勧める（p63～64） ・県内のTSMC進出による効果を生かし関連企業を誘導する 土地利用の促進/市街地の整備 <u>施策目標</u> 将来の地域の発展に資する有効な土地利用を進める（p71～72） ・産業経済の発展や定住移住の促進に向けて、有効的な土地利用方法を調査・検討し、民間開発を誘導するための行政主導による土地開発を推進する ・新たな宇土市都市計画マスタープランの策定により、将来に資する計画的な土地利用を推進する ・宇土駅周辺施設の適切な維持管理を図りつつ、周辺施設を利用したパークアンドライドを推進する 道路・交通網の整備・充実 <u>施策目標</u> 地域を結ぶ安全・便利な道路交通ネットワークをつくる（p73～74） ・熊本天草幹線道路の早期供用開始に向け、要望活動により整備を促進する ・市内の国道・県道の整備・充実に向けて、国・県などの関係機関へ働きかける ・都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、接続する市道の整備を進め、災害時拠点間の連絡機能強化を図る 生活交通・情報通信環境の充実 <u>施策目標</u> 市民の安全と利便性を高める交通・情報ネットワークを構築する（p81～82） ・宇土市地域公共交通計画に基づき、近隣自治体及び路線バス事業者と運行継続について協議を行い、市単独補助路線の見直しによる持続可能な公共交通ネットワークを構築する ・廃止路線における代替交通や公共交通未整備地区に運行するコミュニティバス・ミニバス・デマンドバス（予約型乗合タクシー）の運行を進める	

分野	重点課題・テーマ
安全・安心 【“輝く”未来～震災からの復興～】	
防災	●防災機能の強化(河川改修・河川防災対策など) ●地域防災力の強化 ●避難所等の対策強化
防犯・交通安全	●防犯パトロールなど地域の防災体制の維持・充実 ●子どもの通学路などの安全性の確保
教育・文化 【“輝く”人～学びのふるさとづくり～】	
学校教育	●ICT化、グローバル化に対応した教育内容の充実 ●子どもの貧困・経済格差の解消 ●特色ある学校教育の推進(小規模特認校制度での取組の充実など)
生涯学習・スポーツ	●社会教育における地域人材の活用拡大 ●市スポーツ推進委員等によるスポーツによる市民交流の拡大
青少年育成・人権	●地域ボランティアによる学校・家庭・地域連携による地域教育力の向上 ●子どもの居場所づくり、世代間交流の拡大 ●性別、国籍、性少数者など多様性に配慮した地域共生社会の推進
文化	●地域の歴史遺産の情報発信と歴史文化を活かした交流活動の充実 ●市民主体の文化活動の拡大
保健・福祉・医療 【“輝く”絆～安心のふるさとづくり～】	
健康づくり	●健康増進、介護予防による健康寿命の延伸、医療費の抑制 ●運動習慣の定着、食生活の改善 ●新たな感染症に対する危機管理対策
子育て支援	●子育て世帯への経済的支援・貧困対策 ●保育所・放課後児童クラブの待機児童の解消
高齢者福祉・障がい者福祉	●在宅介護を支える地域包括ケアシステムの充実 ●元気な高齢者の人材育成・活用による生きがい・働きがいづくり ●障がいのある人に対応したサービスの提供(相談体制の充実)
地域福祉	●地域福祉を支える関係機関との連携

後期基本計画における重点課題・テーマ (p8)

分野	重点課題・テーマ
産業・経済 【“輝く”産業～活力のふるさとづくり～】	
農林業・水産業	●持続可能な農業・漁業生産基盤の強化(スマート農業等の導入など) ●収益性・生産性の高い1次産業の実現、特産品の販路拡大支援 ●有害鳥獣被害対策
商工業・雇用	●企業誘致、起業支援による若者の定住につながる就労機会・雇用の拡大 ●地元商店の活性化(空き店舗を活用した創業支援など)
観光	●観光交流拡大につなぐ魅力向上、集客・販売拠点づくり
生活環境・都市基盤 【“輝く”まち～安全のふるさとづくり～】	
土地利用・道路	●産業振興・定住につながる土地開発・民間誘導 ●計画的な幹線道路の整備
住宅・定住促進	●増加する空き家への対応 ●地方創生の推進による定住拡大
環境衛生・ 環境保全・ 上下水道	●市民の環境保全、カーボンニュートラルへの意識啓発 ●資源リサイクルに向けた啓発・支援／ごみの減量化 ●上水道、生活排水処理の適正で効率的な管理
交通・情報	●持続可能な公共交通の実現／公共交通手段の利用拡大 ●AI、ICT等を活用した住民サービスの拡大
住民協働・行財政運営 【計画の推進】	
コミュニティ・ 市民参画	●世代間交流の推進、地域活動の担い手の拡大 ●地域活動を通じた移住者と地域とのつながりづくり
男女共同参画	●家族のパートナーシップの強化 ●女性の活躍の場づくりや多様な働き方の支援
行財政	●自治体DXの推進による行政運営の効率化、住民サービスの拡大 ●財政健全化に向けた自主財源の確保(ふるさと納税の維持拡大など)

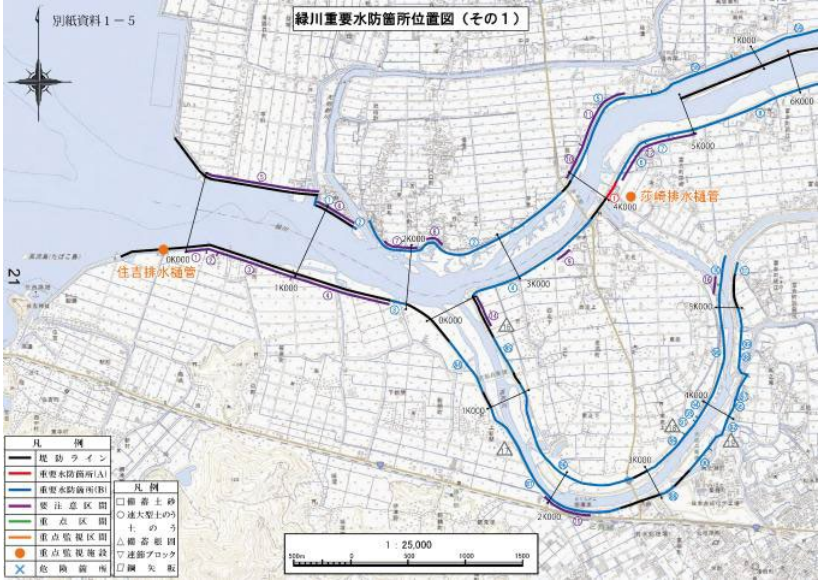
宇土市国土強靱化地域計画（令和2年8月）	
■基本理念	1. 元気な宇土市を取り戻すための、被災者に寄り添った迅速で効果的な復旧 2. みんな（市民、地域、企業、行政）の協働による、災害に強いまちづくり 3. 『これからも選ばれる』まちを目指した、未来につながる創造的な復興
■基本目標	①市民の生命を守ること ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること ④被災された方々の痛みを最小化すること ⑤被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
<u>1. 国土強靱化に向けた取組姿勢（p3～4）</u> ・宇土市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え取組みにあたること ・短期的な視点のみならず 長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること ・災害に強い地域づくりを進めることにより地域の活力を高め地域経済の持続的な成長につなげるとともに各地域の特性を踏まえつつ地域間の連携を強化する視点を持つこと ・大規模災害に備え県及び市町村の連携だけでなく国他都道府県及び民間との連携を強化し広域的な応援・受援体制を整備すること <u>2. 効率的かつ効果的な施策の推進（p4）</u> ・災害リスクや地域の状況等に応じて防災施設の整備施設の耐震化代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともにこのための体制を早急に整備すること ・「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ官（国、県、市町村）と民（住民民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること ・人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ること ・国の施策の適切かつ積極的な活用既存の社会資本の有効活用民間資金の積極的な活用を図ること等により効率的かつ効果的に施策を推進すること ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること ・人命を保護する観点から関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進すること <u>3. 地域の特性に応じた施策の推進（p4）</u> ・地域の強靱化の推進には地域の共助による取組みも重要であることから人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること ・高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること ・自然との共生環境との調和及び景観の維持に配慮すること	

第2期宇土市地域公共交通計画（令和4年2月）	
■計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
■基本方針	地域公共交通が“輝く”まち・宇土 ～地域みんなで魅力的な地域公共交通を創出します～
■基本目標	①移動のニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築 ②地域が一丸となった持続可能な地域公共交通サービスの提供 ③交通弱者に配慮したきめ細かい地域公共交通サービスの提供 ④地域公共交通の利用促進・需要創出に向けた機会づくり ⑤地域・行政・交通事業者の連携・協働による地域公共交通づくり
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
事業内容及び実施主体（p105） 事業①：コミュニティ交通の見直し コミュニティバス「行長しゃん号」とミニバス「のんなっせ」において、運行区間などを見直すとともに、施設などへの乗り入れや運行本数などの見直し、分かりやすい時刻表やバス停の見直しを行い、利用者の利便性向上を図る 事業②：駅や施設などを活用した交通拠点の創出 市内のJR駅や主要施設などにおいて、駅舎の有効活用や地域公共交通の待ち環境の向上、さらには地域公共交通相互の接続強化などを行い、交通拠点の創出を図る 事業③：路線バスの見直し 路線バスの三角線（三角～宇土間）を対象に、運行区間や運行本数などの見直しを行うとともに、代替交通などの検討を行い、運行効率化を図る 事業⑤：コミュニティ交通の見直し（再掲） ミニバス「のんなっせ」の運行形態の見直しを行うとともに、網田地区などにおいて区内や拠点間を連絡する区内輸送手段を検討し、利用者ならびに来訪者などの利便性向上を図る	
●地域公共交通体型の将来図 	

宇土市公共施設等総合管理計画（令和4年7月一部改訂）	
■計画期間	平成28年度（2016年度）～令和37年度（2055年度）
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
公共施設における現状と課題（p46） 1)施設の老朽化 ・建築系公共施設のうち、大規模改修が必要とされる築30年を経過した建物が60.4%を占め、昭和56年（1981年）の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の43.6%を占めている ・今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や更新が必要となるが、築30年以上の建物が約6割あるため、大規模改修の費用が一時期に集中してかかることが予想される。特に、学校教育施設や公営住宅は数量も多く、古い施設が多いため、改修や更新の時期が集中することが懸念される 2)財源の不足 ・将来の人口や財政の規模にあった公共施設の適正化（適正量、適正配置）を行い、維持管理費用や更新費用等の削減を図る必要がある 3)市民ニーズの変化 ・人口構成の変化や多様化する市民ニーズに応じた公共施設のあり方を考えていく必要がある 公共施設等の維持管理方針（p59） 1)点検・診断等の実施方針 ・建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行う 3)安全確保の実施方針 ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行う 4)耐震化の実施方針 ・公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要。「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進める。計画の対象にない、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組む 6)統合や廃止の推進方針 ・老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、市民や議会に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行う。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討する	

宇土市空家等対策計画（令和4年3月）	
■計画期間	令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
■基本施策	1 空家等の発生抑制の推進 2 空家等の適正管理及び利活用促進 3 管理不全な空家等の措置の推進
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
空家等対策を推進するための取組施策 （2）発生予防対策 ②既存住宅の良質化と長寿命化（p39） 住居している住宅に継続して住み続ける又は次代に受け継ぐため、永く有効に住宅を使用できるよう、住宅リフォームや耐震化等の支援を行い、既存住宅の質の向上を促進する （1）適正管理対策 ②空家等維持管理ビジネスの活用（p42） 空家等の問題は地域の魅力を損なうなど地域の課題となることから、個々の事情により空家等の管理が難しい場合は、空家等の管理を代行する事業者の情報提供を行い、適切な管理に向けた支援ができる仕組みづくりを検討する （2）利活用促進 ①空き家バンク制度の推進（p42） 「空き家バンク制度」のさらなる制度の周知を図り、市内への移住・定住の促進や空家等をはじめとする住宅ストックの循環利用を促進する ②空家等の利活用による地域活性化（p43） 市と地域住民等とが連携して空家等を改修することにより、地域住民等が集える場所や民泊等の宿泊施設等の整備を図り、交流人口の増加による地域活性化策を検討する ③空家等の解体跡地の利活用（p43） 空家等を解体した跡地は、地域と連携しポケットパークや駐車場など地域の実情に合わせた利活用を検討する	

宇土市地域防災計画（令和5年5月）	
■基本理念	みんな（市民、地域、企業、行政）の協働でつくろう、災害に強いまち宇土市
■基本方針	・みんなの災害対応力の強化 ・災害に強いまちづくり ・被災者の生活支援に向けたトータルケア
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
災害に強いまちづくり（p15） ・災害時の被害を最小化するとともに、災害応急活動を円滑に行うため、公共施設やインフラの耐震化及び機能強化等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、情報収集体制の整備や発信力の強化などを進めるものとする	
広域避難場所の整備計画（p116） ・大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする	

宇土市水防計画書（令和5年）	
■目的	宇土市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
重要水防箇所（p4） ・重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である	
	

宇土市農業振興地域整備計画（令和3年3月）

■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）

農用地利用計画（p2～3）

■農用地

平坦部では水田が集団化しており、多くはほ場整備が完了した優良農地となっている。半島の山林を流域とする小河川沿いには迫田が形成され、これら水田の中には農地基盤が未整備な団地もみられる。また、宇土半島の北斜面や雁回山の麓には畑や樹園地が形成されている。

一方で、農作物価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手不足などにより、耕作放棄地が増加しており、担い手農家や集落営農への農地集積など、効率的な農業経営を推進するとともに、農作物の高付加価値化を図っている。今後も営農環境の改善と優良農地の保全に努め、本市の基幹産業である農業の振興を図っていく。

また、都市計画道路北段原線の整備とこれに伴う周辺地域開発、市長マニフェストに掲げられているウキウキロード沿線や計画路線である熊本天草幹線道路城塚インター周辺の長期的な地域開発、干潟展望広場の整備などが農地を対象に計画されており、周辺の営農環境に配慮しつつ、地域の振興と調和した農地の保全と有効活用を図っていく。

■その他

住宅用地の開発は都市計画用途地域内、工業用地の開発は都市計画区域内の工業専用・準工業・工業の3つの地域と農村地域工業導入地区内への誘導を基本としており、集落内に点在する農地は、農家の分家住宅、農業用施設用地、農村集落環境施設整備用地等として活用を図っている。

一方で、本市で進行している人口減少や少子高齢化などにより、将来的には財政のひっ迫や地域コミュニティの希薄化など、様々な課題の発生が予測されている。これに対応するべく、都市計画道路北段原線の整備とこれに伴う周辺地域開発、市長マニフェストなどにも掲げられている県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用検討や城塚インター周辺エリアの土地利用検討などの長期的な地域開発計画、干潟景勝地展望広場整備事業など、地域の振興と活性化に向けた様々な事業が検討・計画されている。このように、無秩序な開発を防ぎ、農業や周辺地域との調和を図りながら、計画的な土地利用転用を進めていく。

熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針（平成31年2月）	
■ 基本理念	豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり
■ 基本目標	・ 県土の自然と共生する都市づくり ・ 人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり ・ 都市の個性を活かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり ・ 交流と連携を支える都市ネットワークづくり ・ 住民と行政が協働により取組む都市づくり
■ 都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
都市づくりの基本目標 <u>県土の自然と共生する都市づくり（p24）</u> 県土を「都市エリア」とそれ以外の生活圏域である「田園・中山間地エリア」及び都市エリアと田園・中山間地エリアを取り巻く山地や海辺などの自然に恵まれた範囲である「自然環境エリア」に分類する。 図 県土の自然と共生する都市づくりのイメージ 図 県土の自然を支える都市環境図イメージ	

都市の個性を生かし、豊かな生活を意識したエコ・コンパクトな都市づくり (p26)

今後の人口動向に対応して豊かな生活を営めるような都市を目指し、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現する「エコ・コンパクトな都市づくり」を進める。

	市街化区域・用途地域	用途地域無指定
● 基幹都市 熊本都市圏は、熊本市の中心市街地とその周辺の核となる市街地で構成されており、これらの市街地が連携して都市圏を構成する多核連携型の都市構造を進めます。 また、地域の安全・安心を広域的に支える高次医療機能や大学等の高等教育機関、国際的な交流施設、スポーツ施設等の集積が進められつつあるとともに、豊かな歴史・文化に育まれた地域の特徴を活かした産業集積がある都市づくりを進めます。 ※熊本都市計画区域のイメージ	・熊本市 ・合志市 ・菊陽町、益城町、嘉島町	—
● 拠点都市・生活中心都市 【拠点都市】 ：一定規模の都市機能の集積・充実・強化が図られ、広域的都市利便性を実現する都市づくりを進めます。 ※八代都市計画区域のイメージ	・八代市	—
【生活中心都市】 ：基礎的な一定レベルの生活支援機能の維持・向上等を実現する都市づくりを進めます。 ※用途地域を指定している都市計画区域のイメージ	・人吉市・荒尾市・水俣市 ・玉名市・天草市(旧本渡市) ・山鹿市・菊池市・宇土市 ・宇城市 ・大津町、長洲町、御船町	—
● その他の都市 日常生活を営む上で必要な商業や医療等のサービスが集積し、自転車や徒歩で一定の行動ができる地域づくりを進めます。 ※用途地域無指定の都市計画区域のイメージ	—	・天草市(旧牛深市) ・阿蘇市 ・芦北町

図 エコ・コンパクトシティ形成の想定イメージ

交流と連携を支える都市ネットワークづくり (p28)

県内の都市計画区域を有する圏域について、広域交通・情報基盤で構成される連携軸の整備・強化により各都市間相互の結びつきを強め、本県固有の豊かな自然や由緒ある歴史文化等の特性を広く県外の方に体験してもらえるように交流や機能連携を促進して、活力あふれる都市づくりを引き続き進める。

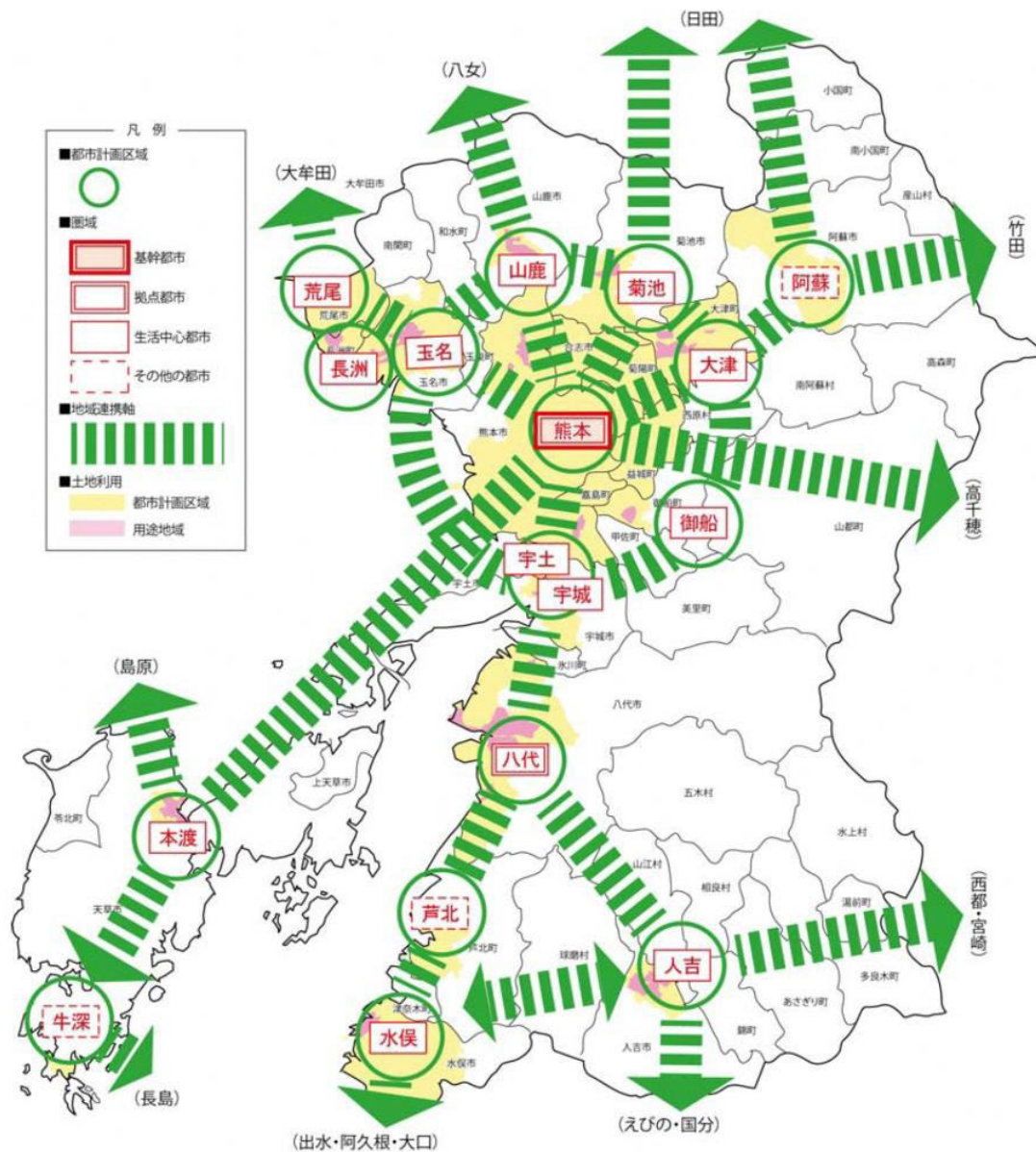


図 熊本県の交流と連携を支える都市ネットワーク

県内全体の土地利用の方針都市的土地利用の適正なコントロール (p 34)

県人口は全体的に減少していますが、開発行為等により用途地域外等の郊外部で人口が増加している区域が見られる。このような地域の市街化についてはエコ・コンパクトな都市づくりの視点から原則的に抑制していくこととする

中心市街地等における土地利用の方針都心居住を促進させる中心市街地等の再構築 (p 38)

土地利用制度の活用により市街地の郊外部への拡大を抑制するとともに、道路、公共交通機関をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や安全な自転車走行空間の整備充実を図り、人々の居住地そのものを都心や近郊の公共交通の利便性が高い地域へと回帰させる住環境整備、及び商業地の魅力向上など都市機能の再編を図っていくものとする

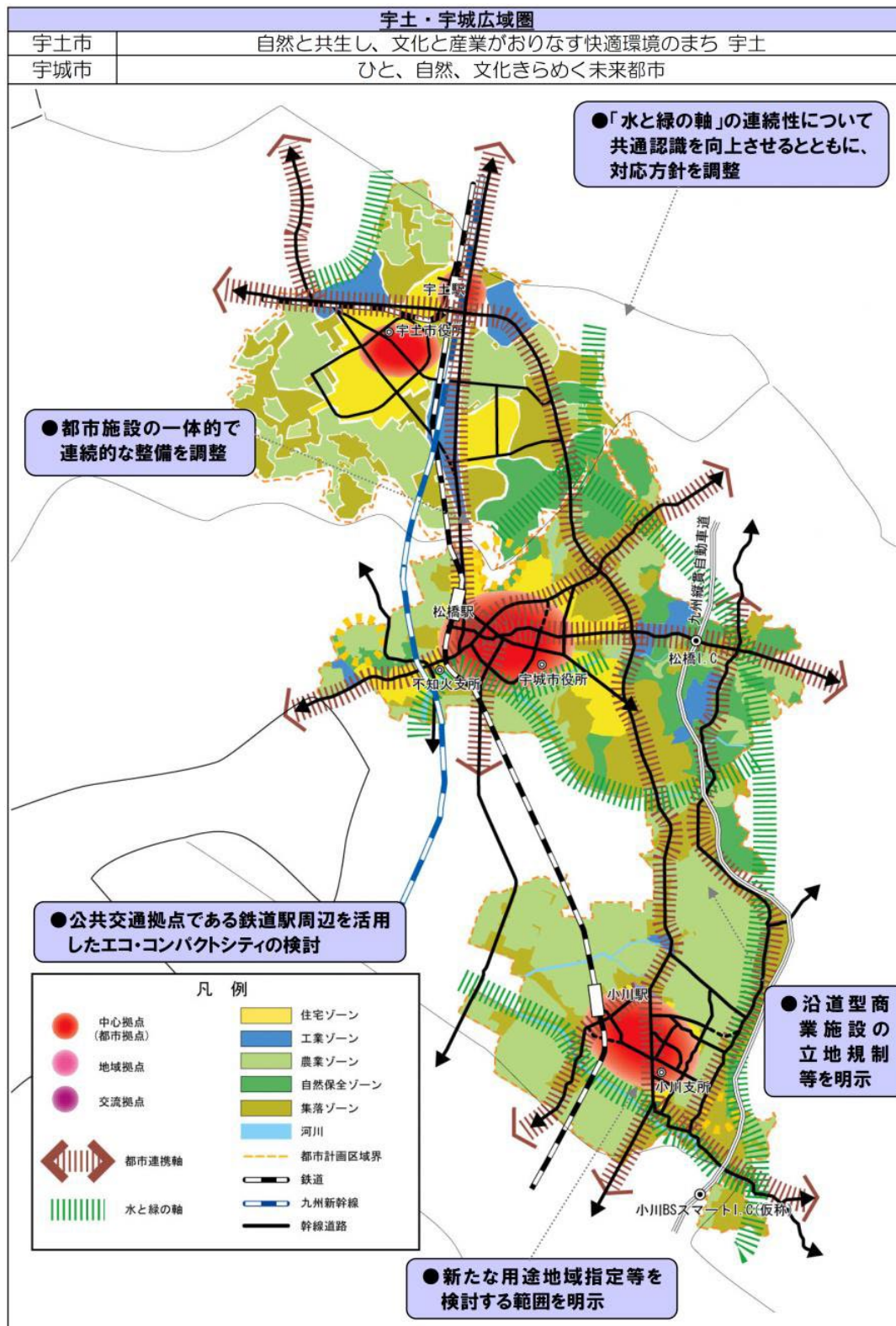
周辺市街地における土地利用の方針地区計画の活用による良好な市街地環境の維持・保全 (p 38)

既に良好な都市環境を有する市街地や新たに計画的に市街地形成がなされる地区においては、地区計画制度を活用し、具体的な市街地像を明らかにしつつ良好な都市環境の維持・保全に努める

複数の都市計画区域で作成する場合の都市づくりの方向性

都市的土地利用の適正なコントロール（p 57）

広域都市計画区域マスタープラン作成にあって留意することが望ましいまちづくりの方向性を整理する



宇土・宇城広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (宇土・宇城広域圏都市計画区域マスタープラン) (令和5年9月)	
■基本理念	人と自然、産業、文化が調和した安全・安心で魅力ある宇土・宇城広域圏
■基本目標	①宇土・宇城広域圏での都市づくり ②人と自然、産業、文化が調和した魅力ある交流拠点都市づくり ③各拠点を中心としたエコ・コンパクトな都市づくり ④災害に強く安全・安心な都市づくり ⑤多様な主体が協働で取り組む都市づくり
■都市計画マスタープランに関する方策等 (要約)	
広域圏の将来像 (p4～5) <u>＜商業・業務ゾーン＞</u> J R宇土駅、J R松橋駅や市役所周辺、国道3号及び主要地方道八代鏡宇土線などの主要な幹線道路沿線では、他の機能との連携を高め、人を引きつける魅力ある商業地の形成を図る。また、市役所や支所周辺などでは、業務機能の強化と利便性の向上を目指す <u>＜工業・流通ゾーン＞</u> 既存の工業地や松橋IC、宇城氷川SIC周辺については、施設周辺の整備及び環境に配慮した整備を推進する。また、今後の企業の受け皿として、農業上の土地利用との調整を図りながら工業適地指定などの活用により、工業用地を確保する <u>＜住宅ゾーン＞</u> 今後の住宅需要や市街化の動向を踏まえ、既存の住宅市街地及びその周辺では、住環境の維持・向上を図り、計画的でコンパクトな市街地を形成する <u>＜集落ゾーン＞</u> 市街地周辺の既存集落を中心に地域特性に配慮した住環境の整備・拡充に努め、コミュニティ施設や教育・保育施設などの充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を推進する <u>＜農業ゾーン＞</u> 本圏域の水田を中心とした既存の農地では、農業生産の場として、また、防災や自然環境の保全などの多面的機能を有する場として保全を図るとともに、市街地との調和を保ちながら、農地の保全や秩序ある土地利用を行い、耕作放棄地などの有効活用を図る <u>＜自然環境保全ゾーン＞</u> 本圏域の山林や丘陵地、河川などの貴重な自然が残されている地域では、国土保全機能や景観確保の観点から森林資源の適正な整備や保全を推進する <u>＜都市拠点＞</u> 市役所やJ R宇土駅、J R松橋駅周辺の中心市街地では、商業、各種業務など都市機能の充実を図るための拠点とする <u>＜工業・流通拠点＞</u> 広域交通網の利便性を活かした既存の工業地やIC周辺では、工場等の立地誘導を図る <u>＜レクリエーション拠点＞</u> 地域住民のレクリエーション・憩いの主たる拠点として、周辺施設や緑の環境を活かしながら機能の充実と整備の促進を図る	

＜広域連携軸＞

J R 鹿児島本線、J R 三角線や九州縦貫自動車道、国道 3 号、国道 57 号では、本圏域と熊本都市計画区域や八代都市計画区域、本渡都市計画区域など、広域的な連携や交流を促進する交通ネットワークの形成を図る

＜地域連携軸＞

広域連携軸を補完するとともに、本圏域内の連携や交流の促進を図る地域連携軸として、国道 218 号や国道 266 号、主要地方道八代鏡宇土線、一般県道松橋停車場線を位置づける

宇土・宇城広域圏の広域的位置づけ（p7）

本圏域は、九州縦貫自動車道や国道 3 号、国道 57 号などによって、周辺の熊本都市計画区域や八代都市計画区域、本渡都市計画区域と結ばれており、これらの地域と連携しながら、良好な住環境の形成と日常的な都市的サービスの向上を図る。また、広域交通の結節点に位置するという優れた立地条件を活かしたまちづくりを推進する

土地利用の方針（p8）

本圏域では今後、人口減少や少子高齢化の進展が予測されることから、「エコ・コンパクトな都市づくり」を目指し、用途地域内への都市機能の集積や居住の誘導に努めるとともに、土地利用の転換や低未利用地の活用を図るなど、環境負荷の低減に寄与する集約型の土地利用の実現を図る

無秩序な市街地の拡大を防止するため、用途地域外での市街化は原則抑制し、新しく市街地を拡大する場合には、新たな都市基盤整備など必要な行政コストを考慮の上、必要性を十分に検討する

また、用途白地地域で、すでに市街化した地域においては、新たな用途地域指定や特定用途制限地域の指定などにより適切な土地利用コントロールを行う

交通拠点である J R 各駅周辺については、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築により「エコ・コンパクトな都市づくり」の実現を目指す

主要用途の配置の方針（p13）

a. 住宅地

すでに都市機能や人口が集積している都市拠点・地域拠点やその周辺は職住近接を基本とした良好な住環境の形成を図ることとし、主要幹線道路沿道等での店舗、事務所などの立地をある程度許容しつつ、住宅地への純化を基本とした土地利用の規制・誘導を図る

b. 商業・業務地

J R 宇土駅や宇土市役所周辺、本町通りや国道 3 号や都市計画道路宇土駅本町線、主要地方道八代鏡宇土線沿道、J R 松橋駅や宇城市役所、支所周辺などを商業・業務地として配置する

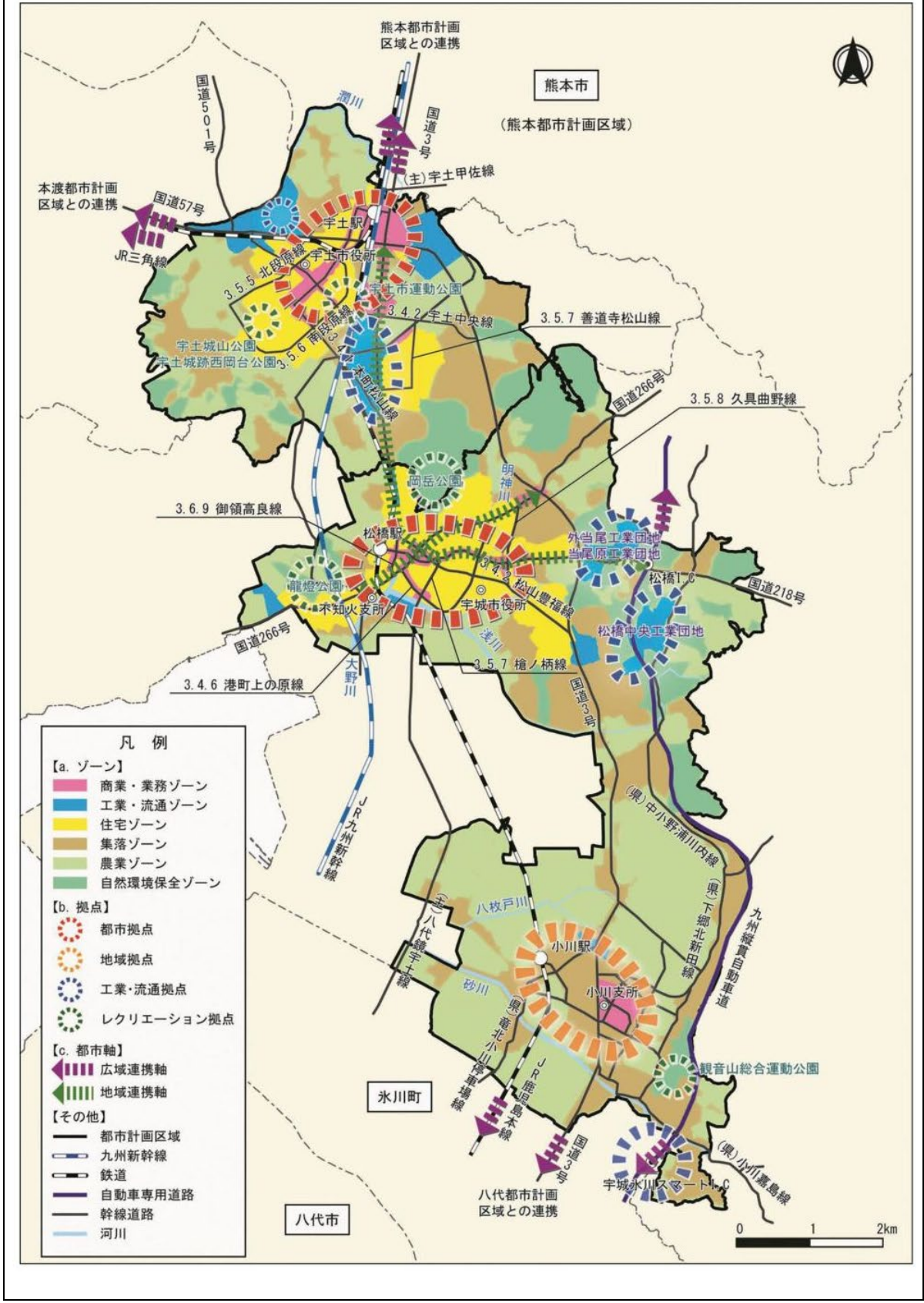
c. 工業地

国道 3 号、国道 57 号及び主要地方道八代鏡宇土線などの主要な幹線道路沿道にある比較的大規模な工業施設の集積する既存工業地や、松橋 I C、宇城氷川 S I C 周辺を工業地として配置する

また、隣接する住宅地や農地などの周辺環境との調和に十分配慮しつつ、環境悪化のおそれがない工場等の立地を許容することとし、新たな工場等の受け入れは、これら工業地への集積・誘導を図る

さらに、国道沿道への工業地需要や立地ポテンシャルなどを勘案して、沿道型商業施設などの立地も許容した複合的な土地利用を図る

【宇土・宇城広域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 参考附图】



熊本県土地利用基本計画（令和3年3月）

■ 基本方針

持続可能で豊かな県土利用の推進

- ①適切な県土管理を実現する県土利用
- ②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
- ③地下水の保全に配慮した県土利用
- ④安全・安心を実現する県土利用

持続可能で豊かな県土利用のための手法

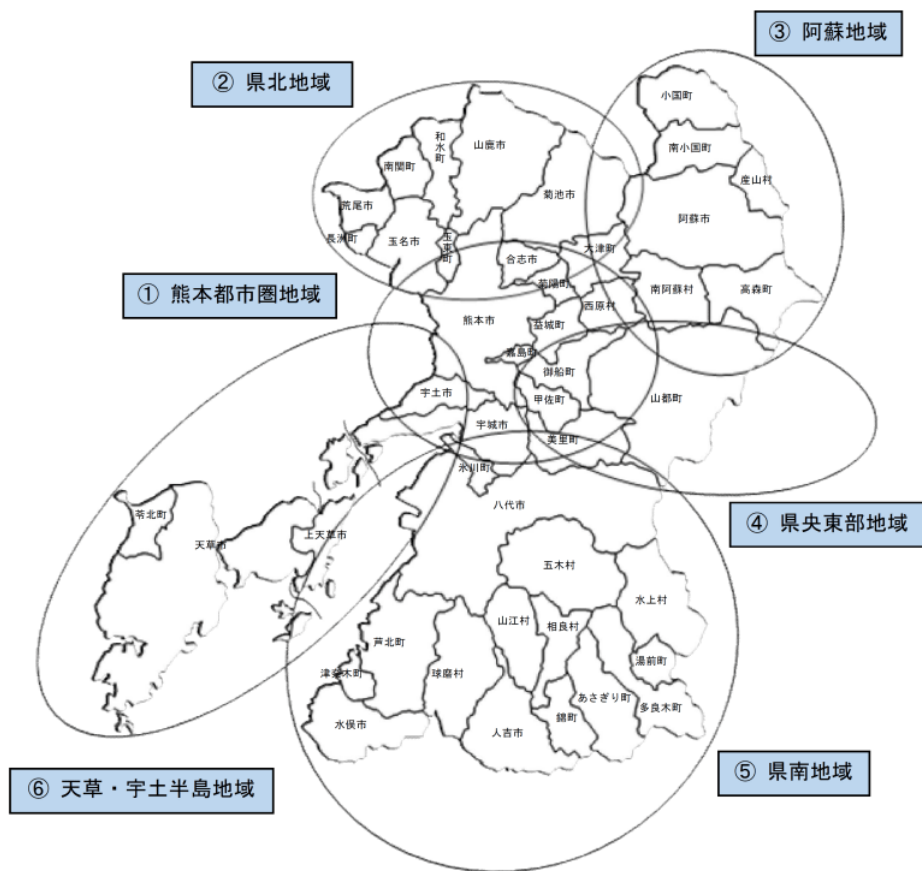
- ①多様な主体による県土管理
- ②総合的な県土管理

■ 都市計画マスタープランに関する方策等（要約）

地域別の概要

天草・宇土半島地域（p 18）

天草・宇土半島地域は、八代海や東シナ海、有明海といった海に囲まれた美しい景観をはじめ、豊富な水産資源やキリシタン関連の歴史・文化などの資源を有する地域となっている。引き続き、豊かな地域資源、美しい景観の保全に努め、世界文化遺産の構成資産である三角西港や天草の崎津集落など、歴史的・文化的に優れた観光資源等を活かした地域づくりを進める。また、天草・宇土半島地域へのアクセスの向上を図るため、熊本天草幹線道路の整備を促進するなど、地域の特性を活かした土地利用を進める。



熊本県景観計画（令和4年4月1日変更）

■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）

景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観形成の基本目標（p1）

(1) 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を生かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着をもつことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。

(2) 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る

景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。日常生活を快適なものとするため、調和のとれた街なみや緑と水を生かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

熊本県景観計画地域・地区概要図（p11）

熊本県景観計画地域・地区概要図

凡例

景観形成地域

特定施設届出地区(県指定)

景観条例制定市町村

番号	種別	地区	種別	区域の範囲
1	施設3号	熊本県と宇土市との境界	宇土市と宇城町との境界	宇土市区域 201-112m
1-2	施設3号	宇城町と八代市との境界	八代市と八代市との境界	同 上
2	施設3号	大津町(熊本)	熊本県と宇土市との境界	同 上
3	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
4	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
4-2	施設3号	熊本県と宇土市との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
5	施設3号	熊本県と宇土市との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
6	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
7	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
8	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
9	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
10	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
11	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
12	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
13	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
14	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
15	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
16	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
17	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
18	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
19	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
20	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
21	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
22	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
23	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
24	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
25	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
26	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
27	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
28	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
29	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
30	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
31	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
32	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
33	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
34	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
35	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
36	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
37	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
38	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
39	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
40	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
41	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
42	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
43	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
44	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
45	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
46	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
47	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
48	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
49	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
50	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
51	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
52	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
53	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
54	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
55	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
56	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
57	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
58	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
59	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
60	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
61	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
62	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
63	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
64	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
65	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
66	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
67	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
68	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
69	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
70	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
71	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
72	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
73	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
74	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
75	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
76	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
77	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
78	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
79	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
80	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
81	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
82	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
83	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
84	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
85	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
86	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
87	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
88	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
89	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
90	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
91	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
92	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
93	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
94	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
95	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
96	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
97	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
98	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
99	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上
100	施設3号	宇土市と宇城町との境界	宇土市と宇城町との境界	同 上

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（令和３年３月）	
■計画基幹	2021年度（令和３年度）～2025年度（令和７年度）
■基本理念	水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現
■都市計画マスタープランに関する方策等（要約）	
脱炭素型モビリティ社会の実現（p84） ・ＪＲやバス等の結節機能向上のための施設整備やバス路線網の再編、コミュニティ交通の導入による利便性向上などを図ることにより、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進する ・利便性の高い公共交通を提供し、幅広い世代が公共交通等を利用してアクセスできる地域拠点内へ、医療や商業などの都市機能の施設を設置する	

1.3 都市構造分析

1.3.1 区域別人口、高齢化の動向

(1) 区域別人口

- 令和 27(2045)年の区域別人口の割合は、用途地域が若干増加する見込み
- 令和 2(2020)年から令和 27(2045)年までの人口増減は、ほぼ全域で減少すると予想される
- 用途地域内の人口密度 40 人/ha 以上の地域は、令和 2(2020)年で多くみられ、令和 27(2045)年でも多く残っている

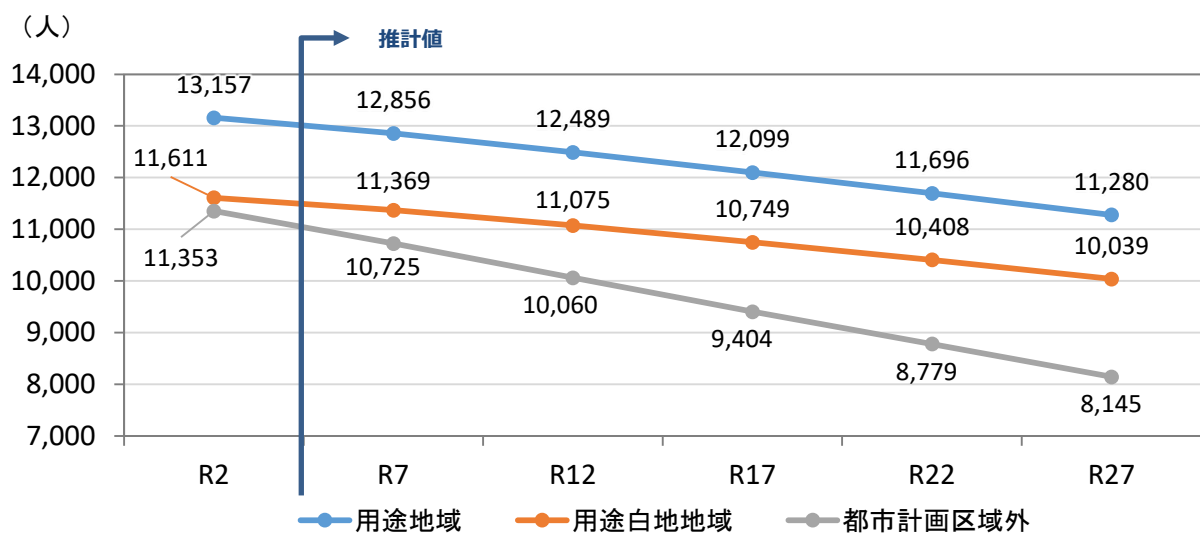


図 区域別人口の推移

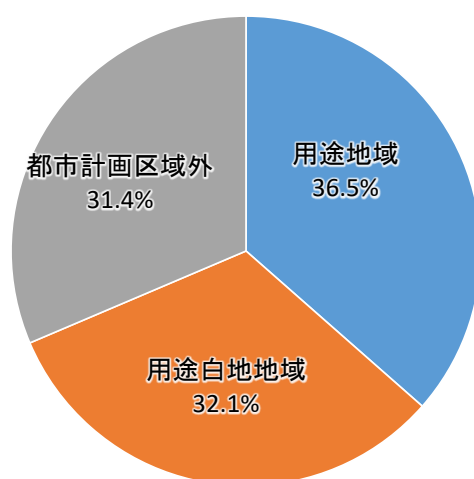


図 区域別人口の割合 (令和 2 年)

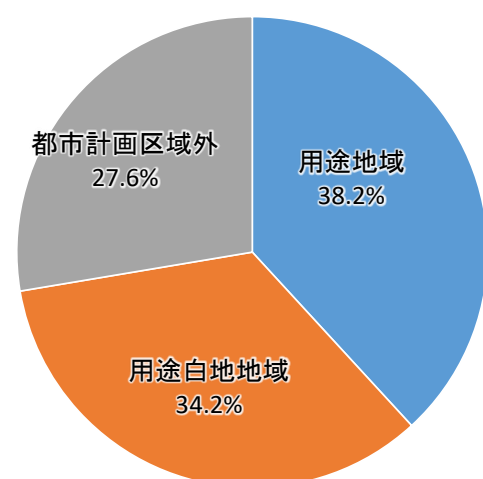


図 区域別人口の割合 (令和 27 年)

資料：令和 2 年国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (令和 2 年国調対応版)」

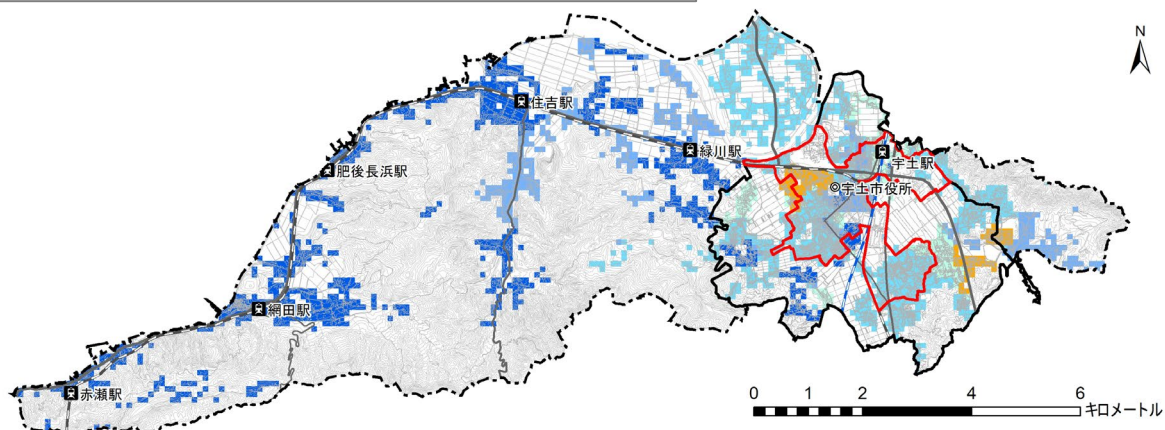


図 区域別人口密度増減（令和 2 年～令和 27 年）

資料：令和 2 年国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

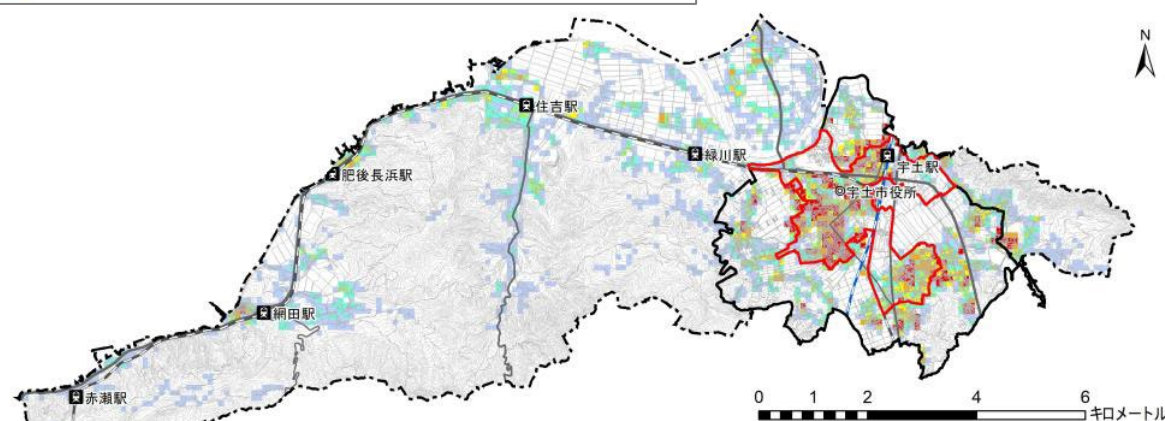
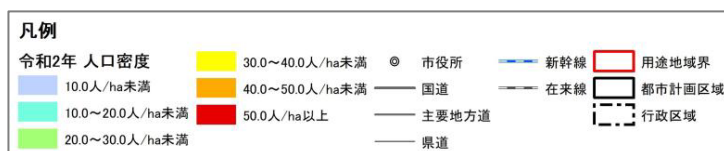


図 区域別人口密度（令和 2 年）

資料：令和 2 年国勢調査

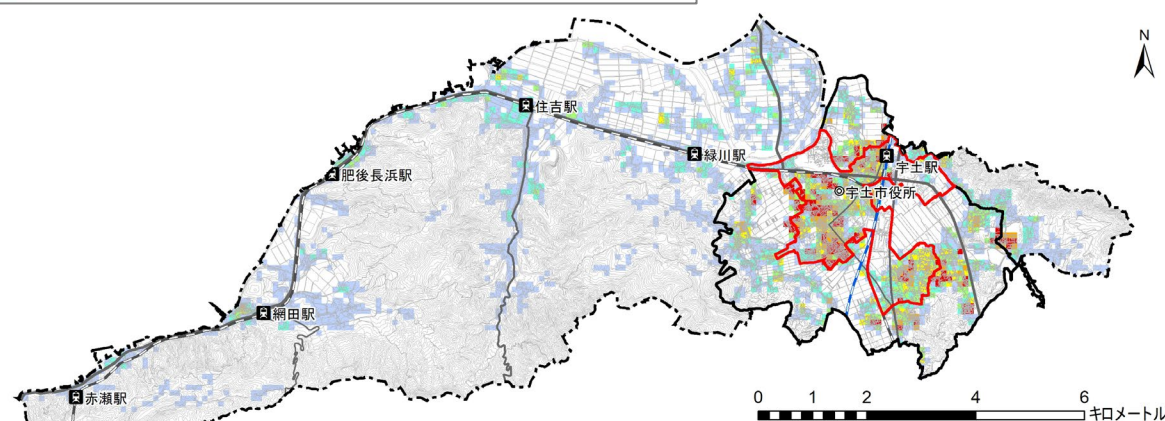
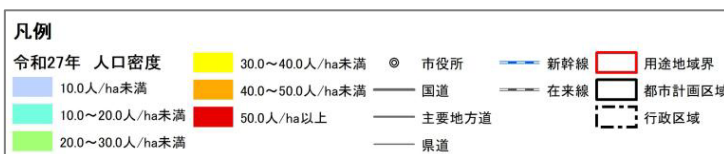


図 区域別人口密度（令和 27 年）

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

(2) 区域別高齢化率

■ 令和2(2020)年から令和27(2045)年の高齢化率の増減をみると、用途地域周辺において高齢化率の増加傾向にあるエリアが多くみられる

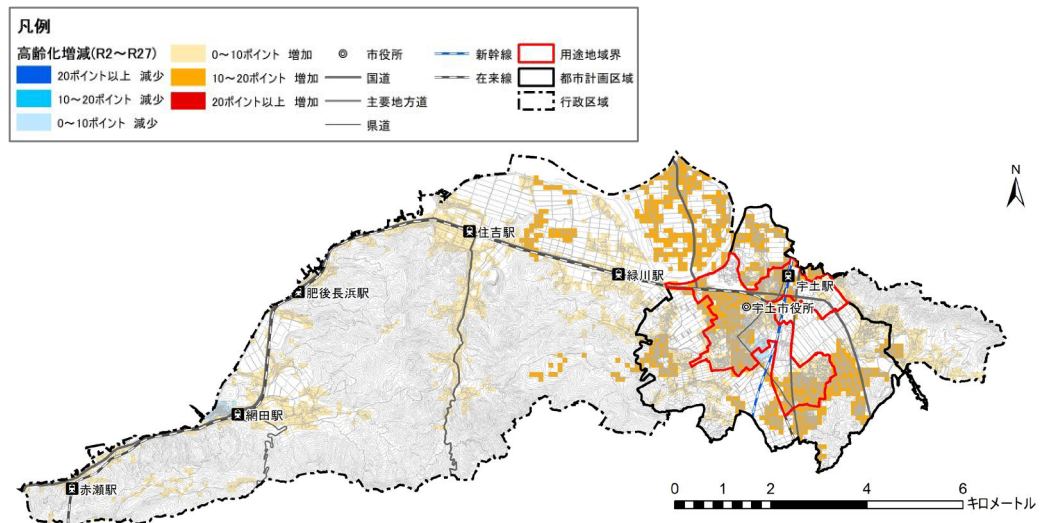


図 区域別高齢化率増減(令和2年～令和27年)

資料：令和2年国勢調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(令和2年国調対応版)」

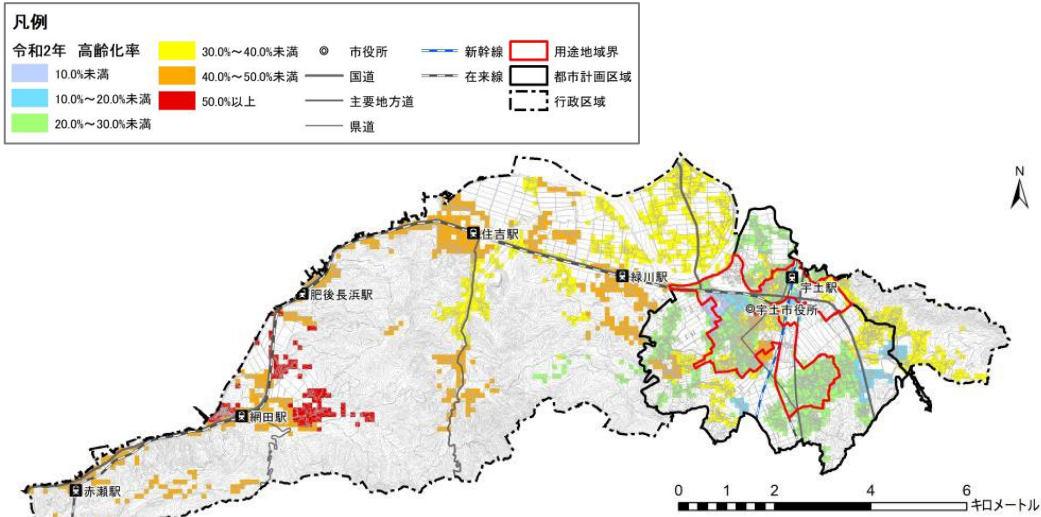


図 区域別高齢化率(令和2年)

資料：令和2年国勢調査

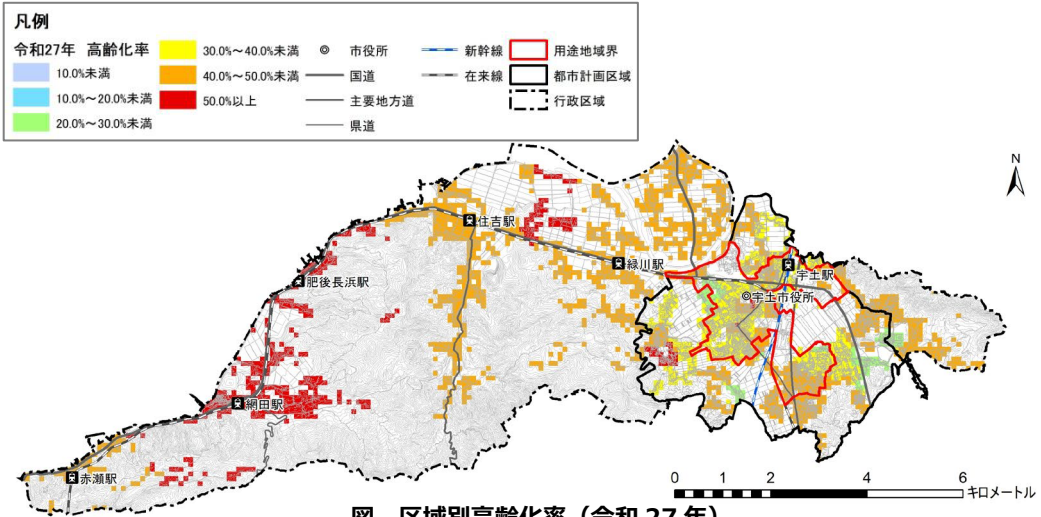


図 区域別高齢化率(令和27年)

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3(令和2年国調対応版)」

1.3.2 生活利便施設の利便性・持続性

(1) 公共交通路線と人口分布

① 公共交通の利便性

■ 1日15便以上運行しているバス路線は、用途地域内の県道川尻宇土線に集中しているも、15便未満の地域も多い状況である

表 公共交通の利便性の評価

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から 300m圏外
		運行本数15便/日 (往復)以上	運行本数15便/日 (往復)未満	
鉄道	駅から 1km圏内	公共交通利便地域		
	駅から 1km圏外			

	R2						R27					
	公共交通利便地域 人口		公共交通不便地域 人口		公共交通空白地域 人口		公共交通利便地域 人口		公共交通不便地域 人口		公共交通空白地域 人口	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
用途地域	6,420	48.8%	6,364	48.4%	372	2.8%	5,280	46.8%	5,691	50.5%	308	2.7%
用途白地地域	2,874	24.8%	6,130	52.7%	2,608	22.5%	2,385	23.8%	5,367	53.5%	2,287	22.8%
都市計画区域外	4,913	43.3%	4,284	37.7%	2,157	19.0%	3,260	40.0%	3,299	40.5%	1,586	19.5%
合計	14,207	39.3%	16,778	46.5%	5,137	14.2%	10,925	37.1%	14,357	48.7%	4,181	14.2%

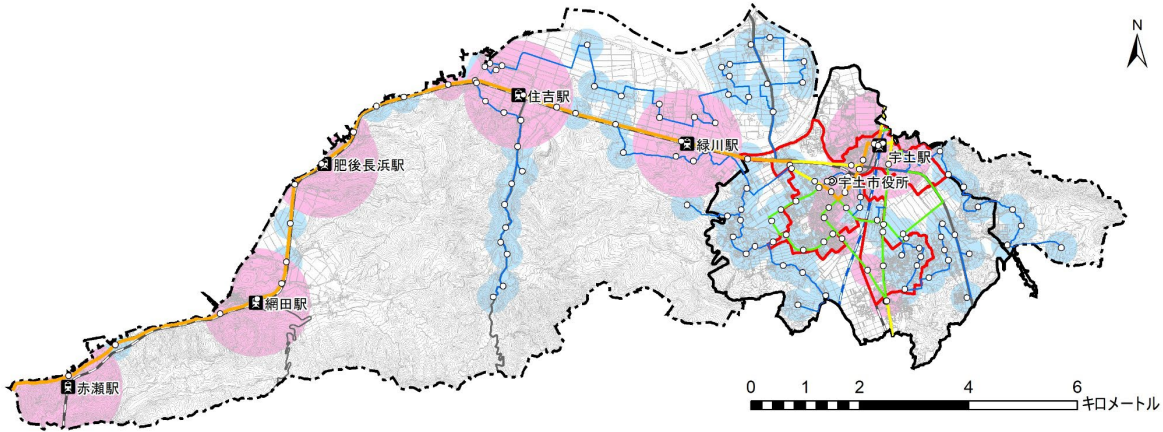


図 公共交通の利便性

資料：令和4年都市計画基礎調査

② 公共交通の持続性

■ 令和 2(2020)年時点の居住率は、公共交通利便地域に 39.3%、公共交通不便地域 46.5%

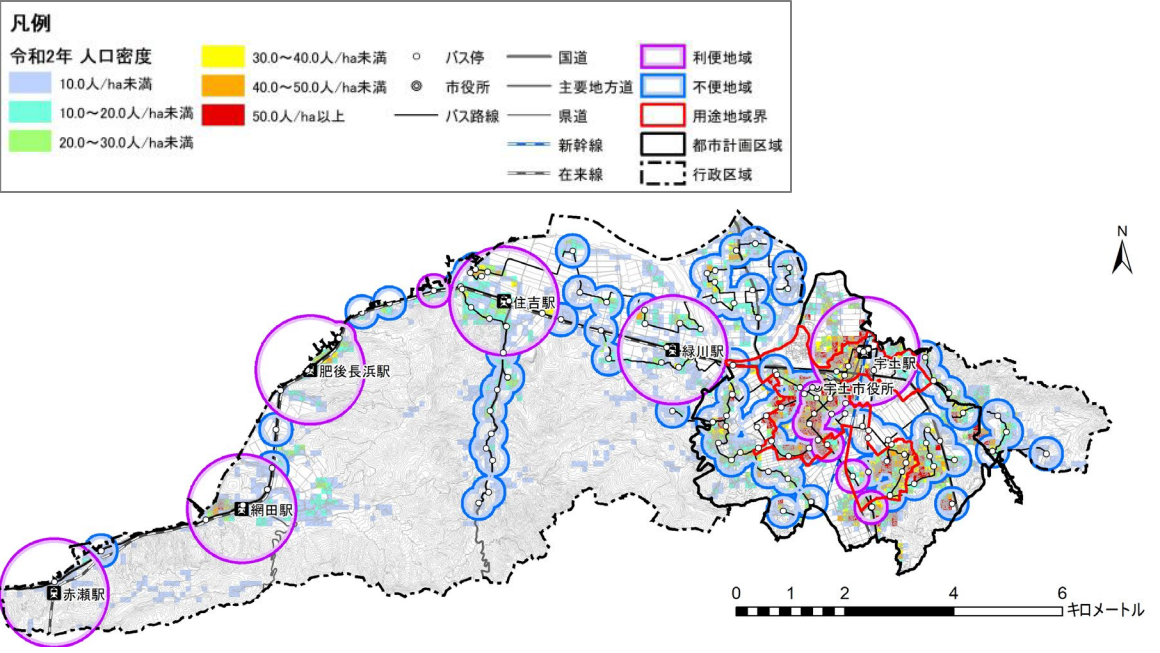


図 公共交通の利便性と地域別人口（令和 2 年）

資料：令和 4 年都市計画基礎調査

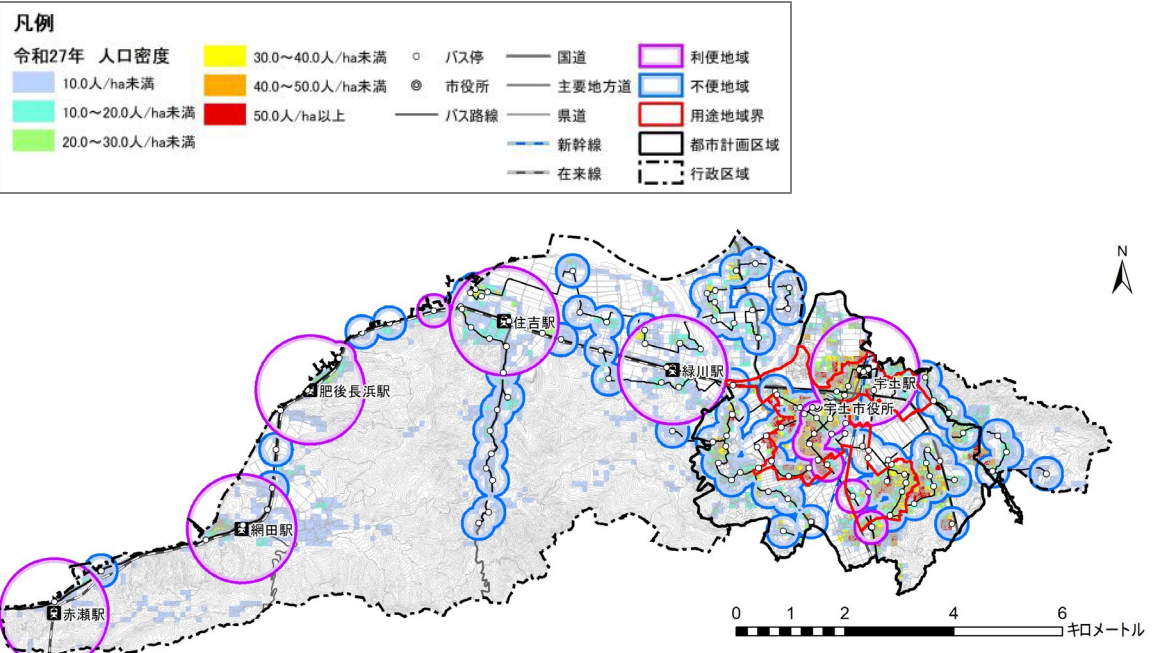


図 公共交通の利便性と地域別人口（令和 27 年）

資料：令和 4 年都市計画基礎調査、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

(2) 生活利便施設の配置と人口分布

① 生活利便施設の集積密度

- 生活利便施設の種類の8種類
- 中心市街地の集積密度が高くなっている

表 生活利便施設の徒歩圏カバー人口、人口カバー率

施設名	施設の定義	出典	令和2年		令和27年		備考
			徒歩圏 カバー人口 (人)	徒歩圏 カバー率 (%)	徒歩圏 カバー人口 (人)	徒歩圏 カバー率 (%)	
医療施設	一般診療所(内科・外科)	地域医療情報システム	16,483	45.6%	14,018	47.3%	徒歩圏800m 総人口
高齢者福祉施設	訪問系、通所系、 小規模多機能施設	介護サービス情報公開システム	6,071	55.8%	6,840	59.9%	徒歩圏500m 65歳以上人口
子育て支援施設	幼稚園、保育園、小規模保育	熊本県HP	1,101	79.1%	821	74.3%	徒歩圏800m 0～4歳人口
教育施設	小学校、中学校	水俣市HP、 熊本県教育委員会HP	2,131	61.4%	1,434	54.1%	徒歩圏800m 5～14歳人口
文化施設	図書館、市民会館他	市役所HP	9,982	27.6%	8,393	28.3%	徒歩圏800m 総人口
体育施設	体育館、運動場他	市役所HP	16,410	45.4%	13,470	45.5%	徒歩圏800m 総人口
商業施設	スーパーマーケット、ドラッグストア コンビニエンスストア、ホームセンター	タウンページ	20,831	57.7%	17,742	59.9%	徒歩圏800m 総人口
金融施設	銀行、郵便局、その他金融施設	タウンページ	20,633	57.1%	17,082	57.6%	徒歩圏800m 総人口

※徒歩圏カバー人口：各施設の徒歩圏内に居住する人口

※徒歩圏カバー率：総人口に対するカバー人口の割合

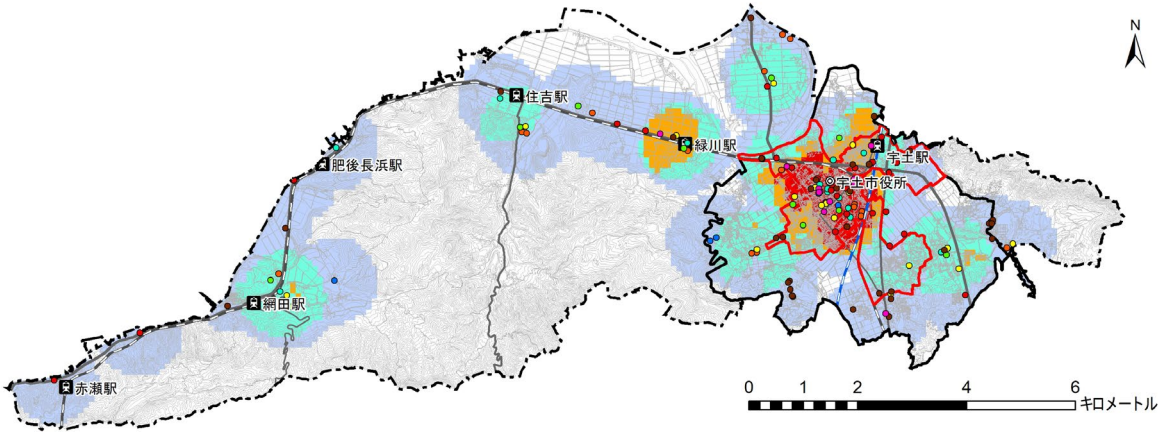
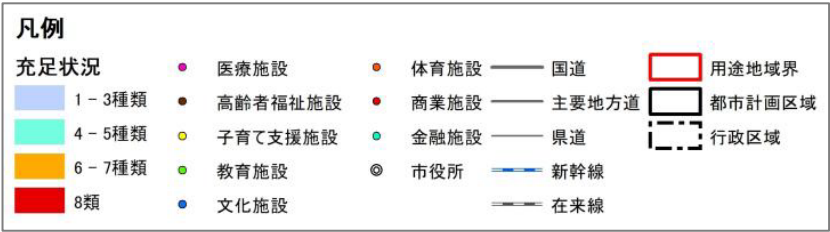


図 生活利便施設の集積密度（カバーの種類）

資料：各施設出典参照

② 医療施設

■ 令和 2(2020)年時点の医療施設の人口カバー率は 45.6%
■ 令和 27(2045)年時点の医療施設の人口カバー率は 47.3%

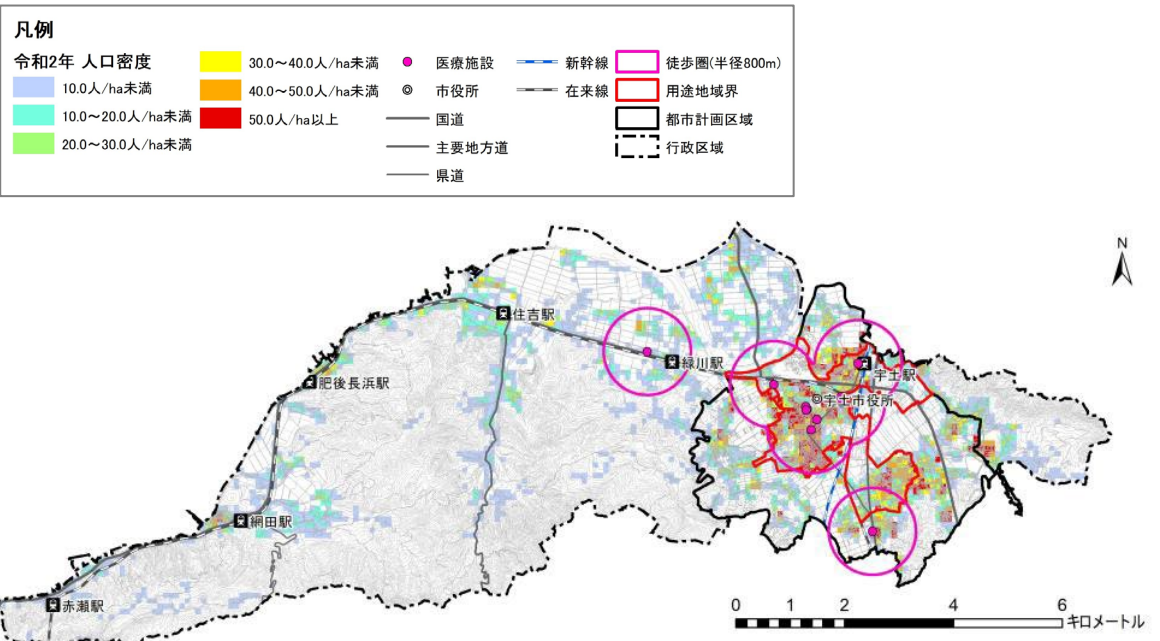


図 医療施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：地域医療情報システム、令和 2 年国勢調査

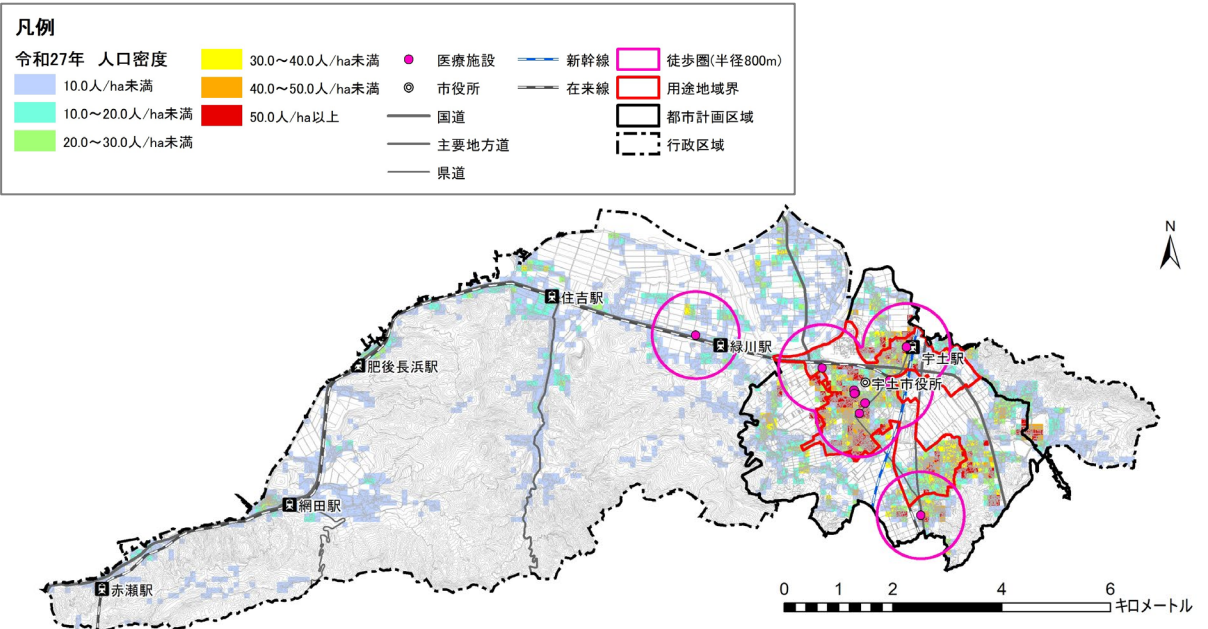


図 医療施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：地域医療情報システム、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

③ 高齢者福祉施設

- 令和 2(2020)年時点の高齢者福祉施設の人口カバー率は 55.8%
- 令和 27(2045)年時点の高齢者福祉施設の人口カバー率は 59.9%

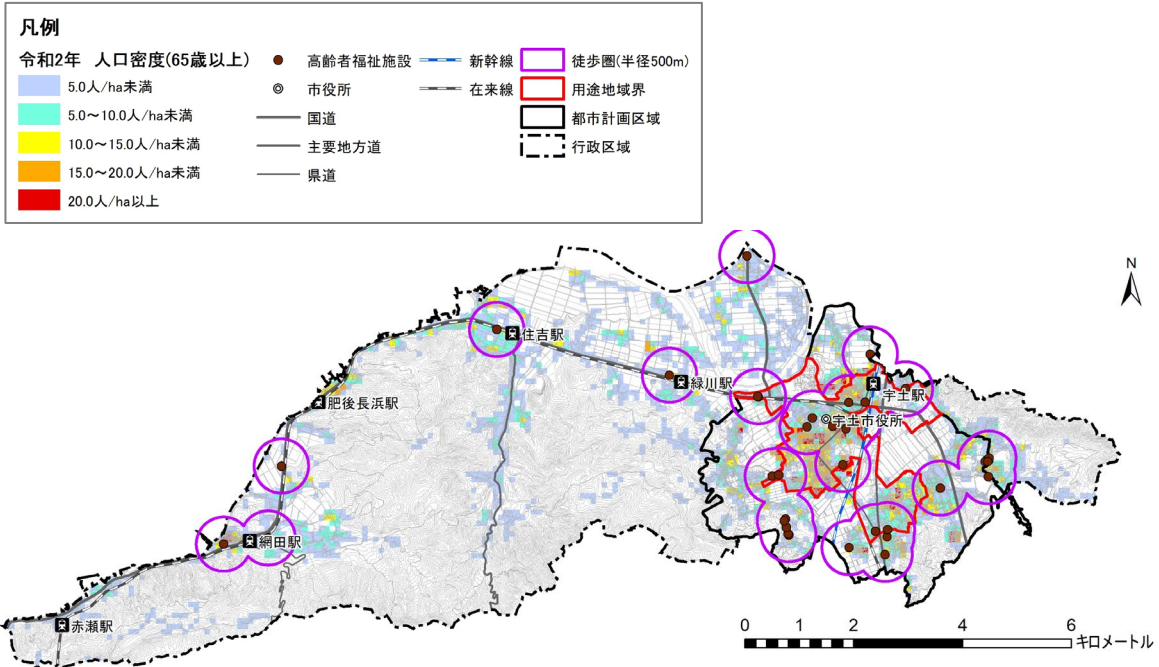


図 高齢者福祉施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：庁内資料、令和 2 年国勢調査

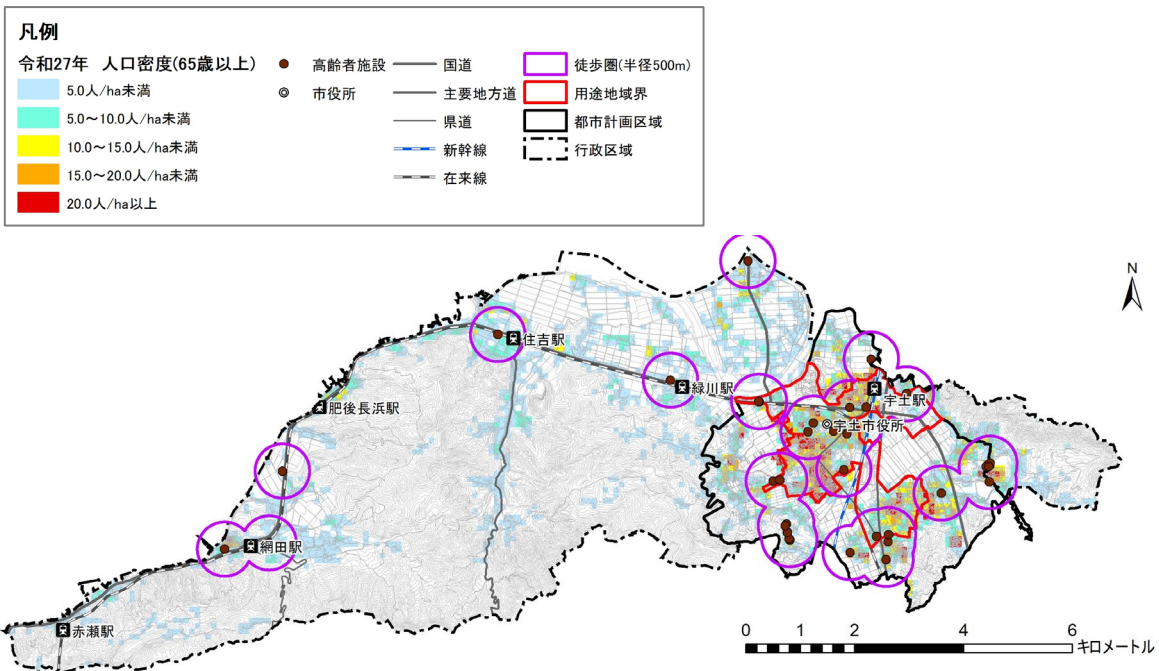


図 高齢者福祉施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：庁内資料、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

④ 子育て支援施設

■ 令和 2(2020)年時点の子育て支援施設の人口カバー率は 79.1%
■ 令和 27(2045)年時点の子育て支援施設の人口カバー率は 74.3%

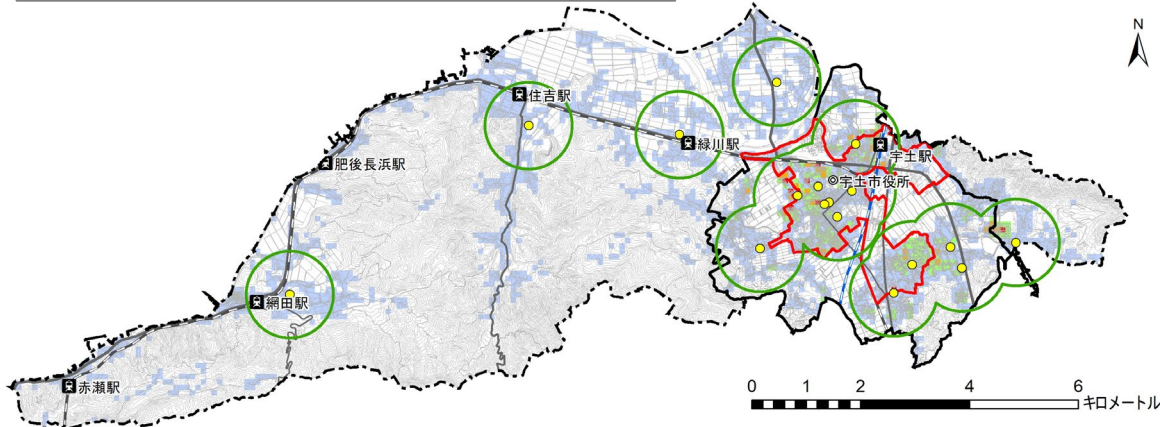
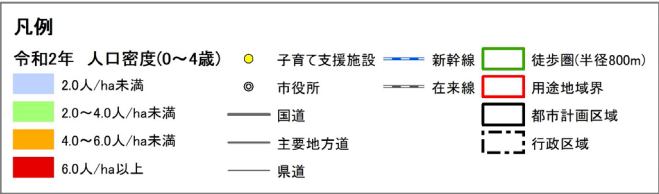


図 子育て支援施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：熊本県 HP、令和 2 年国勢調査を基に作成

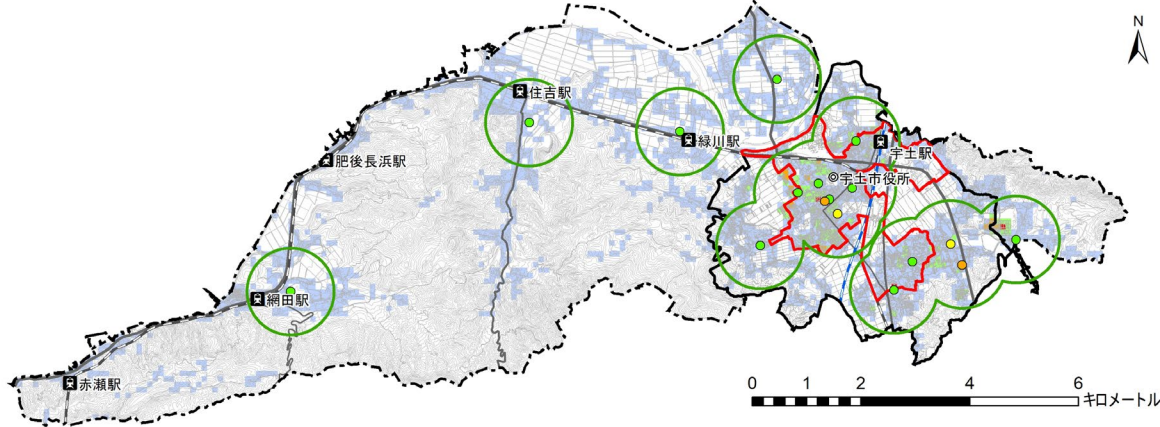
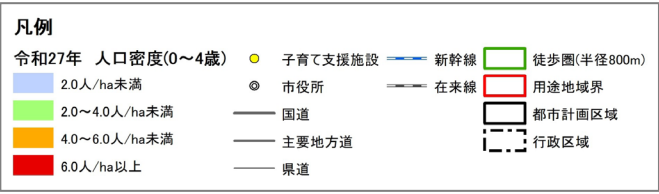


図 子育て支援施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：熊本県 HP、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

⑤ 教育施設

- 令和 2(2020)年時点の教育施設の人口カバー率は 61.4%
- 令和 27(2045)年時点の教育施設の人口カバー率は 54.1%

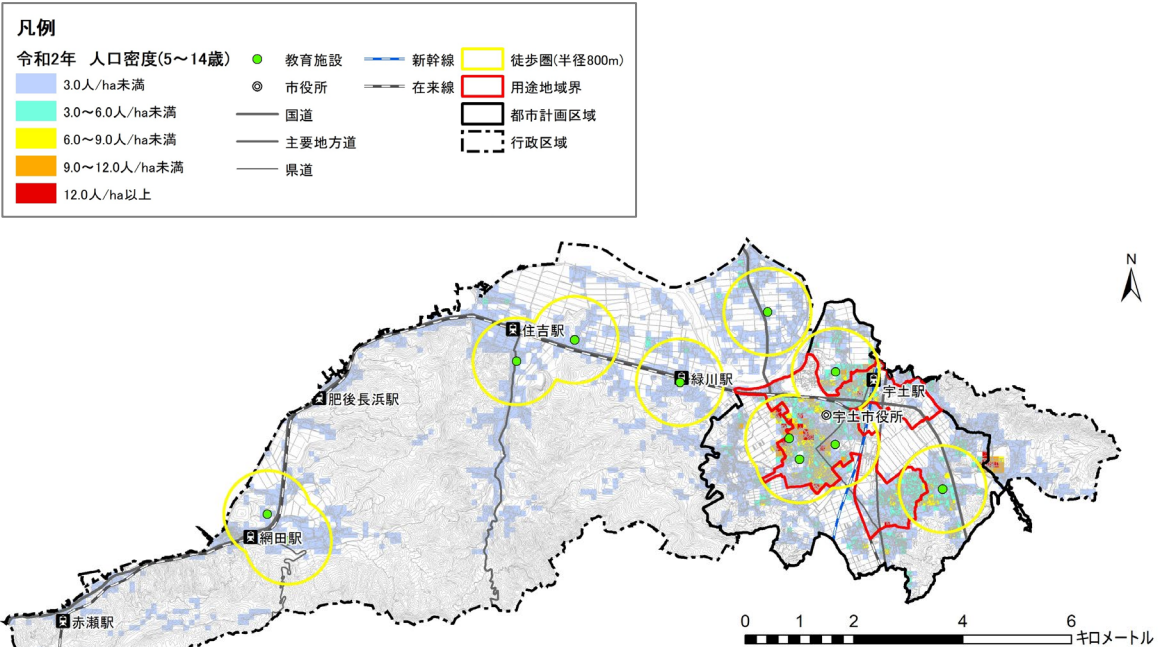


図 教育施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：宇土市 HP、熊本県教育委員会 HP、令和 2 年国勢調査

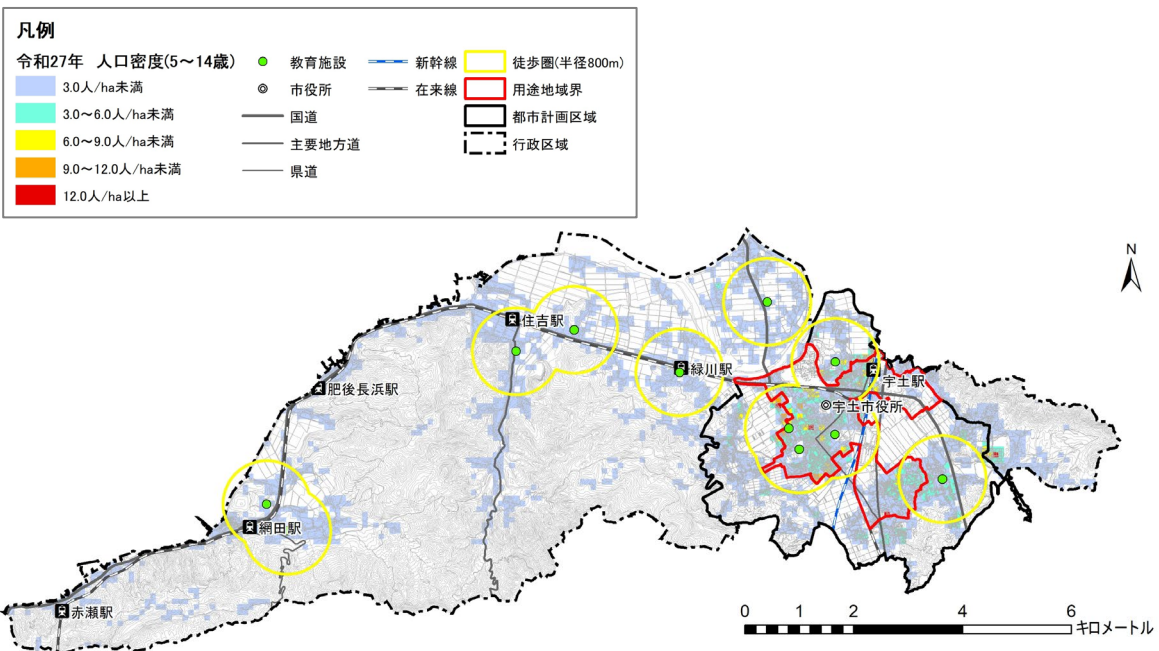


図 教育施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：宇土市 HP、熊本県教育委員会 HP、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

⑥ 文化施設

■ 令和 2(2020)年時点の文化施設の人口カバー率は 27.6%
■ 令和 27(2045)年時点の文化施設の人口カバー率は 28.3%

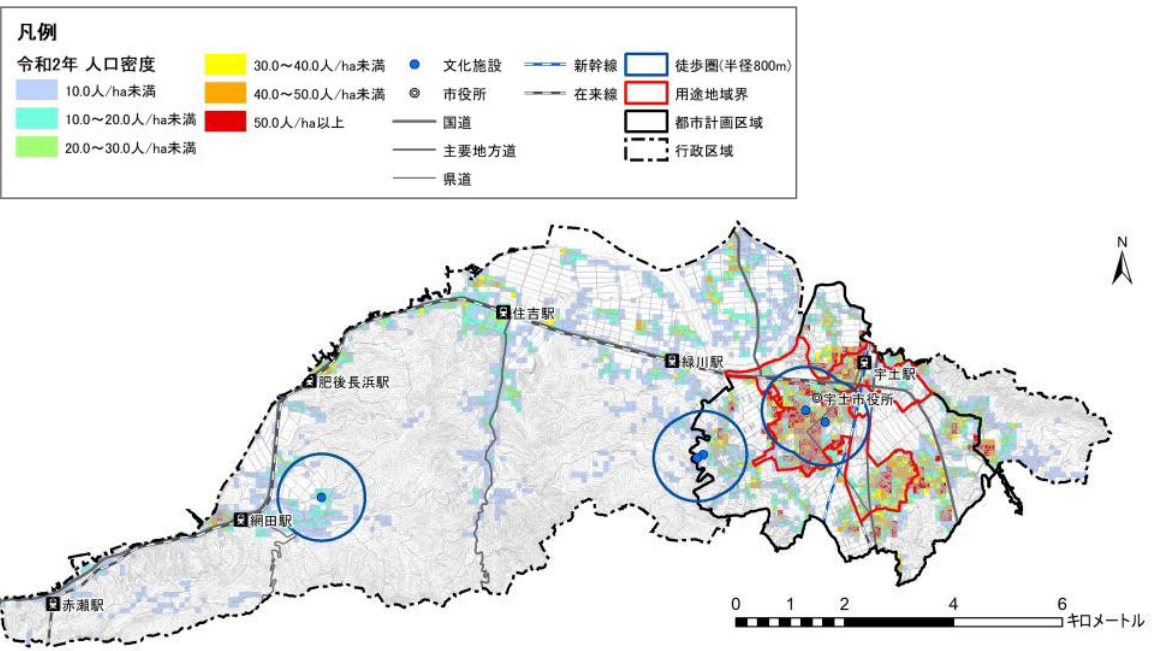


図 文化施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：宇土市 HP、令和 2 年国勢調査

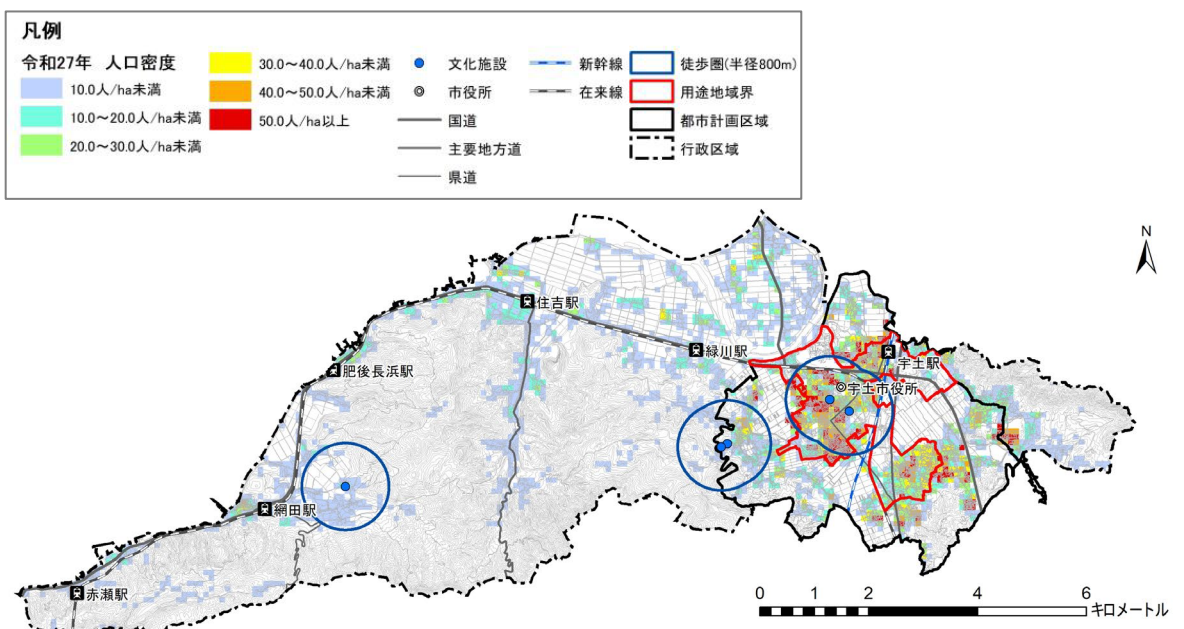


図 文化施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：宇土市 HP、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

⑦ 体育施設

- 令和 2(2020)年時点の体育施設の人口カバー率は 45.4%
- 令和 27(2045)年時点の体育施設の人口カバー率は 45.5%

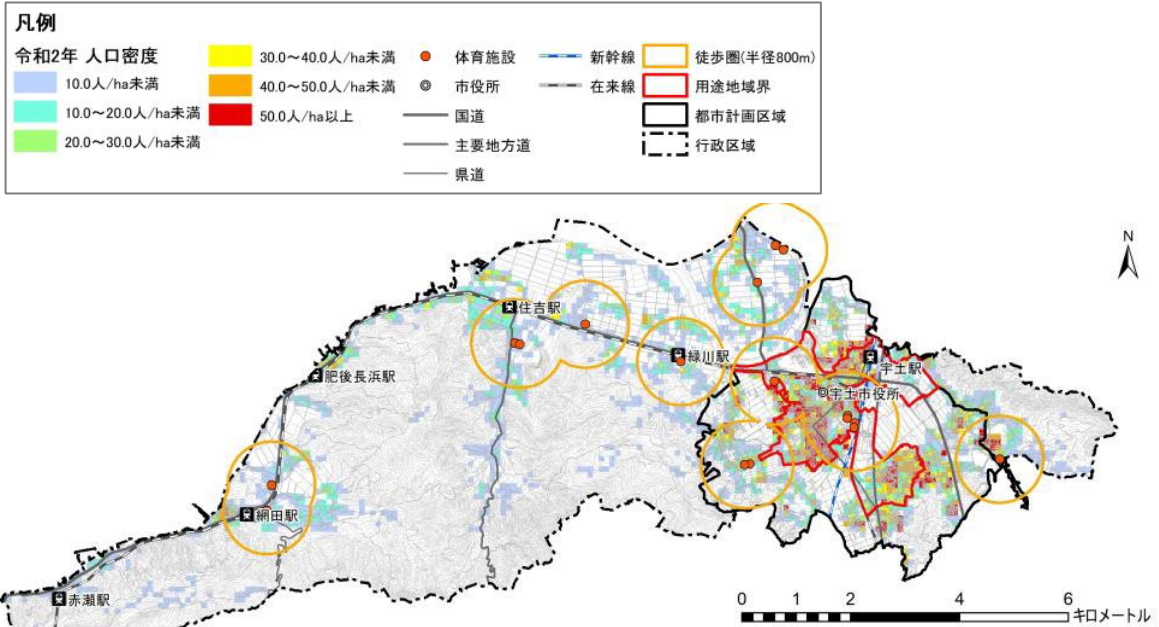


図 体育施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：宇土市 HP、令和 2 年国勢調査

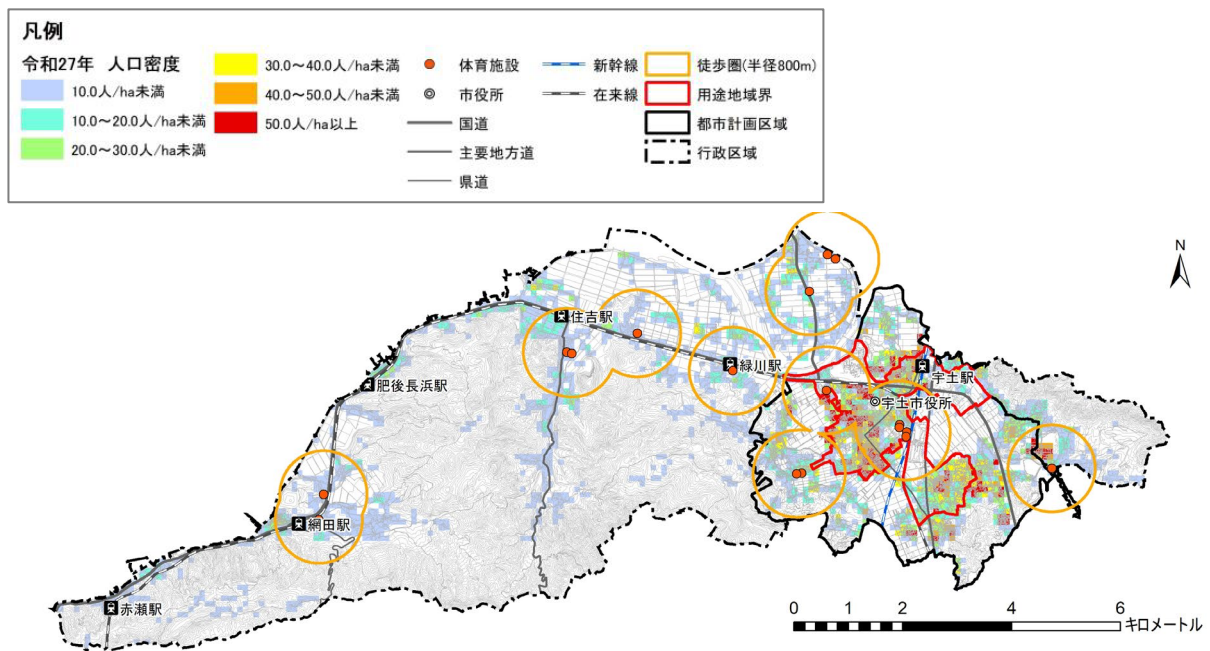


図 体育施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：宇土市 HP、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

⑧ 商業施設

■ 令和 2(2020)年時点の商業施設の人口カバー率は 57.7%
■ 令和 27(2045)年時点の商業施設の人口カバー率は 59.9%

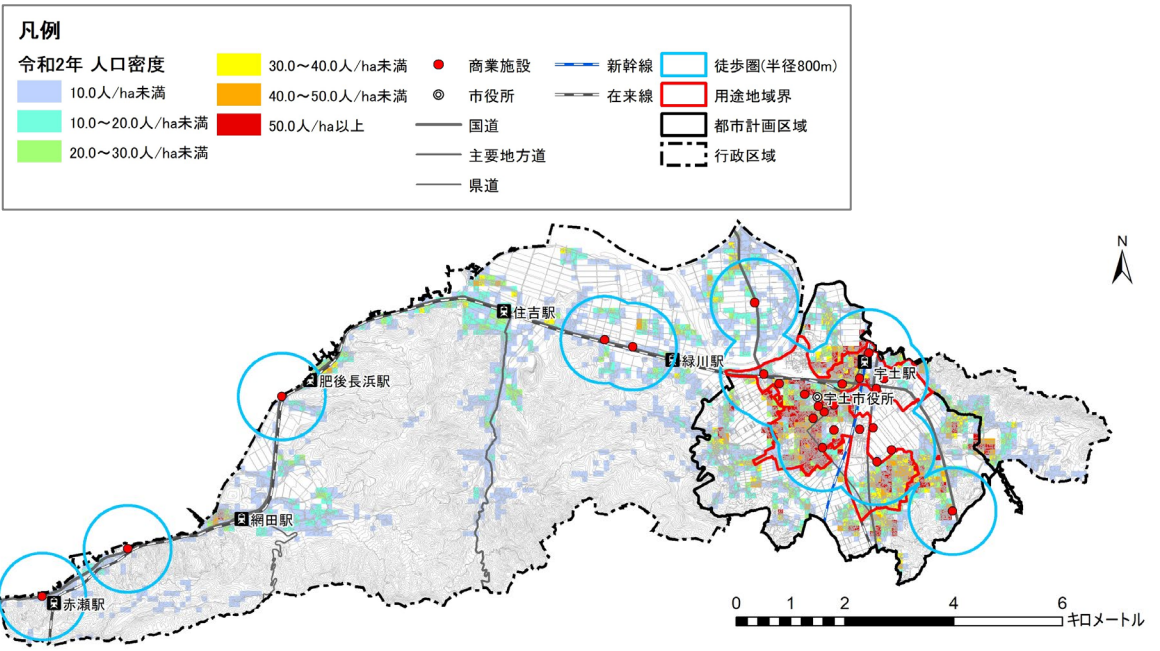


図 商業施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：i タウンページ、令和 2 年国勢調査

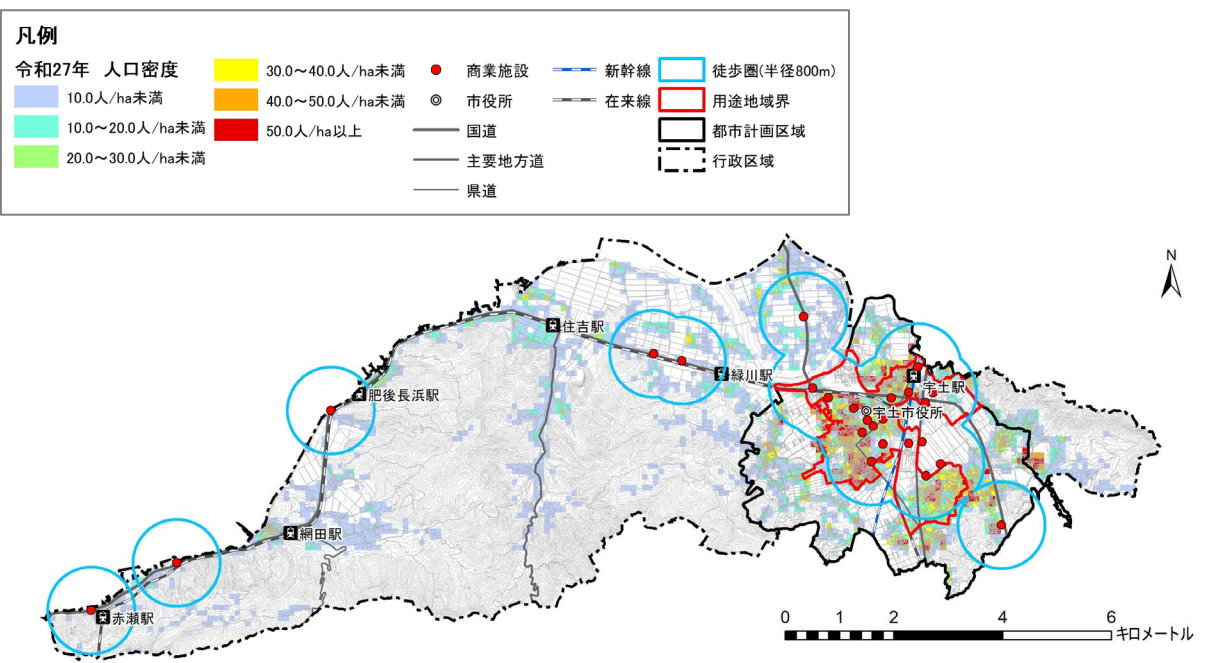


図 商業施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：i タウンページ、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

⑨ 金融施設

- 令和 2(2020)年時点の金融施設の人口カバー率は 57.1%
- 令和 27(2045)年時点の金融施設の人口カバー率は 57.6%

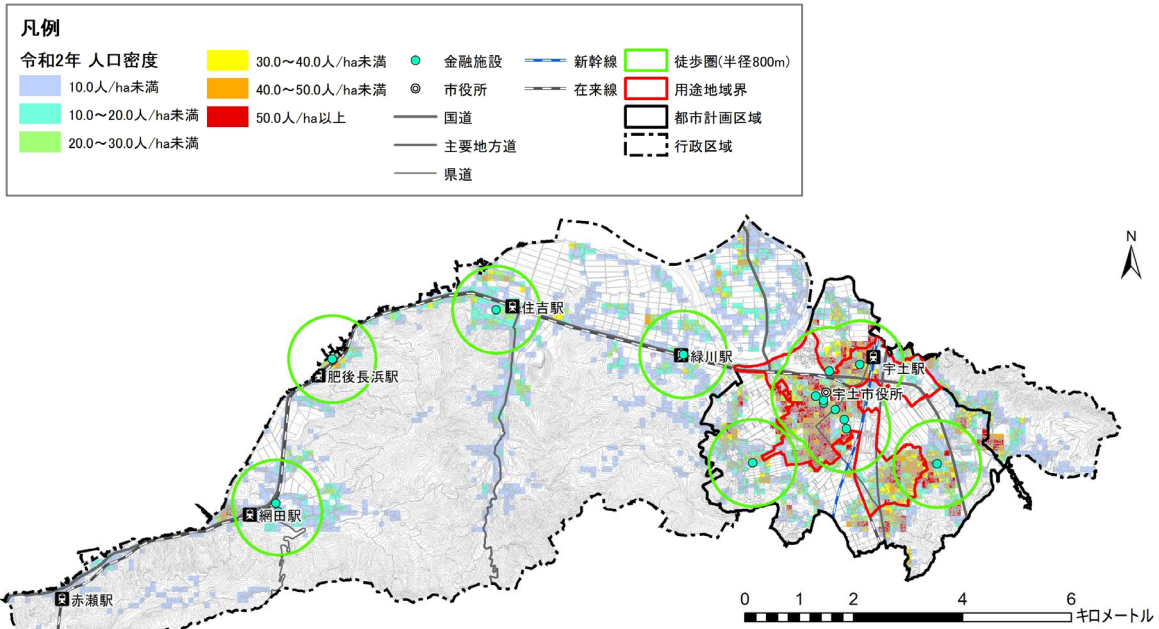


図 金融施設の徒歩圏人口（令和 2 年）

資料：iタウンページ、令和 2 年国勢調査

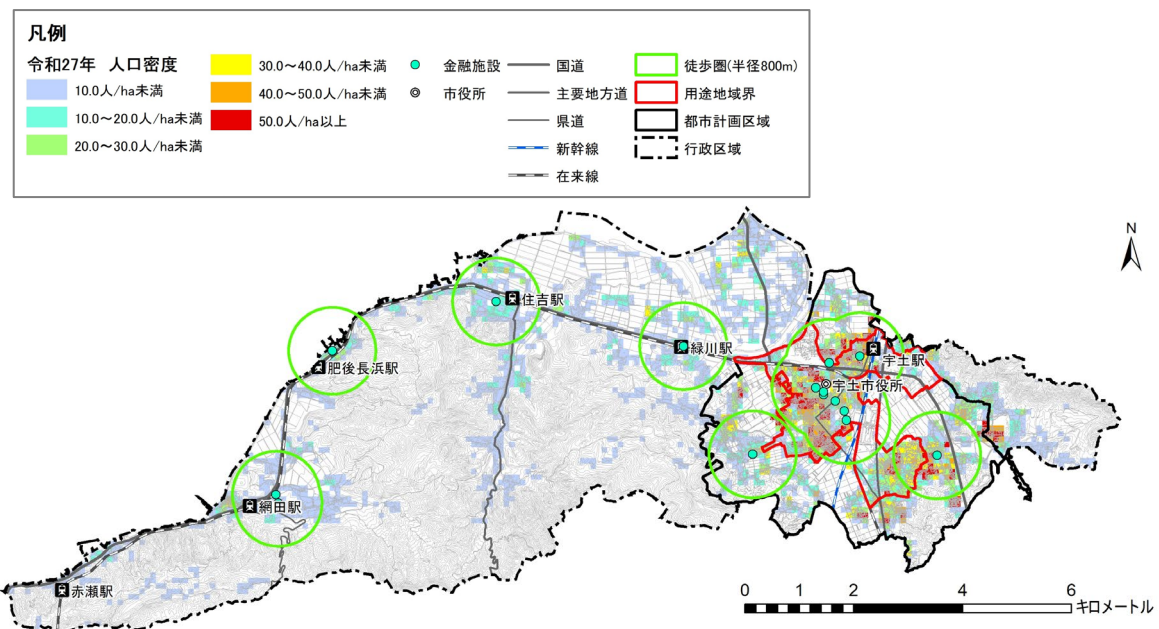


図 金融施設の徒歩圏人口（令和 27 年）

資料：iタウンページ、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（令和 2 年国調対応版）」

1.3.3 災害危険区域と人口分布

(1) 土砂災害警戒区域と人口分布

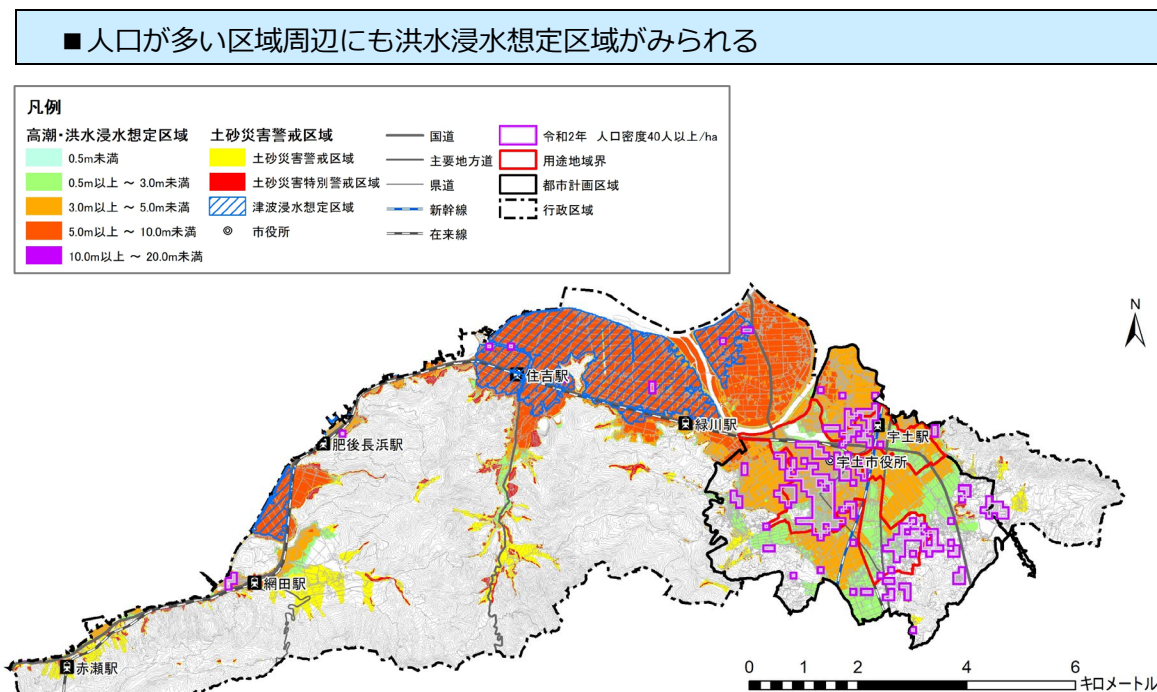


図 土砂災害警戒区域と人口分布

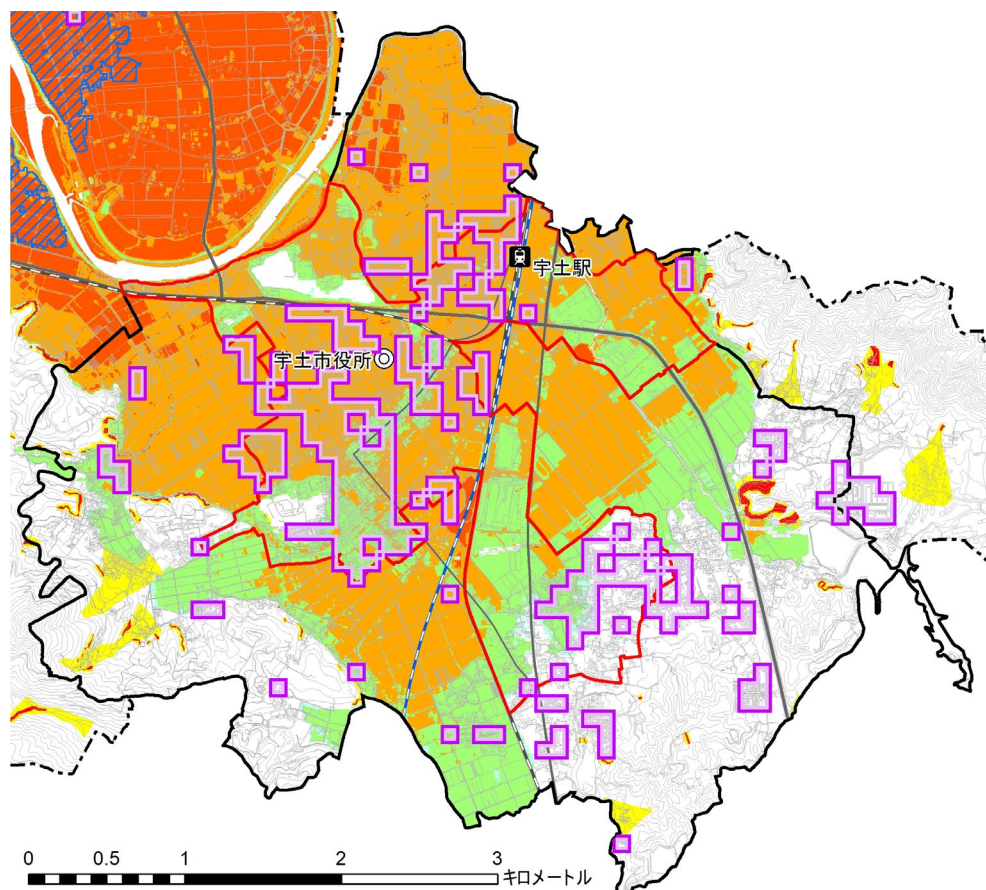


図 土砂災害警戒区域と人口分布（都市計画区域）

資料：国土数値情報ダウンロードサービス、庁内資料、令和2年国勢調査

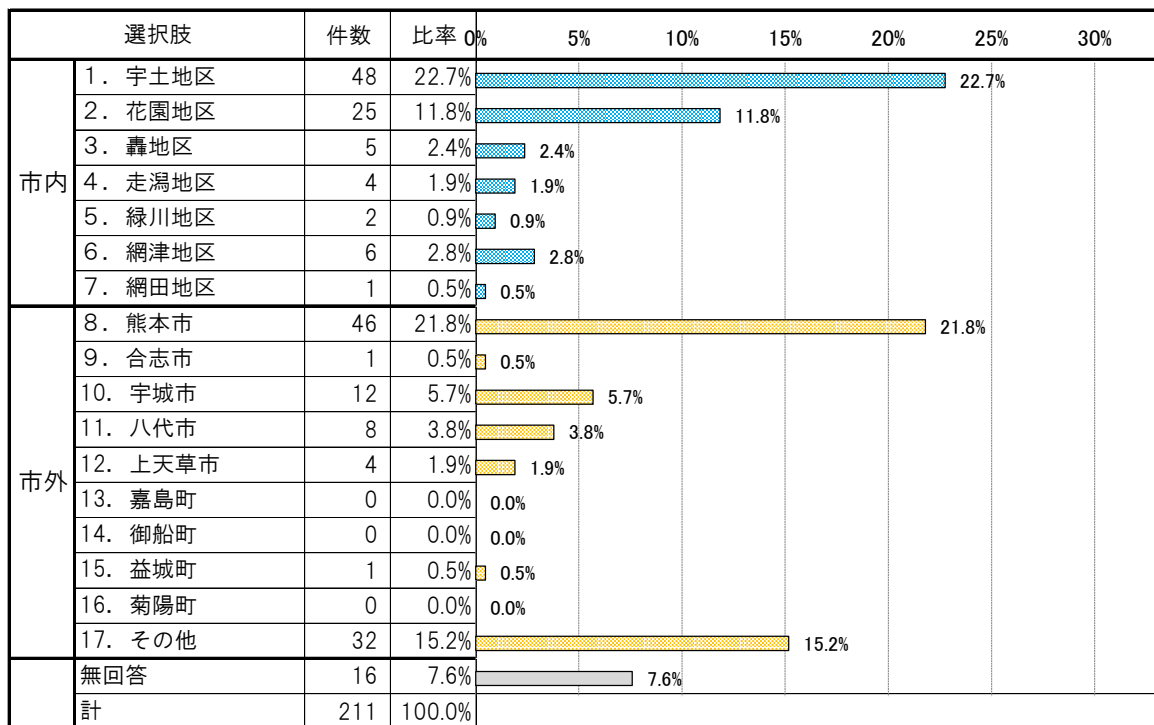
1.4 市民意向調査

本市では、市民意向を把握し、これからのまちづくりに向けた取組の参考とするため、市民アンケート調査を実施しました。

実施期間	令和 5 (2023) 年 8 月～令和 5 (2023) 年 9 月
対象者	満 18 歳以上の市民 2,000 名（無作為抽出）
回収率	38.4%（回収数 767 通）

●以前住んでいた場所（居住歴が 10 年未満）

市内の「宇土地区」が 22.7%で最も多く、次いで市外の「熊本市」が 21.8%、市内の「花園地区」が 11.8%となっています。

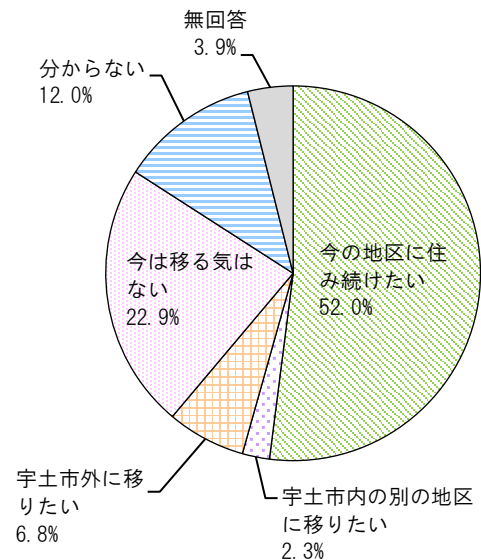


● 定住意向

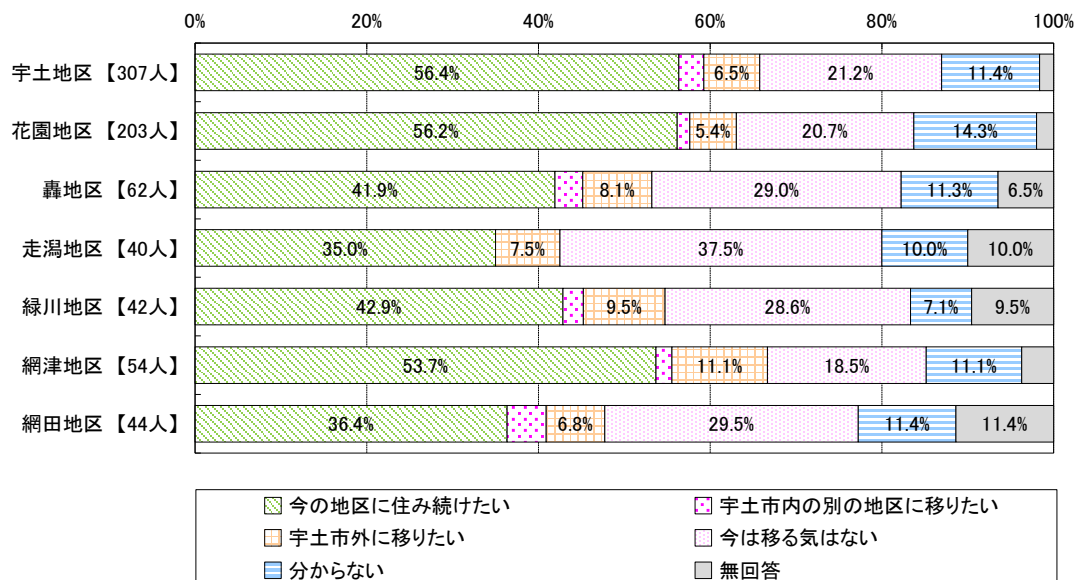
「今の地区に住み続けたい」が52.0%で圧倒的に多く、次いで「今は移る気はない」22.9%となっており、定住意向は強いことが伺われます。

地区別にみても、「今の地区に住み続けたい」と「今は移る気はない」の合計は、どの地区も7割前後を占めており、定住意向は強い傾向となっています。特に宇土地区、花園地区は定住意向が強くなっています。

選択肢	件数	比率
1. 今の地区に住み続けたい	399	52.0%
2. 宇土市内の別の地区に移りたい	18	2.3%
3. 宇土市外に移りたい	52	6.8%
4. 今は移る気はない	176	22.9%
5. 分からない	92	12.0%
無回答	30	3.9%
計	767	100.0%



□ 地区別

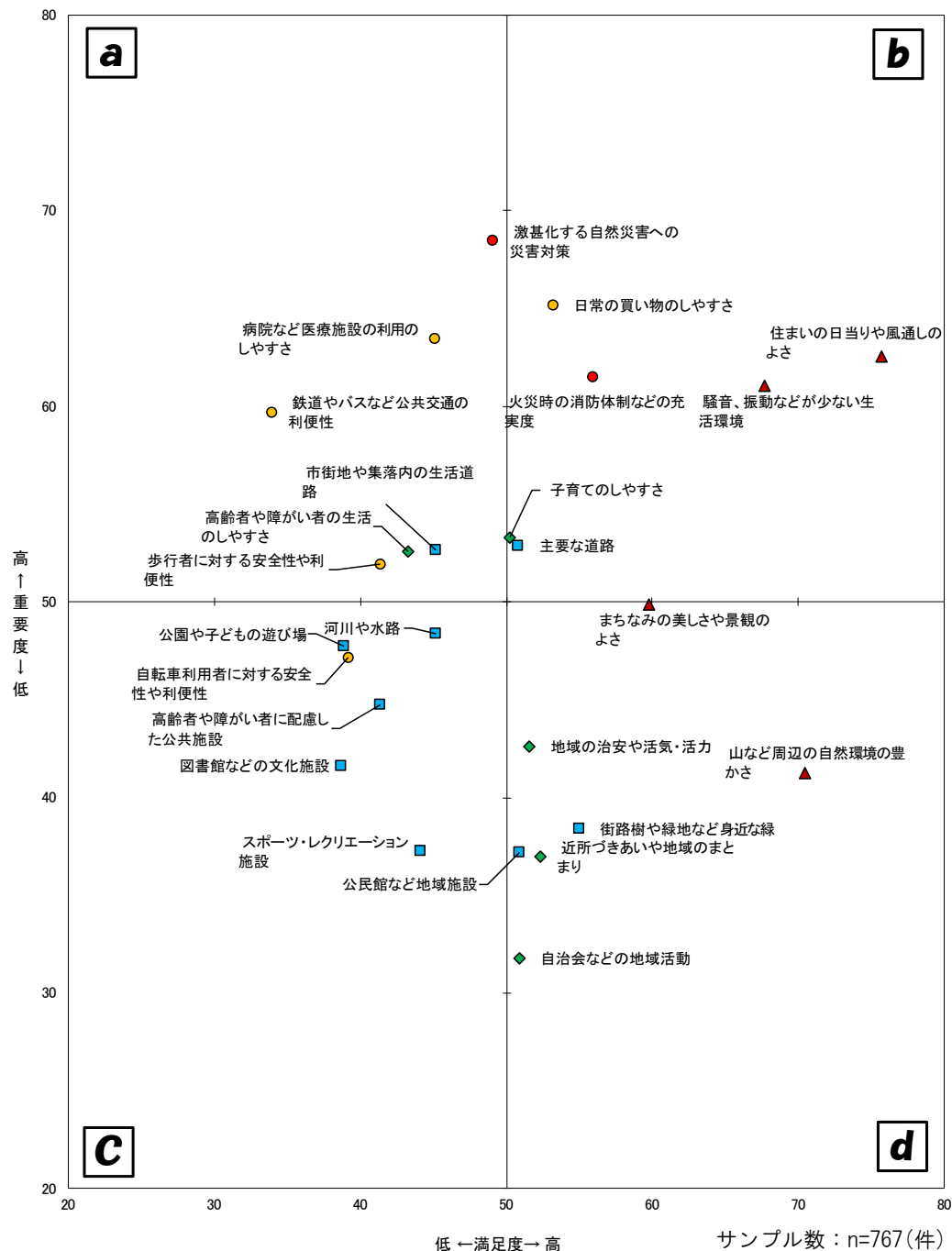


●住まいの地区の満足度・重要度

「病院など医療施設の利用のしやすさ」、「鉄道やバスなど公共交通の利便性」など『便利さ』に関する項目や、「激甚化する自然災害への災害対策」などは、重要度は高いものの、満足度は低くなっています。これらが位置する a ゾーンは、優先的に改善が求められる項目となります。

満足度と重要度を点数化して偏差値を算定し、縦軸に重要度、横軸に満足度をとってグラフ化

- a** ゾーン：満足度が低く、重要度が高い **b** ゾーン：満足度・重要度がともに高い
c ゾーン：満足度・重要度がともに低い **d** ゾーン：満足度が高く、重要度が低い

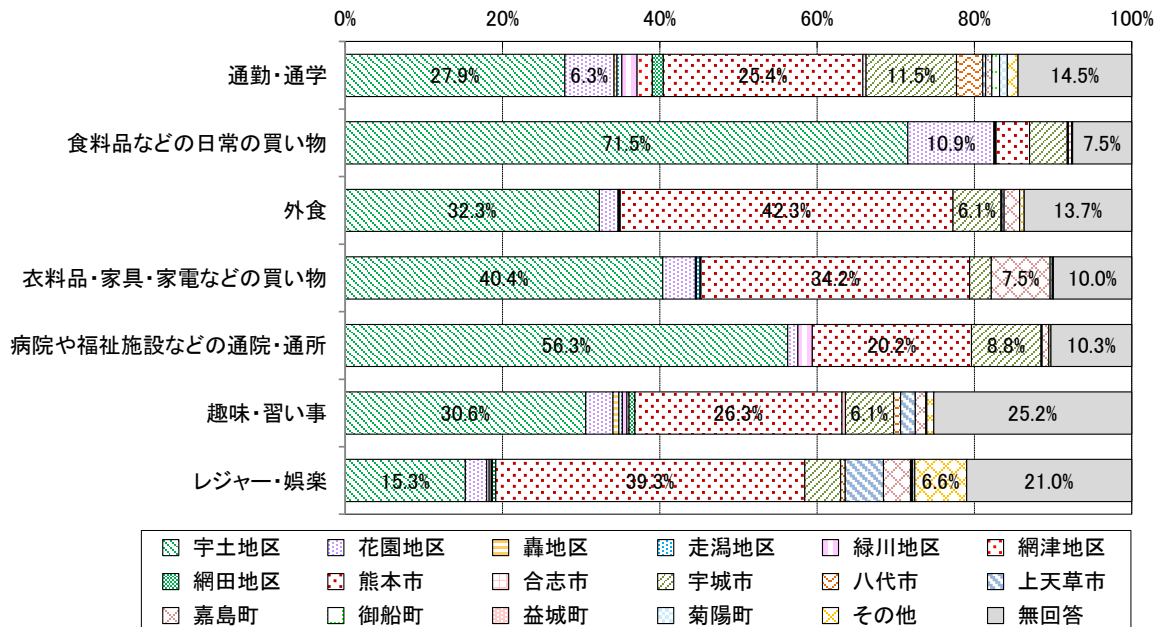


- ▲「快適さ」に関する項目 ●「安全」に関する項目 ●「便利さ」に関する項目
■「公共施設の整備・維持管理」に関する項目 ◆「地域社会」に関する項目

●日常生活の利用地域と移動手段

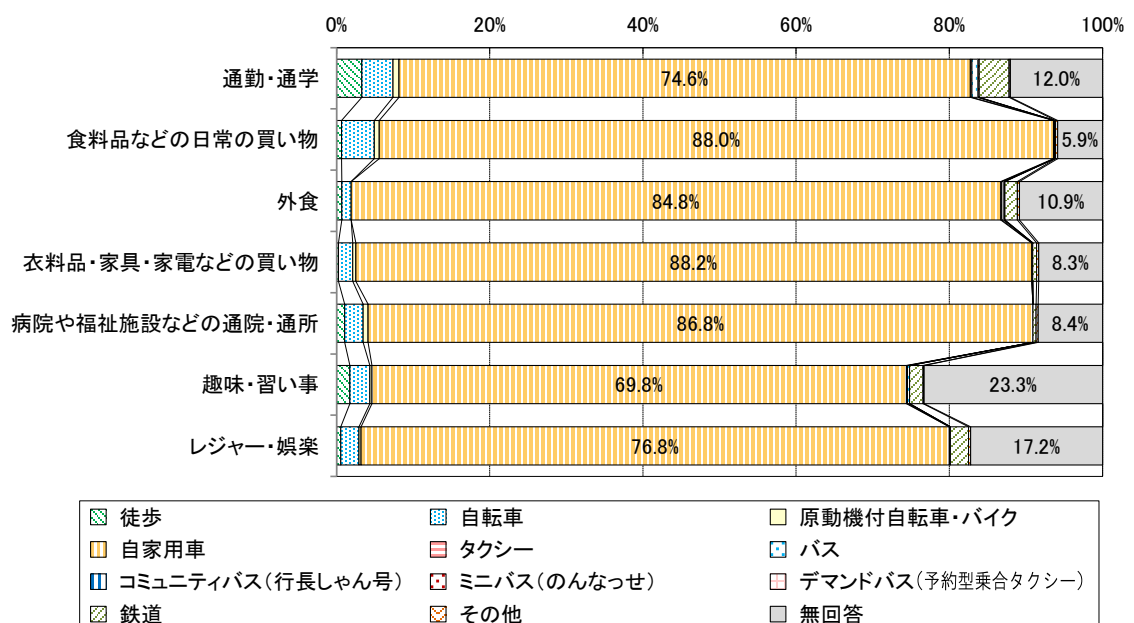
①最も利用する施設の場所

『食料品などの日常の買い物』や『病院や福祉施設などの通院・通所』など生活に密着した行動については「宇土地区」が最も多いが、『外食』『レジャー・娯楽』など非日常的なものについては「熊本市」が最も多くなっています。



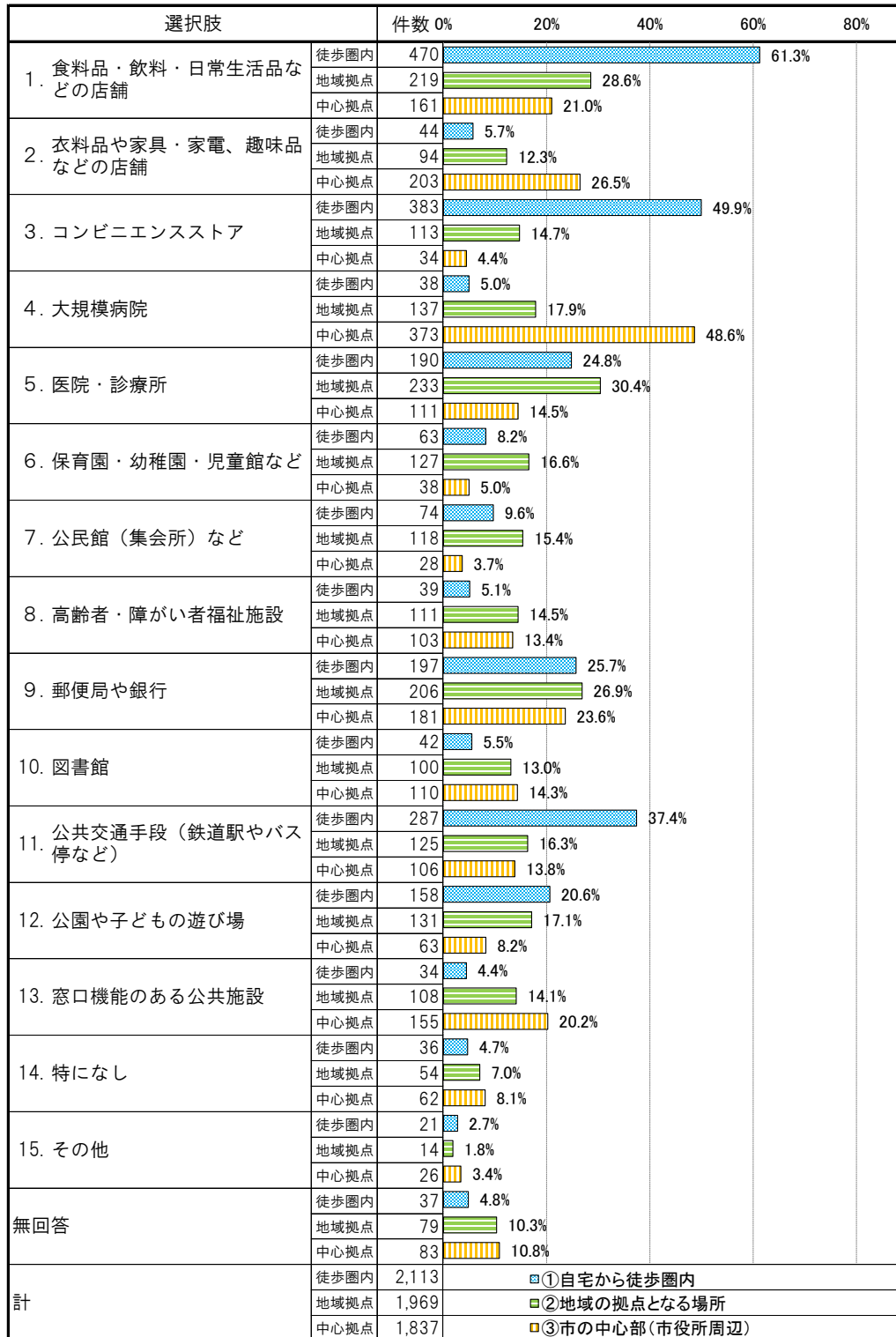
②交通手段

交通手段については、いずれの行動でも「自家用車」が圧倒的に多くなっています。「バス」「コミュニティバス」「ミニバス」「デマンドバス（予約型乗合タクシー）」「鉄道」などの公共交通は、最も多い『通勤・通学』でも5%未満となっています。



●市民の望む施設の立地

各拠点で必要な場所を総合的に比較すると、徒歩圏内の「食料品・飲料・日常生活品などの店舗」「コンビニエンスストア」や、中心拠点の「大規模病院」の割合が高いことがうかがえます。



集計母数767名

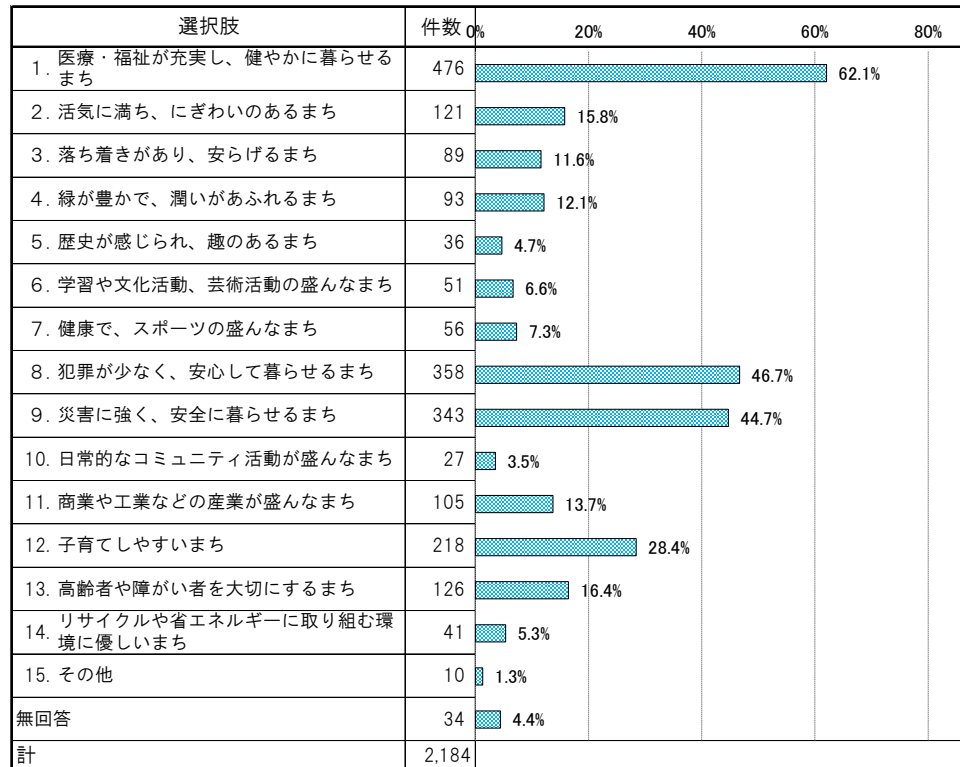
徒歩圏内 4つ以上回答した30名を含む。

地域拠点 4つ以上回答した26名を含む。

中心拠点 4つ以上回答した11名を含む。

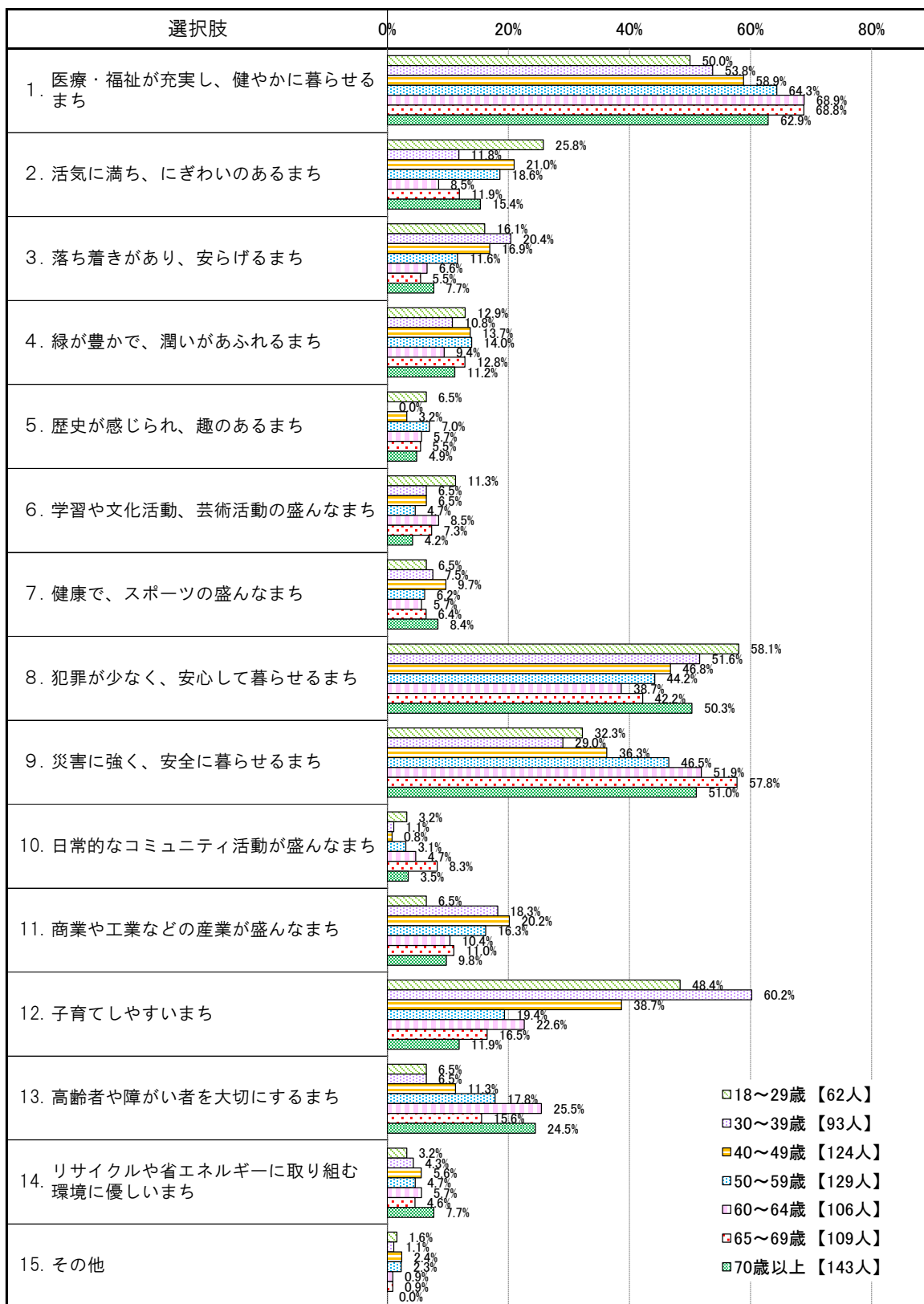
●将来像（目指すべきまち）

将来像としては、「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」が最も多く、次いで「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」、「災害に強く、安全に暮らせるまち」となっています。



□年齢別

年齢別にみても大差はないものの、30歳代以下の子育て世代では、「子育てしやすいまち」の割合が他の世代に比べ高くなっています。



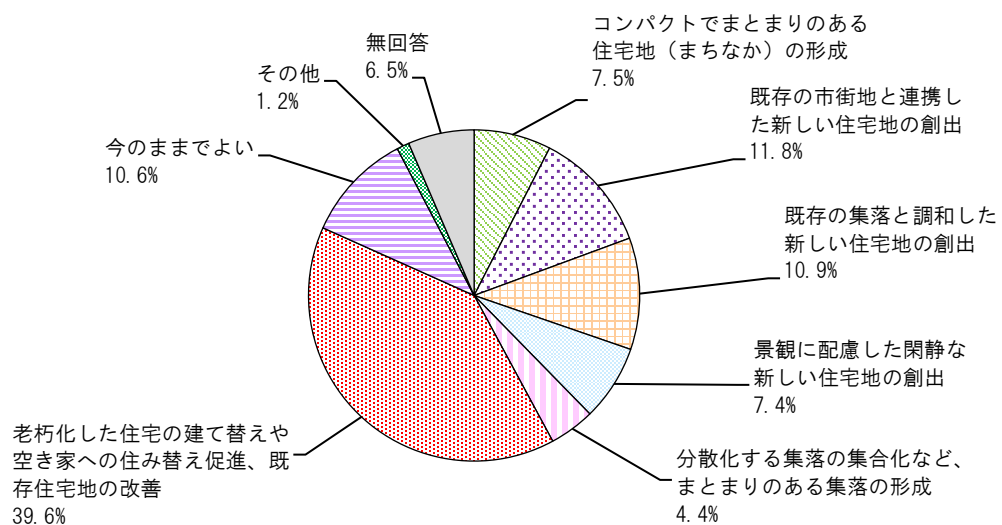
●今後特に重要と思われる施策

① 住宅地について

住宅地については、「老朽化した住宅の建て替えや空き家への住み替え促進、既存住宅地の改善」が39.6%で最も多く、次いで「既存の市街地と連携した新しい住宅地の創出」11.8%となっています。

選択肢	件数	比率
1. コンパクトでまとまりのある住宅地（まちなか）の形成	56	7.5%
2. 既存の市街地と連携した新しい住宅地の創出	88	11.8%
3. 既存の集落と調和した新しい住宅地の創出	81	10.9%
4. 景観に配慮した閑静な新しい住宅地の創出	55	7.4%
5. 分散化する集落の集合化など、まとまりのある集落の形成	33	4.4%
6. 老朽化した住宅の建て替えや空き家への住み替え促進、既存住宅地の改善	294	39.6%
7. 今のままでよい	79	10.6%
8. その他	9	1.2%
無回答	48	6.5%
計	743	100.0%

※複数回答による集計除外 24 名

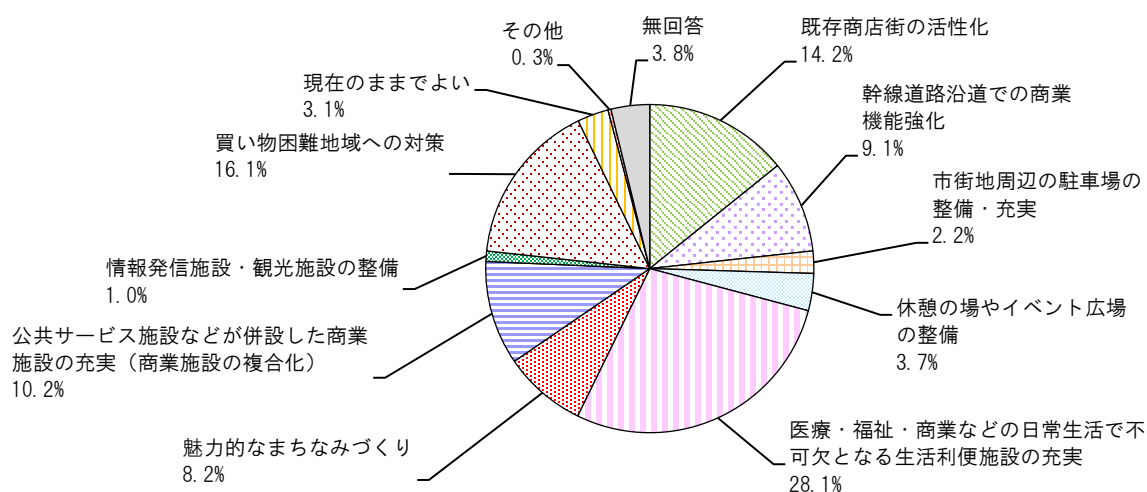


② 商業地について

商業地については、「医療・福祉・商業などの日常生活で不可欠となる生活利便施設の充実」が28.1%で最も多く、次いで「買い物困難地域への対策」16.1%、「既存商店街の活性化」14.2%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 既存商店街の活性化	97	14.2%
2. 幹線道路沿道での商業機能強化	62	9.1%
3. 市街地周辺の駐車場の整備・充実	15	2.2%
4. 休憩の場やイベント広場の整備	25	3.7%
5. 医療・福祉・商業などの日常生活で不可欠となる生活利便施設の充実	192	28.1%
6. 魅力的なまちなみづくり	56	8.2%
7. 公共サービス施設などが併設した商業施設の充実（商業施設の複合化）	70	10.2%
8. 情報発信施設・観光施設の整備	7	1.0%
9. 買い物困難地域への対策	110	16.1%
10. 現在のままでよい	21	3.1%
11. その他	2	0.3%
無回答	26	3.8%
計	683	100.0%

※複数回答による集計除外 84 名

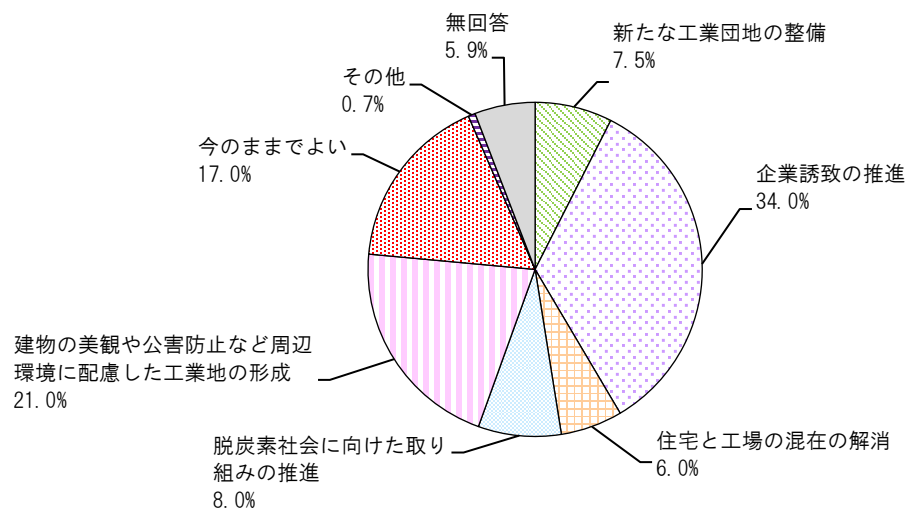


③ 工業地について

工業地については、「企業誘致の推進」が 34.0%で最も多く、次いで「建物の美観や公害防止など周辺環境に配慮した工業地の形成」21.0%となっています。逆に、「今のままでよい」も 17.0%で 2 割弱を占めています。

選択肢	件数	比率
1. 新たな工業団地の整備	55	7.5%
2. 企業誘致の推進	250	34.0%
3. 住宅と工場の混在の解消	44	6.0%
4. 脱炭素社会に向けた取り組みの推進	59	8.0%
5. 建物の美観や公害防止など周辺環境に配慮した工業地の形成	154	21.0%
6.今のままでよい	125	17.0%
7. その他	5	0.7%
無回答	43	5.9%
計	735	100.0%

※複数回答による集計除外 32 名

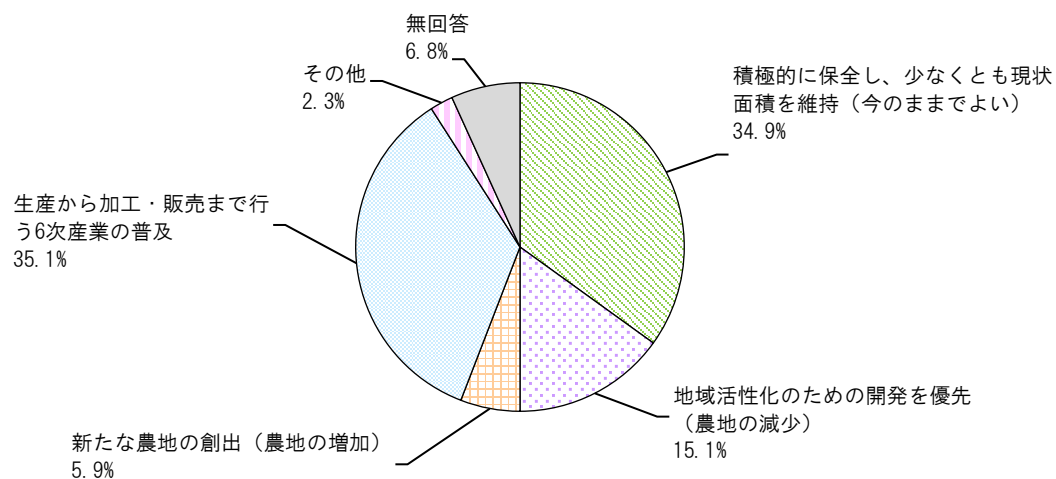


④ 農地の保全・活用について

農地の保全・活用については、「生産から加工・販売まで行う 6 次産業の普及」が 35.1%で最も多く、次いで「積極的に保全し、少なくとも現状面積を維持(今のままでよい)」34.9%、「地域活性化のための開発を優先（農地の減少）」15.1%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 積極的に保全し、少なくとも現状面積を維持（今のままでよい）	262	34.9%
2. 地域活性化のための開発を優先（農地の減少）	113	15.1%
3. 新たな農地の創出（農地の増加）	44	5.9%
4. 生産から加工・販売まで行う 6 次産業の普及	263	35.1%
5. その他	17	2.3%
無回答	51	6.8%
計	750	100.0%

※複数回答による集計除外 17 名

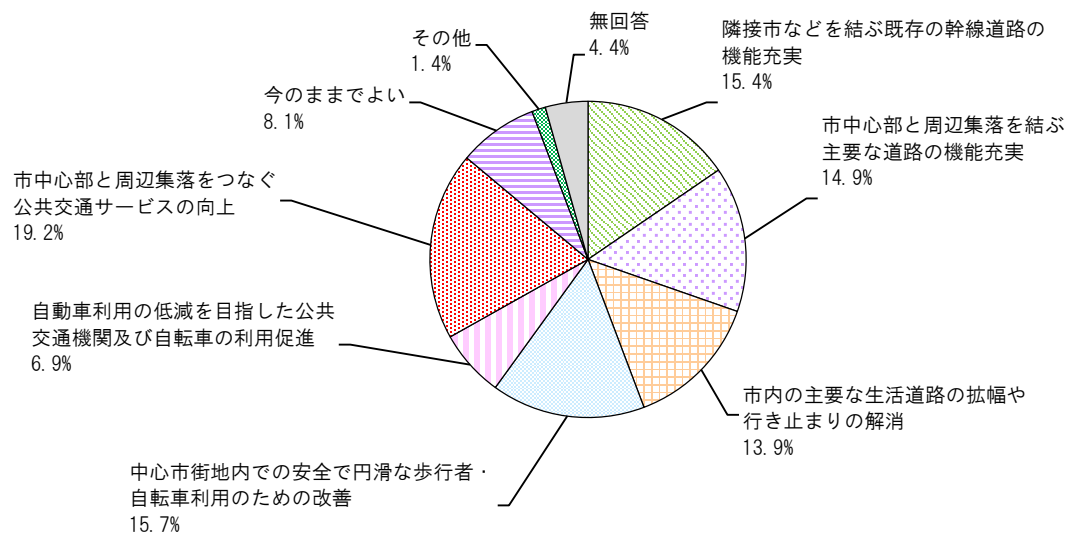


⑤ 道路・交通について

道路・交通については、「市中心部と周辺集落をつなぐ公共交通サービスの向上」が19.2%で最も多く、次いで「中心市街地内での安全で円滑な歩行者・自転車利用のための改善」15.7%、「隣接市などを結ぶ既存の幹線道路の機能充実」15.4%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 隣接市などを結ぶ既存の幹線道路の機能充実	110	15.4%
2. 市中心部と周辺集落を結ぶ主要な道路の機能充実	106	14.9%
3. 市内の主要な生活道路の拡幅や行き止まりの解消	99	13.9%
4. 中心市街地内での安全で円滑な歩行者・自転車利用のための改善	112	15.7%
5. 自動車利用の低減を目指した公共交通機関及び自転車の利用促進	49	6.9%
6. 市中心部と周辺集落をつなぐ公共交通サービスの向上	137	19.2%
7.今のままでよい	58	8.1%
8. その他	10	1.4%
無回答	31	4.4%
計	712	100.0%

※複数回答による集計除外 55 名

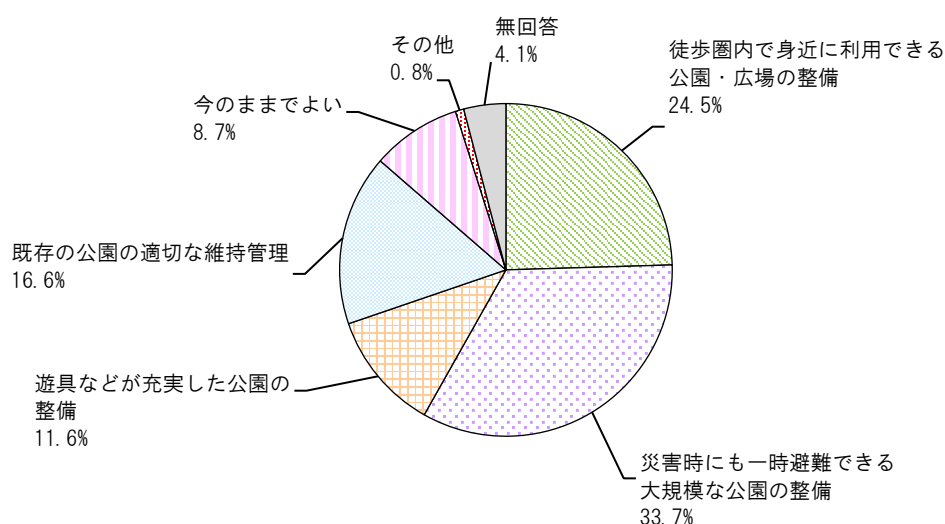


⑥ 公園について

公園については、「災害時にも一時避難できる大規模な公園の整備」が 33.7%で最も多く、次いで「徒歩圏内で身近に利用できる公園・広場の整備」24.5%、「既存の公園の適切な維持管理」16.6%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 徒歩圏内で身近に利用できる公園・広場の整備	180	24.5%
2. 災害時にも一時避難できる大規模な公園の整備	247	33.7%
3. 遊具などが充実した公園の整備	85	11.6%
4. 既存の公園の適切な維持管理	122	16.6%
5.今のままでよい	64	8.7%
6. その他	6	0.8%
無回答	30	4.1%
計	734	100.0%

※複数回答による集計除外 33 名

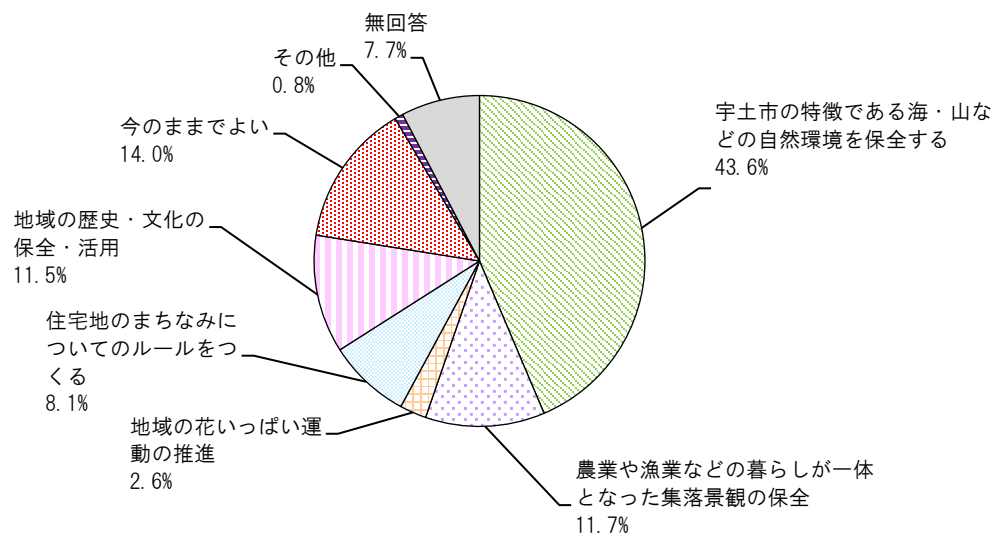


⑦ 風景や景観について

風景や景観については、「宇土市の特徴である海・山などの自然環境を保全する」が43.6%で最も多いが、「今のままでよい」も14.0%で次いで多くなっています。

選択肢	件数	比率
1. 宇土市の特徴である海・山などの自然環境を保全する	318	43.6%
2. 農業や漁業などの暮らしが一体となった集落景観の保全	85	11.7%
3. 地域の花いっぱい運動の推進	19	2.6%
4. 住宅地のまちなみについてのルールをつくる	59	8.1%
5. 地域の歴史・文化の保全・活用	84	11.5%
6.今のままでよい	102	14.0%
7. その他	6	0.8%
無回答	56	7.7%
計	729	100.0%

※複数回答による集計除外 32 名

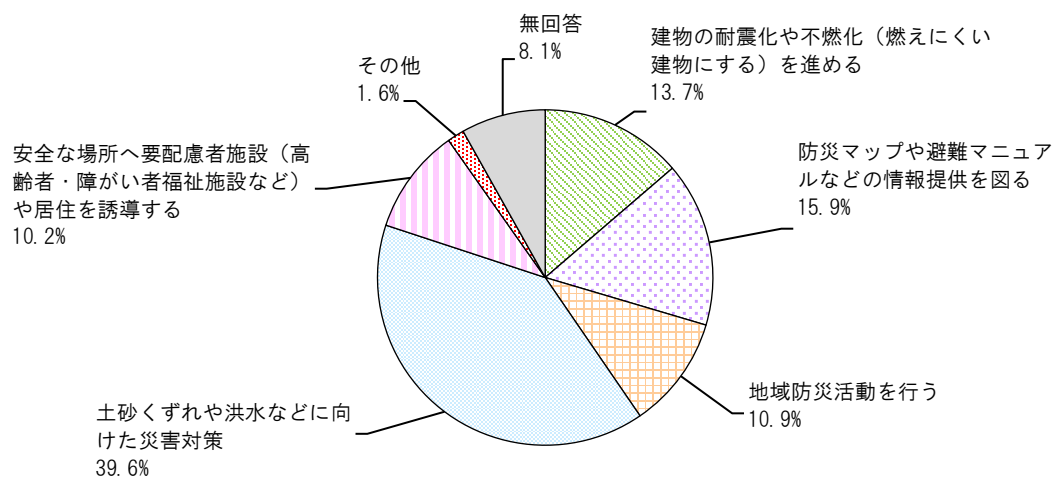


⑧ 防災まちづくりについて

防災まちづくりについては、「土砂くずれや洪水などに向けた災害対策」が 39.6%で最も多く、次いで「防災マップや避難マニュアルなどの情報提供を図る」15.9%、「建物の耐震化や不燃化（燃えにくい建物にする）を進める」13.7%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 建物の耐震化や不燃化（燃えにくい建物にする）を進める	101	13.7%
2. 防災マップや避難マニュアルなどの情報提供を図る	117	15.9%
3. 地域防災活動を行う	80	10.9%
4. 土砂くずれや洪水などに向けた災害対策	292	39.6%
5. 安全な場所へ要配慮者施設（高齢者・障がい者福祉施設など）や居住を誘導する	75	10.2%
6. その他	12	1.6%
無回答	60	8.1%
計	737	100.0%

※複数回答による集計除外 30 名

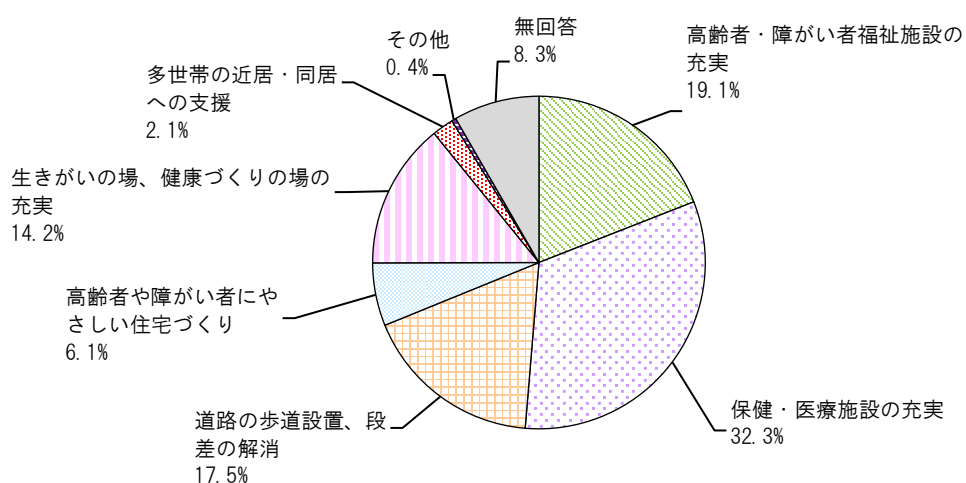


⑨ 福祉の充実について

福祉の充実については、「保健・医療施設の充実」が32.3%で最も多く、次いで「高齢者・障がい者福祉施設の充実」19.1%、「道路の歩道設置、段差の解消」17.5%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 高齢者・障がい者福祉施設の充実	137	19.1%
2. 保健・医療施設の充実	232	32.3%
3. 道路の歩道設置、段差の解消	126	17.5%
4. 高齢者や障がい者にやさしい住宅づくり	44	6.1%
5. 生きがいの場、健康づくりの場の充実	102	14.2%
6. 多世帯の近居・同居への支援	15	2.1%
7. その他	3	0.4%
無回答	60	8.3%
計	719	100.0%

※複数回答による集計除外 48 名



印刷調整用白紙

1.5 まちづくりの基本的課題

本市の現況や上位・関連計画での位置づけなどから、都市づくりの基本的課題を整理します。

	現状及び問題点	市民の意向	上位・関連計画の位置づけ等	課題と方向性
都市構造	【人口動態】 - 人口集中地区（DID 地区）は、拡大しているが、人口密度は減少している - R2 から R27 までの 25 年間に総人口は 18%減少する見込み - R27 時点では、全体に占める 65 歳以上の人口は 38.5%となる見込み - 地区別人口では、都市計画区域内外で都市計画区域外の方が減少率は大きい - 地区別人口密度増減では、西部地域に 20%以上減少する地域が多い - 地区別高齢化率では、西部地域のほとんどが、高齢化率 40%以上となる 《問題点》 - 都市計画区域内においてスポンジ化が進んでいる - 人口減少や少子高齢化に歯止めが利かない状態にあり、更なる社会保障関係費が増加する - 西部地域では、著しい人口の減少や高齢化に伴いコミュニティ機能の低下、にぎわいの減少などがさらに進む 【都市の性格】 - 近年、通勤通学による流入率は増加しているが、流出超過の状況に変化はない - 流入流出共に熊本市との結びつきが強い - 周辺都市等のベッドタウンとして機能する「住機能型」の都市 【公共交通】 - 市営のコミュニティバスやミニバスは、市内の移動を支えており、網田・網津地区(長部田区・小部田区)と市街地を結ぶ移動はデマンドバス（予約型乗合タクシー）が支えている - 一方、利用交通手段の割合の 75%が自家用車を利用しており、公共交通の利用は約 1 割 - R2 時点の公共交通利便地域への居住率は 39.3% 《問題点》 - 一定の公共交通網が形成されているが、利用率が低い - 自家用車への依存度が高い	【満足度・重要度】 - 満足度が低く、重要度が高い項目は次のとおりで、災害対策、医療・福祉、公共交通に対する意識が強い傾向にある 「激甚化する自然災害への災害対策」 「病院など医療施設の利用のしやすさ」 「鉄道やバスなど公共交通の利便性」 「子育てのしやすさ」 「市街地や集落内の生活道路」 「高齢者や障がい者の生活のしやすさ」 「歩行者に対する安全性や利便性」 【将来像】 - H29 年度調査時（総合計画前期）の際とほぼ同様の結果となった。前回からの相違点としては、犯罪及び子育てに対する意識が高まっていることが挙げられる 「医療・福祉が充実し、健やかに暮らせるまち」62% 「犯罪が少なく、安心して暮らせるまち」47% 「災害に強く、安全に暮らせるまち」45% 「子育てしやすいまち」28% ※「子育てしやすいまち」は、30 代では 60%、30 代未満は 48%と一部の世代では高い 【居住年数】 - 居住年数 10 年未満の方（211 名）の前居住地は市内と市外で半々であり、市外からの転入は熊本市からが最も多い 【定住意向】 - 市内の定住意向は 77.2%と高く、市外への移住を希望する割合は 6.8%と低い 【日常生活の利用地域と移動手段】 「食料品などの日常の買い物」や「病院や福祉施設などの通院・通所」は市内利用が最も多く、それ以外の設問では、市外利用（特に熊本市）が多い - 交通手段については、いずれの行動でも「自家用車」が圧倒的に多い	【第 6 次宇土市総合計画後期基本計画】 - JR 宇土駅周辺施設を利用したパークアンドライドの推進 - 半導体関連企業の誘致 - 災害に強いまちづくり - 救急医療体制の確保 - 持続可能な公共交通ネットワークの構築 - 子育て支援体制の充実 - 生活道路などの整備・維持管理 - 包括的な支援体制による高齢者福祉の推進 - 障がい者への生活支援・情報提供・相談体制の充実 - 防犯対策などの推進 【宇土市地域公共交通計画】 - コミュニティ交通の見直し 【熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針】 「白川・緑川流域圏」の生活中心都市 - 基礎的な一定レベルの生活支援機能の維持・向上等を実現する都市づくり 【宇土・宇城広域圏都市計画区域マスタープラン】 - 九州縦貫自動車道や国道等で結ばれる地域と連携し、良好な住環境の形成と日常的な都市的サービスの向上を図る 【熊本県土地利用基本計画】 - 熊本天草幹線道路の整備を促進する - 歴史的・文化的に優れた観光資源等を生かした地域づくりを進める 【熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画】 - 自家用車から公共交通機関への利用転換を促進する	- 人口減少に対応した計画的な拠点づくり - 若者を中心とした定住移住の促進 - 居住の誘導による、市街地の人口密度向上 - ベッドタウンとしての強みを生かした施策の検討・実施 - 脱炭素社会に向けた公共交通の利用促進 - 将来の都市運営コスト抑制を見据えたまちづくり

印刷調整用白紙

	現状及び問題点	市民の意向	上位・関連計画の位置づけ等	課題と方向性
土地利用	【産業】 ・ 就業者数は、H17 をピークに減少傾向にあり、第1次産業の就業者割合は1割を下回る ・ 一方、第2次産業の就業者割合は2割程度で横ばいに推移 ・ 農家数及び農業就業人口は、H12 と比較すると、共に3～4割程度減少しており、農業総生産額では6割程度減少している ≪問題点≫ ➢ 担い手減少による第1次産業の衰退 ➢ 農水産物減少による観光への悪影響 ➢ 耕作放棄地の増加 【都市計画区域内の土地利用】 ・ 用途地域の都市的土地利用が81%と高い水準にある ・ 用途白地地域の都市的土地利用も32%あり、その多くが住宅用地 ≪問題点≫ ➢ 用途白地地域への開発圧力が高まっており、無秩序な市街地の形成 【住宅地】 ・ 市内全域に空き家が点在している ・ 都市計画区域内における新築件数は、H28～R3 の間に約1,000件あり、うち約4割は用途白地地域内で建築されている ≪問題点≫ ➢ 空き家による火災の危険性や倒壊、景観の阻害 ➢ 用途白地地域の用途混在による住環境の悪化が危惧される	【産業】 ・ 商業地については、「医療・福祉・商業などの日常生活で不可欠となる生活利便施設の充実」が最も重要視されている。また、宇土・花園・轟地区以外においては、「買い物困難地域への対策も重要視」されている ・ 工業地については、「企業誘致の推進」が最も重要視されている ・ 農地の保全・活用については、「積極的に保全し、少なくとも現状面積を維持(今のままでよい)」及び「生産から加工・販売まで行う6次産業の普及」が重要視されている 【住宅地】 ・ 住宅地については、「老朽化した住宅の建て替えた空き家への住み替え促進、既存住宅地の改善」が最も重要視されている。次いで、「新たな住宅地の創出」が重要視されている	【第6次宇土市総合計画後期基本計画】 ・ 産業経済の発展や定住移住に向けて、有効な土地利用方策の検討を進める ・ JR宇土駅周辺施設の適切な維持管理 ・ 民間開発を誘導する行政主導による土地開発推進 ・ 農林水産業の生産基盤の整備、農林業の経営基盤強化・担い手育成支援 ・ 住環境の安全の確保、定住移住促進施策の推進 ・ 住宅地開発・空き家活用による定住促進 【宇土・宇城広域圏都市計画区域マスタープラン】 ・ 「エコ・コンパクトな都市づくり」を目指し、都市機能の集積・居住の誘導に努め、環境負荷低減に寄与する集約型の土地利用の実現を図る 【宇土市農業振興地域整備計画】 ・ 農用地等の保全計画 ・ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ・ 耕作放棄地の発生抑制、再生	■ 既存住環境の保全 ■ 生活利便施設の適正確保・維持 ■ 空き家解消に向けた施策の推進 ■ 遊休地・未利用地における土地の有効活用 ■ 新たな企業立地に向けた産業地整備 ■ 企業誘致や地場産業の活性化による雇用の確保 ■ 農地の適正な保全と農業の活性化

印刷調整用白紙

	現状及び問題点	市民の意向	上位・関連計画の位置づけ等	課題と方向性
都市施設整備	【道路】 - 国道3号及び国道57号、国道501号、主要地方道八代鏡宇土線、一般県道川尻宇土線等を基軸に道路網が形成されている - 都市計画道路は、9路線中5路線が未整備 《問題点》 ➤ 国・県道の多くで交通が混雑している ➤ 長期未着手の路線もあり、土地利用を長期間制限している 【公園】 - 都市計画公園は全て整備済み 【下水道】 - R2時点の汚水処理普及率は83.8%、下水道整備率は76.2% 【生活利便施設】 - 用途地域内の充足状況が高い - 西部地域の医療施設は1箇所のみ 《問題点》 ➤ 充足状況の低い地域も多くあり、西部地域での医療施設は特に少ない	【施設の立地】 - 自宅から徒歩圏内では、日常生活品等の店舗やコンビニエンスストアが求められている - 各地区公民館周辺など地域の拠点では、日常生活品の店舗や医院・診療所・郵便局・銀行が求められている - 市の中心部では、大規模病院が特に求められている 【道路・交通】 - 道路については、特筆して重要視されるものはなかったが、機能充実や行き止まりの解消は一定数重要視されている - 交通については、宇土地区以外の6地区では、「市中心部と周辺集落をつなぐ公共交通サービスの向上」が重要視されており、宇土地区では、「中心市街地内での安全で円滑な歩行者・自転車利用のための改善」が重要視されている 【公園】 - 公園については、「災害時にも一時避難できる大規模な公園の整備」及び「徒歩圏内で身近に利用できる公園・広場の整備」が重要視されている 【福祉の充実】 「保険・医療施設の充実」が重要視されている。 - また、東部地域では、「道路の歩道設置、段差解消」が重要視されており、西部地域では、「高齢者・障がい者福祉施設の充実」が重要視されている	【第6次宇土市総合計画後期基本計画】 - 熊本天草幹線道路の整備促進 - 都計道及び接続する市道の整備推進 - 下水道などの整備・充実生活道路などの整備・維持管理 - 公共交通ネットワークの維持・充実 【宇土市公共施設等総合管理計画】 - 公共施設における安全の確保、集約化 【宇土市地域公共交通計画】 - 移動ニーズを踏まえつつ、まちづくりと連携した一体的な地域公共交通体系の構築 【宇土市地域防災計画】 - 広域避難場所の整備計画	■ 都市計画道路の適正な配置と整備 ■ 緊急輸送路および避難路の適切な確保 ■ 都市公園の適切な配置・管理 ■ 下水道の計画的整備促進 ■ 各拠点間及び隣接市町との道路ネットワークの維持・構築 ■ 熊本天草幹線道路を活用した交流・関係人口の増加
自然環境・景観形成	【地形】 - 山間部は標高が高く、平野部で市街地を形成 - 山間部の多くは森林地域となっており、平野部の農地の多くは農用地区域に指定されている 【景観・観光資源】 - 御輿来海岸や長部田海床路、轟水源など自然豊かな観光資源が多くみられる - 市全域に、景観・歴史資源が多くみられる	【風景や景観】 風景や景観については、「宇土市の特徴である海・山などの自然環境を保全する」が重要視されている	【第6次宇土市総合計画後期基本計画】 - 環境保全活動の推進 - 美しい自然と農・漁の恵みを生かし、活力とにぎわいを生むふるさとづくり - 地域の文化遺産の保存・活用 【熊本県景観計画】 - 特定施設届出地区：国道3号、国道57号、県道14号八代鏡宇土線	■ 森林・農地の保全 ■ 歴史・文化等の地域資源等の保全・活用 ■ 御輿来海岸や長部田海床路、轟水源などの優れた景観の保全・活用 ■ 良好な田園景観や集落景観の保全

印刷調整用白紙

	現状及び問題点	市民の意向	上位・関連計画の位置づけ等	課題と方向性
安全安心まちづくり	【土砂災害】 ・ 国道 57 号、地方主要道宇土不知火線沿いに多くの土砂災害警戒区域が存在 ・ 都市計画区域内の山間部における住宅地付近にも土砂災害警戒区域が存在 «問題点» ➢ 西部地域では、土砂災害により、道路が寸断され支援等が困難となる可能性がある 【浸水】 ・ 海沿いの地域で、津波浸水想定区域が存在 ・ 平野部の多くで、高潮浸水想定区域が存在 ・ 緑川・網津川水系周辺地域、市街地周辺の多くが洪水浸水想定区域に設定されている «問題点» ➢ 高潮や洪水の想定区域では、市役所庁舎周辺地を含む広い範囲で浸水する	【防災まちづくり】 ・ 防災まちづくりについては、「土砂くずれや洪水などに向けた災害対策」が最も重要視されている	【宇土市国土強靱化地域計画】 ・ 人命の保護が最大限図られること ・ 地域間、広域的な連携強化・整備 【第6次宇土市総合計画後期基本計画】 ・ 都計道及び接続する市道の整備推進による拠点間の連絡機能強化 【宇土市地域防災計画】 ・ 災害に強いまちづくり ・ 広域避難所の整備検討 ・ 避難所の機能強化 【宇土市水防計画】 ・ 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	■ 土砂災害への適切な対応 ■ 高潮浸水被害への適切な対応 ■ 洪水浸水被害への適切な対応 ■ 避難施設および避難路の適切な確保 ■ 高齢社会での自助・共助体制の充実 ■ 地域コミュニティの健全な育成 ■ 日常的な防災意識の醸成

※「交通体系」については、公共交通は都市構造へ、道路は都市施設整備へまとめて整理

印刷調整用白紙